

平成29年 第4回定例会

# 摂津市議会会議録

平成29年12月 5日開会  
平成29年12月20日閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成29年第4回定例会

### ○12月5日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 認定第1号～認定第8号	1- 3
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（増永和起議員、福住礼子議員、森西正議員）	
採決	
日程3 請願第2号	1-15
委員長報告（文教上下水道常任委員長）	
討論（野口博議員）	
採決	
日程4 議案第81号	1-17
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程5 議案第75号～議案第80号、議案第84号～議案第88号	1-17
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市長公室長）	
委員会付託	
日程6 報告第16号	1-25
報告（教育次長）	
日程7 議案第82号、議案第83号	1-26
提案理由の説明（建設部長、次世代育成部長）	
採決	
休会の決定	1-28
散会の宣告	1-28

○12月19日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	2-1
議事日程、本日の会議に付した事件	2-2
開議の宣告	2-3
会議録署名議員の指名	2-3
発言の申し出（市長）	2-3
日程1 議席指定の件	
日程2 一般質問	
香川良平議員	2-3
松本暁彦議員	2-10
檜村一臣議員	2-24
水谷毅議員	2-29
光好博幸議員	2-36
三好俊範議員	2-47
三好義治議員	2-55
増永和起議員	2-61
延会の宣告	2-74

○12月20日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
福住礼子議員	3-3
中川嘉彦議員	3-11
村上英明議員	3-18
安藤薫議員	3-24
南野直司議員	3-38
森西正議員	3-45
日程2 議案第75号～議案第80号、議案第84号～議案第88号	3-54
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長）	
討論（野口博議員）	
採決	
日程3 議案第89号～議案第94号	3-56
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市長公室長）	

質疑（三好義治議員）	
討論（香川良平議員）	
採決	
日程４ 議会議案第２１号、議会議案第２２号	----- 3-61
採決	
閉会の宣告	----- 3-62

☆添付資料

審議日程	----- 資料- 1
議案付託表	----- 資料- 2
一般質問要旨	----- 資料- 3
議決結果一覧	----- 資料- 6

# 摂津市議会会議録

平成29年12月5日

(第1日)

# 平成29年第4回摂津市議会定例会会議録

平成29年12月5日(火曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原 修	会 計 管 理 者	牛渡長子

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

## 1 議 事 日 程

- |    |           |  |                                      |
|----|-----------|--|--------------------------------------|
| 1, |           |  | 会期決定の件                               |
| 2, | 認 定 第 1 号 |  | 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件              |
|    | 認 定 第 2 号 |  | 平成28年度摂津市水道事業会計決算認定の件                |
|    | 認 定 第 3 号 |  | 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件        |
|    | 認 定 第 4 号 |  | 平成28年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件         |
|    | 認 定 第 5 号 |  | 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件       |
|    | 認 定 第 6 号 |  | 平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
|    | 認 定 第 7 号 |  | 平成28年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件          |
|    | 認 定 第 8 号 |  | 平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件       |
| 3, | 請 願 第 2 号 |  | 北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願             |
| 4, | 議 案 第 81号 |  | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件          |
| 5, | 議 案 第 75号 |  | 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第5号）               |
|    | 議 案 第 76号 |  | 平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）             |
|    | 議 案 第 77号 |  | 平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）            |
|    | 議 案 第 78号 |  | 平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）         |
|    | 議 案 第 79号 |  | 平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）           |
|    | 議 案 第 80号 |  | 平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）        |
|    | 議 案 第 84号 |  | 摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例制定の件         |
|    | 議 案 第 85号 |  | 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件   |
|    | 議 案 第 86号 |  | 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件      |
|    | 議 案 第 87号 |  | 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件       |
|    | 議 案 第 88号 |  | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件                 |
| 6, | 報 告 第 16号 |  | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件                   |
| 7, | 議 案 第 82号 |  | 損害賠償の額を定める件                          |
|    | 議 案 第 83号 |  | 損害賠償の額を定める件                          |

### 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程7まで

(午前10時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから平成29年第4回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

平成29年第4回摂津市議会定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は第4回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には師走、何かとお忙しいところ、ご参集賜り、まことにありがとうございます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件1件。予算案件といたしまして、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第5号)ほか5件。人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件1件。その他案件といたしまして、損害賠償の額を定める件2件。条例案件といたしまして、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例制定の件ほか4件。合計15件のご審議をお願いいたしますのでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りませう、お願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たり、ご挨拶とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、檜村議員及び渡辺議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、認定第1号など8件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 おはようございます。

ただいまから総務建設常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第4号、平成28年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、以上2件について、11月8日、9日及び14日の3日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、認定第4号については全員賛成をもって、認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 次に、文教上下水道常任委員長。

(水谷毅文教上下水道常任委員長 登壇)

○水谷毅文教上下水道常任委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第2号、平成28年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第5号、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上3件について、11月7日、9日及び10日の3日間

にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については全員賛成、認定第2号及び認定第5号については全員賛成をもって、認定すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(増永和起民生常任委員長 登壇)

○増永和起民生常任委員長 ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第3号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号、平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、平成28年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上5件について、11月7日、10日及び14日の3日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分、認定第7号及び認定第8号については賛成多数、認定第3号及び認定第6号については、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 議会運営委員長。

(南野直司議会運営委員長 登壇)

○南野直司議会運営委員長 ただいまから議会運営委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月30日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査し

ました結果、全員賛成をもって、認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 駅前等再開発特別委員長。

(野口博駅前等再開発特別委員長 登壇)

○野口博駅前等再開発特別委員長 ただいまから駅前再開発特別委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 水谷議員から先ほどの報告の中で一部訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。水谷議員。

○水谷毅議員 先ほどの文教上下水道常任委員長報告の中におきまして、審査結果の中で誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

認定第1号所管分についての結果につきまして、先ほど全員賛成と申し上げましたが、賛成多数の誤りでしたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○藤浦雅彦議長 ただいまの発言訂正を許可します。

委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表し

て、認定第1号、第7号、第8号について、反対討論を行います。

昨年、本市は市制施行50周年を迎えました。そして、新たに摂津市の将来に向けての基本的な方針を決めたわけであります。

今、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化してきています。

ことしは憲法及び地方自治法が施行されて、70年を迎えました。この間、地方分権の取り組みは1990年代以降、本格的に展開された新自由主義改革の大波と、二大政党による政権交代可能な政治システムの実現を目指した政治改革、内閣を頂点とする国家機構の再編強化という2つの流れの枠内で推進されてきました。

結果、憲法に基づく真の地方自治の確立とは異なり、形の上での国の事務・権限の地方への移譲にとどまったわけであります。

先の衆議院議員総選挙の結果、政権与党が国会の3分の2を占めたことにより、憲法改正への動きが強まっています。

自由民主党の日本国憲法改正草案によると、第9条のみならず、人権諸規定の見直し、天皇の地位、さらには立憲主義さえも祖上に上るという時代錯誤な内容が示されていますが、憲法は変えるのではなく、憲法をいかに地方自治に生かすのかということが求められています。

憲法と地方自治法が施行70年を迎えるに際して、本市としても基本的な問題として、地方自治とは本来何のためのものであったかをこれまでの成果と残された課題を検証し、今後と将来に向けてより豊かな民主主義と人権保障を展望することが重要だということを最初に申し上げておきます。

それではまず、自治体としての基本姿勢について6点申し上げます。

1つは、今日の最大の課題の1つである

貧困と格差拡大から市民の暮らしをしっかりと守り支える立場に立つという点です。

昨年度決算では、本市の基金、貯金は約3億円減少したとはいえ、143億円と大きく積み上げています。

また、市債、つまり借金については、一般会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計合わせて、2004年度は941億円だったものが、572億円と約4割減少しています。市民1人当たりの市債は、この12年間で115万円から67万円に減少したことになります。

市の財政は基金がふえ、市債が減り、今日、大阪府下でもトップクラスの財政力を持つに至っているわけであります。

その一方で、市民の暮らしは大変です。摂津市民の働く人の年間平均所得額は、この19年間で66万5,000円減っています。

ですから、財政状況はよいが将来は心配だから、これはできません。入院時食事療養費は非課税世帯に限定させてもらいます等々、こんな対応ではなく、市民の暮らしを守り支えるために、北摂一高い上下水道料金の引き下げや、国民健康保険料の値下げなど、財政力を活用することがとるべき施策ではないでしょうか。このことを改めて強調しておきます。

2つ目に、本市の将来計画についてです。昨年も強調しましたが、この間行われた総合計画の中間見直し、地方版総合戦略、人口ビジョンの策定をもとに、本市の新たなまちづくりが始まりました。

今後、さまざまな分野の将来計画の集約、統合の作業も行われていくこととなりますが、まずは市民生活の実態を直視し、市民に寄り添い、そして、全体の奉仕者として基本姿勢を兼ね備えた職員集団を確立して

いただきたいと思います。

その上で、前回も申し上げた市民意識調査で将来どんなまちになってほしいかとの設問に対して、回答された内容の実現に努力すべきだと思います。

第1位が、高齢者や障害者の方々も安心して生活できるまち。第2位が、市内・市外どこに行くにも便利なまち。第3位が、子どもの心と身体がバランスよく育っていくまち。第4位が、公害のない住環境の整ったまち。第5位が、河川などの自然や緑の多い美しいまちというものです。そして、常に市民の幸福度を尺度として推進されるよう、求めます。

3つ目は、市民参加にかかわる問題で、今回、第3期男女共同参画計画の改訂版素案に対するパブリックコメントが2人、3件しかなかったということについてです。

日ごろから積極的な活動を展開されている分野でのこの結果をどう見るかということです。本質的な問題として、本市が策定するさまざまな計画を市民へ説明する機会を工夫し、ご意見をもらえる環境の再構築をしなければ、市民参加での質的な成長は図れないと思いますので、根本的な見直しを求めます。

4つ目は、地方税における納税猶予制度改正に伴う本市の対応についてです。

2016年度から地方税についての納税猶予制度の改正が行われました。一定の改善がなされていると思いますが改めて、差し押さえ禁止財産は銀行口座に入ったものも含め差し押さえしないこと、分割納付中の差し押さえは行わないこと、滞納金額の返済期間の強要はしないことなど、地方税における猶予制度の見直しの趣旨に沿って、生活実態の把握に努め、市民に寄り添った対応をされるよう、求めておきます。

5つ目は、職員の労働環境についてです。この間、残業時間がふえ続けています。平均残業時間が3年前は93.2時間、2年前が95.4時間、昨年度は108.4時間となっています。5人が500時間を超えている状態です。

また、サービス残業についても懸念がありますので、厳正な調査をし、必要な対応と改善を求めます。

6つ目は、平和への取り組みです。本市も加盟している平和首長会議では、8月の第9回平和首長会議総会で、7月、国連で採択された核兵器禁止条約の早期発効のために、政府に対して条約への加盟を働きかけていくことを確認していますので、本市としてその努力をしていただきたいと思います。

次に、まちづくりの問題です。

1つは、災害対策です。豪雨対策については、先日、近畿地方整備局淀川河川事務所が発表した淀川洪水浸水想定区域の結果に基づいて、見直しをすることが必要になってきています。

その内容は淀川の枚方上流域で、1日360ミリの雨が降った場合、本市での最大浸水が7.3メートル、平均4.7メートルとなり、浸水面積は市域の55%に当たる8.2平方キロメートルとの内容です。

現在、本市の計画において、職員の防災力、地域の防災力、防災教育を3本柱として取り組んでいます。改めて今回の発表を受けての見直しを求めます。

2つ目に、2つの小学校跡地の活用についてです。市長が跡地売却の方針の凍結、防災空地として残すと表明されて、1年5か月がたちました。今が大事な時期だと思います。ぜひ跡地の活用について、さまざまな角度から市民が参加して議論する場を、

市長が任期中に設置されるよう、求めておきます。

3つ目に、安全対策。住みやすい環境という問題にかかわって、幾つか申し上げます。

千里丘三島線の三島三丁目付近の狭い歩道の拡幅。JR千里丘駅西口の交通混雑解消のほか、市内道路の安全対策を行うことを求めます。市内全域のバリアフリー対策や、市内公園のトイレの洋式化などを早急に推進していただきたい。低廉で住みやすい賃貸住宅としての市営住宅の増設など、計画的に取り組まれることも求めておきます。

次に、市民の暮らしや営業にかかわる問題です。市民課窓口委託業務について、当初の委託契約期間が満了した後も、2016年度と2017年度、公募を行わずに随意契約で業務委託を更新してきました。マイナンバー制度の開始とコンビニ交付の導入、市民サービスコーナーの廃止などが、窓口業務への業務量にどれだけ影響するか想定し得なかった等の説明を受けましたが、委託する業務の中身が変わるわけではなく、2年間公募を見送ってきたことの意図がわかりません。

民間委託ありきではなく、窓口業務のあり方について、再度振り返って検証を行うことを求めておきます。

産業振興課が所管する南千里丘の産業支援ルームについては、前年よりは利用の実績がふえているとのことですが、使用回数は年間わずか63回です。依然、管理費等との支出と比べても、もったいないと言わざるを得ません。

摂津市商工会とタイアップした取り組み以外に利用価値がないのか、2階の保育所との連携や子育て支援にかかわる取り組み

等も含めて、有効利用が図られるように活用を求めます。

環境センターにおける2014年度から2016年度までの時間外勤務手当について、不適切ではなかったのかと報道されたことについて、調査報告と説明がされました。

夜間の焼却炉の運転を民間委託することにかかわる引き継ぎ業務が新たに必要だったという趣旨は理解できますし、これまで炉の延命化に取り組み、修繕料も大きな費用を要する施設だけに、慎重に取り組まなければならないものです。

民生常任委員協議会では夕方の引き継ぎを時間より早くに行っていたと説明されましたが、委託先職員のサービス労働の問題も発生します。公共の現場で働く民間労働者が不適切な処遇では、安全・安心は守れません。これを期に、全庁的に市の仕事を担う民間労働者の実態把握に努め、公契約条例などにつなげていくこと、民間委託の拡大ではなく、市の職員をふやし、しっかりと公的責任を果たすことを求めます。

保健福祉課にかかわっても、社会福祉法人指導監査事業が、府からの権限移譲で昨年から行われています。桃林会問題があつて、他の法人には実施できていないと報告がありましたが、十分な体制がとれない中で、しっかりと責任を果たせるのでしょうか。必要な体制とスキルの積み上げもあわせて求めておきます。

次に、生活保護の住宅扶助基準の改悪の影響です。経過措置も終わり、基準を超える家賃を支払っている方が約260件いるということの中で、最低生活費をさらに削った暮らしをしつつも、安い家賃の住宅へ転居もできないと苦しんでいるわけです。

厚生労働省からの通知にある特別基準や

配慮措置について、該当者が1人もいないということがあるのでしょうか。前向きに検討していただき、個々のケースに対応できるように改善を求めます。

また、介護保険特別会計について、第6期介護保険事業計画の中で整備していく事業として、公募を行った複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護や、地域密着型の小規模特養が引き続き整備できていない現状のもとで、準備基金の積立額はふえる一途で、3億800万円にも上っています。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス維持や、保険料、利用料の負担が大変な市民の暮らしの状況も踏まえ、必要なサービスの確保と利用者負担の軽減に基金の活用を求めるものです。

次に、子育て・教育の問題です。子ども医療費助成の対象が、所得制限なしで中学校卒業まで拡大されたことは、多いに評価するものです。同時に、大幅に削減された入院時食事療養費助成の復活を求め、以下3点について、問題点を指摘します。

初めに、保育所の待機児童と保育の公的責任についてです。待機児童は、年度当初からふえ続けます。前年から2園開園、42名定員増が図られたものの、厚生労働省定義で平成29年度当初24名が待機児童となり、10月には107名へとふえました。

認可保育所をふやし、待機児童解消を図るべきです。社会福祉法人の運営辞退で、民営化が1年先延ばしとなった正雀保育所は、児童や保護者への影響を最小限に抑え、保育所運営を行いました。公立保育所であればこそその対応だったと考えます。

第5次行政改革に掲げる公立保育所の民営化方針を見直し、保育の公的責任をさら

に果たしていくことを求めます。

第2に、学力向上に向けた取り組みについてです。今、児童・生徒の学力をはかる物差しとして、民間業者による学力テストが頻繁に行われ、子どもたちはテストづけです。

地域や学校のランクづけ、真の学力向上からかけ離れたテスト対策など、学校教育をゆがめかねません。とりわけ、大阪府中学生チャレンジテストは、その結果が公立高校入試の内申点の基となる評定に反映されるなど、高校入試、中学校教育をゆがめるものです。見直し、中止を求めます。

教職員不足も深刻です。2016年度、病気休暇など教職員が欠員となった際、代替者が2週間以上未配置だったケースが17件。その中で最後まで配置できなかったケースが7件もありました。

講師確保に努力をされていることは承知していますが、人手不足は学校現場の多忙化に拍車をかけ、児童・生徒の学習や生活にも影響を与えるものです。国や大阪府に教職員の増員を強く働きかけ、摂津市独自でも予算を組み、少人数学級を拡大するよう、求めます。

第3に、学校給食についてです。この年度、新たに契約したばかりの調理業務受託業者の従業員への給料未払いが発覚しました。契約解除、保証会社へ契約が移されました。調理現場のモラル低下などによる事故誘発のリスク増大は避けられませんでした。安全・安心、法令遵守が大前提の学校給食現場であってはならないことです。既に10校中5校において導入されている民間委託を見直すとともに、これ以上の委託拡大をやめるよう、求めます。

最後に、平均喫食率3.7%のデリバリー方式選択制中学校給食を、学校給食法に

基づく自校調理全員給食へ抜本的に見直す検討を早急に行うことを求めて、反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました認定第1号から第8号について、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

まず、平成28年度を振り返りますと、4月の熊本県熊本地方を震源とする大地震に日本中が震撼した年でありました。これまでの常識を覆し、前震の発生の翌々にマグニチュード7.3の本震が発生するという、観測史上初めての震災でした。

その一方で、平成28年度には明るい話題もありました。8月にはリオデジャネイロオリンピックが開催され、日本は金銀銅合わせたメダルを41個獲得し、世界7位のメダル総数となりました。

また、最も印象に残っていることは、アメリカのオバマ大統領が、現職の大統領として、初めて広島市を訪問し、安倍首相とともに平和記念公園の原爆死没者慰霊碑に献花した場面であります。

オバマ大統領は核廃絶について、私が生きている間には実現しないかもしれないが、勇気をもって追求しなければならない。広島・長崎を道義的な目覚めとすべきだと訴え、被爆者を抱き寄せたのです。歴史的にも非常に大きな出来事でありました。

そのような国内状況の中、本市を振り返りますと、平成28年は市制施行50周年という輝かしい節目の年でした。とりわけ、リニューアルされた市民文化ホールで多くの市民の皆様とともに記念式典を開催し、50周年をお祝いしたことが、ついきのうのことのように思い出されます。

さらに、本市の財政状況に目を向けますと、平成28年度一般会計決算は2億7,438万円の実質収支黒字を確保しつつ、主要基金も約143億円に積み上げることができました。

また、一般会計の市債残高は約217億円となり、前年度末残高から18億3,908万円減少し、実質公債費比率も4.2%と前年度から1.1ポイント改善をいたしました。

これら幾つかの財政指標から一般会計決算を分析いたしますと、財政状況は好転の兆しが見られます。今後も油断することなく、中長期の財政基盤の確立に向け、しっかりと気を引き締め、知恵を絞って、一層の努力を重ねられることを期待しております。

基金のあるうちに第5次行政改革を初め、今やるべきことにしっかりと取り組んでいかなければなりません。私たち公明党議員団も生活者の立場に立って、さらなる市民サービスの向上と持続可能な摂津市政を推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

平成28年度はつながり・きずなを軸に、安全・安心、健康、子どもに重点を置き、次なる50年へのスタートを切っていく。人口ビジョンにおいても、2060年の人口7万2,000人を目指して、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートし、魅力あふれるまち摂津を目指していく元年ともなりました。

それでは、個々の施策について申し上げます。まずは、安全・安心の施策についてです。防犯カメラを平成28年度に30台、翌平成29年度に30台設置で、安全・安心が向上したことについては高く評価いたします。

今後はさらなる安全・安心を目指し、増設の検討を要望いたします。

また、消防署各出張所、交番に合計9台のAEDが新設され、夜間・休日24時間使用可能となったことに対し、高く評価いたします。

そして、地震に強いまち摂津を目指され、昭和56年以前に建築された民間木造建築物の住宅耐震診断、耐震改修のための設計費用、改修費用、建物除去費用の一部を助成され、地震災害対策として極めて重要な取り組みとして高く評価します。

耐震化の取り組みがさらに大きく進むよう、知恵を絞っていただくようお願いし、要望いたします。

次に、健康の施策について申し上げます。平成27年度に国立循環器病研究センターとの連携のもと、摂津市保健福祉総合ビジョン2016を策定されました。テーマの1つは、まちぐるみで生活習慣病予防と健康づくりを推進し、市民の健康寿命延伸を目指す。2つには、あらゆる立場の市民を地域で支え合うシステムを構築し、暮らしの中で安心を確保する、です。

そのために、まちごと元気！推進プランを展開され、4つの重点プロジェクトの実施で、健康寿命を延伸する取り組みを高く評価いたします。

また、平成28年12月には健康づくり推進条例を制定し、路上喫煙禁止区域を設定されました。JR千里丘駅周辺や阪急摂津市駅を路上喫煙禁止区域に指定されました。高く評価しております。今後は阪急正雀駅周辺、公共施設の敷地全般、子どもたちの集まる公園やちびっこ広場も禁煙区域に加えていただきますようお願いし、要望いたします。

また、データヘルス計画に基づき、モデ

ル地域を指定しての糖尿病及び予備軍対象者に改善指導の実施や、対象者を抽出して、糖尿病性腎症の被保険者と家族に保健指導や栄養指導を実施されていることについて、高く評価しております。

健康づくりはまさに摂津の魅力を発信できる事業だと思います。日本一健康寿命の長いまち摂津の構築を目指して、取り組んでいただきますようお願いし、要望いたします。

次に、子どもの施策について申し上げます。子ども医療費助成を中学3年生まで4月より引き上げ、所得制限も撤廃されることを高く評価いたします。

また、平成29年度に条例が再度改正され、平成30年4月より高校3年生まで拡充されますことは、年度が違いますが、高く評価しております。

また、吹田徳洲会病院で行う病児・病後児保育の利用料金を補助され、安威川以北におけるニーズの高い事業が前進したことについて評価いたします。

しかし、利用するまでの手続が煩雑なため、簡素化に向けた検討を願うとともに、現在建設中の吹田市民病院完成時に摂津市の病児・病後児の受け入れを要請されることもあわせて要望いたします。

待機児童の解消につきましては、本年4月1日より千里丘東三丁目に定員19名の民間保育がオープンし、山田川公園での保育所整備、また、正雀保育所の園舎建て替えによる保育定員アップに尽力され、緩和されていますが、児童はふえる傾向にあります。待機児童ゼロの取り組みのスピードアップをお願いし、要望いたします。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業の利用者負担金算定において、未婚のひとり親家庭のみなし寡婦控除

の適用を実施され、以前から私たちが提案してきたことであり、高く評価しております。

昨今の児童虐待の増加に対して、望まれない妊娠や特定妊婦の対応について、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない対応を行う子育て世代包括支援センターの設置について、厚生労働省は平成32年度までに全国展開を目指しています。本市におきましても、早期に設置できますようお願いし、要望とします。

次に、災害に強いまちづくりの施策について申し上げます。小・中学校用の防災教育充実に向け、防災カリキュラム作成の取り組みと、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織による防災マップ作成の支援がともに2年目となりました。

また、洪水に強いまちづくりを目指し、鳥飼八町、東別府地域に雨水幹線の整備が続いています。これらのことについて高く評価しております。

自主防災会のさらなる強化のためには、防災リーダーを養成することが必要であり、避難所の運営マニュアルを自主防災会とともに作成することや、女性の役割の強化など、課題が山積みしております。ハード・ソフト両面から災害に強いまち摂津を目指して、今後も取り組んでいただけるよう、要望いたします。

次に、福祉の施策について申し上げます。ライフサポーターを新たに2名増員し、5名体制で75歳以上の高齢者の全戸訪問などを実施し、ひとり暮らしの高齢者見守りを充実されていることは高く評価します。また、せつついきいき健康づくりグループの体操普及活動への支援や、つどい場を開催されたことを評価いたします。

特にせつついきいき健康づくりグループ

は健康づくりグループの立ち上げと、摂津みんなで体操三部作の浸透に大変に貢献され、これからの活躍に大きく期待をいたします。

次に、まちづくりについての施策について申し上げます。平成28年度は市制施行50周年を迎えた年であり、市域全体に祝賀の機運が広がるよう、記念式典を初め、市民団体、事業者の方々が自主的に50周年を祝うイベントを支援されました。

また、別府コミュニティセンターのオープンや広報誌のリニューアルなど、地域の活性化、市民活動の支援、行政情報の発信力強化など、ハード・ソフトの両面から市民主体のまちづくりを推進されました。

このように多くの市民や心に残る節目の年になるよう取り組まれるとともに、情報発信や市民活動拠点の整備にも、精いっぱい邁進されたことを高く評価いたします。

また、摂津市商工会や小売店舗のご協力のもと、市内での買い物が楽しくなるスクラッチくじを実施され、消費活動に弾みをつけることで、商業活性化を図られたことを評価します。

長年取り組んでこられた吹田操車場跡地のまちづくり、いわゆる健都はまち開きを終え、区画内のまちづくりへと移り、これまでの取り組みについては高く評価いたします。

阪急京都線連続立体交差事業が平成28年度に都市計画決定、翌平成29年度に国の事業認可を目指して、関係機関との調整にご尽力いただきました。また、境川用地千里丘東四丁目を利用した自転車歩行者専用道路の整備工事を実施されたことも高く評価いたします。

千里丘西地区再開発支援事業では、準備組合を主体に可能性を探られましたが、断

念することとなり、摂津市に残された最後の夢の実現として、準備組合にかわって市施行での再開発実施を要望し、賛成理由とします。

次に、教育に関する施策について申し上げます。教育施設は各小学校の設備改修、トイレブースに洋式トイレの設置等に取り組むことや、前年度から繰り越しの三宅柳田小学校多目的ホールの天井落下防止対策工事の実施を評価します。

全小学校のパソコンを1校当たり45台のタブレット型に更新や、中学校の全普通教室に壁かけ型のプロジェクターを設置し、ICT活用スキルを磨く教育に取り組み、学校図書館の標準冊数を目指して、蔵書数拡充計画の2年目を実施されていることも評価をしております。

また、市民図書館の図書の受け渡し、返却が4月より味生公民館、鳥飼東公民館で開始され、市民図書館でのビブリオバトルの開催などもされていることについて、評価をいたします。

続いて、特別会計について申し述べさせていただきます。まず、水道事業会計についてですが、施設の老朽化を大変危惧しております。また、水需要の減少に伴い、経営環境は厳しさを増しております。このように大変厳しい経営環境ではありますが、私たちにとって水は最も大切なライフラインでありますので、ぜひとも安全・強靱・持続を目標に鋭意取り組まれますよう、お願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計についてですが、今後の人口比率推計や、医療技術の高度化を考えると、ますます医療費は増加すると想像できます。大阪府との共同運営も見据えながら、基準外繰入金の見直しなど、国民健康保険財政の健全化を図られ

ることを要望いたします。

次に、公共下水道事業特別会計についてであります。市債残高が次の世代への重い負担になっていることが気がかりであります。

また、下水道管路の老朽化も避けては通れない課題であります。なかなか解決の難しい難問と認識しておりますが、一層の努力を重ねられ、事業の運営をされますことを要望いたします。

次に、介護保険特別会計では、在宅介護をキーワードにした新総合事業が動き出しております。しっかりと地域包括ケアシステムを構築いただき、誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、引き続き取り組まれるよう、お願いしておきます。

以上、平成28年度の具体的な事業を挙げて、賛成理由を述べさせていただきました。

最後に一言申し上げます。経常収支比率や基金残高からも明らかなように、本市の財政状況はたばこ税の増収、臨時財政対策債の発行、土地売却などにより、一時的に危機的状況を脱しましたが、いまだ収支均衡が図られておりません。そうした中でここまでやってこられたのは、森山市長が先頭に立って、オール摂津で行財政改革に励んでこられたたまものにはほかなりません。森山市長の卓越した行政手腕に心から感服をしております。

しかし、この先も2025年問題や老朽化した公共施設など、課題は山積しております。今後においては、真に必要とされるサービスを適切に選択し、そこに資源を集中して投下していくことも必要になってくるでしょう。

私たち公明党議員団は、森山市長との強い連携のもと、協力を惜しまず、全身全霊

で努力を重ねてまいることをここに申し上げ、平成28年度各会計決算についての賛成討論といたします。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 大阪維新の会を代表して、認定第1号について、反対の立場で討論いたします。

平成28年度の日本経済は、イギリスの国民投票でEU離脱が支持されたことによるなど、世界経済にさまざまなリスクが見られる中で、経済の好循環を確立していくことが課題となり、個人消費や設備投資が力強さを欠くなど、経済の所得面から支出面への波及にはおくれがちでありました。

本市の平成28年度決算は、一般会計及び特別会計の歳入決算額604億8,963万5,000円、歳出決算額577億9,031万円で、形式収支が26億9,932万5,000円、実質収支が26億3,310万1,000円となっております。

一般会計は前年度において、実質収支、単年度収支ともに黒字となっておりましたが、平成28年度は実質収支では黒字、単年度収支では赤字となっております。歳入は前年度に比べ、74億7,463万円減の339億3,395万2,000円となっております。主に市税で10億8,230万6,000円増の186億8,960万8,000円、繰入金で4億2,974万円増の4億8,763万9,000円と増加したものの、財産収入で68億3,029万3,000円減の976,4万6,000円、市債で18億4,500万円減の13億9,940万円、地方消費税交付金で1億7,209万9,000円減の16億6,599万円、地方交付税で1億5,129万7,000円減の4億6,168万5,

000円と減少したことによるものであります。

市税は、法人市民税は1億6,015万2,000円減の21億5,507万円と減少したものの、市たばこ税で9億274万円増の16億9,752万5,000円、固定資産税で2億278万3,000円増の87億515万4,000円増となっております。

歳入総額に占める自主財源の割合は65.0%で、前年に比べ1.1ポイント低下しております。歳出では前年度に比べ、72億6,286万9,000円減の335億9,335万9,000円となっております。主に土木費で4億8,480万2,000円増の39億6,133万5,000円、民生費で2億2,132万3,000円増の146億897万3,000円と増加したものの、総務費で59億2,621万6,000円減の46億7,654万3,000円、教育費で15億5,229万8,000円減の27億1,857万4,000円、消防費で4億8,644万6,000円減の9億6,607万7,000円と減少したことによるものであります。

普通会計での財政分析結果では、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度に比べ1.6%改善し、94.8%となっております。

これは比率計算で分母となる経常一般財源等が自主財源である市税で増加した結果であり、分子となる経常経費充当一般財源等の減少により改善したわけではありません。

また、国の地方財政対策である臨時財政対策債を除いて算出した経常収支比率は、2.9ポイント改善し、97.5%となり、平成20年度以来の100%を下回る状況

となったものの、硬直的な財政構造が続いております。

臨時財政対策債の平成28年度末残高は、97億8,596万7,000円で、一般会計の市債現在高の45.0%を占めており、その比率は課題となっております。

財政力指数は3か年平均で0.001ポイント改善し、0.978となり、4年連続で1を下回っております。単年度においても5年連続で1を下回っております。実質公債費比率は、前年度に比べ1.1ポイント改善し4.4%、公債費負担比率は4.7ポイント悪化し、14.9%となっております。

これは市債発行額を元金償還金以内に抑制してきたことによる効果であり、公債費は義務的経費の中で特に弾力性の乏しい経費であり、過去の財政運営においては多額の公債費償還が、公債費比率や経常収支比率を押し上げておりました。今後見込まれる公共施設の更新等で、多額の市債発行を余儀なくされることを考えると、平成28年度における借換債未発行に見られるような市債発行の抑制や、繰上償還等による公債費管理をさらに徹底するとともに、将来負担の軽減を図り、十分な市債発行余地を持っていくことが、引き続き望まれます。

また、今後は少子高齢化により、扶助費の増加や、過去に整備した施設の老朽化による改修費や更新費用の増加など、財政需要がさらに大きくなることを考慮すれば、基金の活用も含めて、中長期的視野に立った計画的な財政運営を行うことが肝要であります。

今年度は財政調整基金を取り崩すこととなったが、できるだけ基金に頼らない予算執行が望まれます。そのためには、予算編成においても前年度踏襲を是とせず、成果

重視による事業の取捨選択と重点化を基本として取り組むことはもちろんのこと、引き続き、職員一人一人がコスト意識を持ち、適正かつ効率的な事務処理に努め、市民の福祉向上とさらなる財政健全化のために邁進されることを期待するものであるという監査の意見でもあります。

決算概要におきましても、義務的経費である人件費、扶助費、公債費に繰出金などを加えた経常経費を市税などの毎年経常に収入される財源で辛うじて賄う危険な状態であることを示していますと述べられています。

そのような中で10月24日に環境センターで働く職員8人が、平成26年度から平成28年度、実際には働いていないのに残業手当を受け取るカラ残業をしていた疑いがあることが内部資料や複数の関係者への取材でわかったという新聞報道がありました。

調査結果として、管理監督者は引き継ぎ業務について、部下である現場の主任任せにしており、かつ現場職員の自発的な業務遂行に任せていたことが常態化していたことや、管理監督する立場にある職員に、不適切な対応があったものと言えるなどの民生常任委員協議会において説明があり、管理職が残業の実態を把握せず、職場運営が不適切だったと公表もされました。

引き継ぎ業務の時間帯及び人数は一定していなかったが、実際の業務の必要性に応じて行われた結果であり、合理性に欠けるとまでは言えないが、勤務時間外に待機時間が生じた引き継ぎのあり方において、より効率的な方法があった可能性があるものの、違法性や不当性があるとまでは言えないが、違法性や不当性はないとはっきり述べられておりません。

副市長は、「趣旨や目的を忘れ、制度だけが独り歩きしていた、管理監督が不十分だったのは大変遺憾だ」と、新聞にもコメントをされております。

民間業者の委託時間と環境センター職員の勤務時間が重なっている時間帯が引き継ぎ時間ではないのか。引き継ぎ時間がつくられているのに、なぜ別に引き継ぎ時間をつくらなければならないのか。民間委託に伴う給与減の緩和措置と疑いを持たれても不思議ではありません。

市民に堂々と胸を張れる形なのか、報道において「管理職7人処分」とありました。管理職処分についても全く聞いておりません。我々大阪維新の会は、市民の皆さんが汗水流して一生懸命働いて納めていただいた大切な税金のこのような使い方には賛成できません。市民がかわいそうであります。

以上、認定第1号の反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号を一括採決します。

本5件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本5件は認定されました。

認定第7号及び認定第8号を一括採決

します。

本2件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本2件は認定されました。

日程3、請願第2号を議題とします。委員長の報告を求めます。文教上下水道常任委員長。

(水谷毅文教上下水道常任委員長 登壇)

○水谷毅文教上下水道常任委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

10月31日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号、北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願について、11月27日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、賛成少数をもって、不採択とすべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 日本共産党議員団を代表して、請願第2号、北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願について、賛成討論を行います。

2点申し上げます。1つは、本市の財政状況と水道事業会計の状況からしても、引き下げ努力を行うべきだという点であります。この間、昨年度の決算について審査が

行われました。その結果、本市の基金、貯金は前年度に比べ、約3億円減少したとはいえ、143億円という基金があるということ、また、自治体としての運営に必要な財源に対して、税金など自前の収入でどのくらい賄えますかという指標が大阪府下で一番高いということで、財政力は大阪府下一番だということであります。そして、水道事業会計は公営企業であります。この15年間連続して黒字を記録しています。その結果、担当部長が使い道はあると言われていますが、32億円の現金預金を持っています。そして、昨年度、その預金から18億円を運用してもうけようと計画しましたが、やめたわけであります。

本市はこの間、北摂で一番高い状況が続いていますが、今日の財政状況を皆さんにお伝えしますと、摂津市も将来を考えたら簡単に引き下げはできないかもわからんけど、将来の支出をきちんと計画した上で、少しでも市民に還元し、負担を軽くすべきではないかというご意見が返ってきます。

今回、来年4月から大阪広域水道企業団が大阪府下市町村への供給単価を1立方メートル当たり3円値下げすることになりました。本市としては、215万円の費用が減少することになります。この財源を活用して、ぜひ市民の負担軽減を行うべきです。

2つ目は、市民の暮らしの状況からしても引き下げを行うべきだという点であります。先日いただいた平成28年度市町村税の課税状況等の調の一覧表では、働いている人の平成27年度の年間平均所得金額が本市は大阪府下では、市の段階で見ると、門真市、泉南市、大東市、松原市、泉大津市に続いて下から6番目、北摂では最低で295万9,000円となっています。大阪府下で一番が箕面市で399万5,00

0円、2番が豊中市で390万5,000円、本市とは約100万円ほど差がありません。

この間、北摂の中で料金改定が行われ、現在一番低いのは豊中市となっています。大阪府下で上から2番目の豊中市が北摂で一番安い料金となり、大阪府下で下から6番目の本市が最も高い料金という状態を放置していいわけではないと思っています。

今、貧困と格差がどんどん広がり、この間、1997年と2012年を比較しますと、民間での正規職員は130万人減り、非正規職員は逆に711万人ふえる中で、年収300万円未満の働く貧困層が今では6割近くまで広がっています。

そんな中、摂津市の働く人の年間所得金額は平均で1997年に比べ、現在66万5,000円、この11年間では27万4,000円減っています。どんどん大変になっている市民の暮らしをしっかりと支えていく。そのために本市として努力することが市民に対する思いやりの発揮ではないでしょうか。

本市では過去、私ができる範囲では10年前と7年前に水道料金の引き下げが行われました。当時の財政状況には違いがありますが、全世帯に影響を及ぼす水道料金の市民負担に配慮して、引き下げが行われたと思っています。

特に10年前は市長を初め、職員の皆さんが、このままでは第2の夕張市になると財政危機をあおっていた時期に、年間5,700万円もの減収になることを承知の上で、水道料金の引き下げを行いました。

先ほども触れましたが、現在は真逆で大阪府下でもトップクラスの財政状況です。

また、3年前に策定した本市の水道ビジョンは人口想定については2020年、8

万人という旧来の数字をもとにしています。今後の老朽化した施設の更新費用や耐震化などで単年度黒字を維持するのが困難等々、引き下げはしんどいとの理由を並べていますが、来年度策定する経営戦略において、水道ビジョンで示している平成65年までの収益収支の数字の状況では、ちゃんと努力すれば、市民負担軽減は可能の範囲だと思いますので、ぜひ北摂で一番高いという水準の解消に努めていただきたい。8,018人もの市民の思いを受けとめて、この請願に応えるべきであります。一層の努力を強く求め、賛成討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

請願第2号を採決します。

本件について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者少数です。

よって、本件は不採択と決定されました。

日程4、議案第81号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第81号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年12月16日付で三並平義氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き三並平義氏を撰津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料の1ページに添付いたしておりますので、あわせてご

参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第81号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程5、議案第75号など11件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第75号、平成29年度撰津市一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の主な内容といたしまして、歳入につきましては、国民健康保険基盤安定制度に係る国庫・府負担金などの補正となっております。歳出につきましては、臨時福祉給付金等給付事業に係る過年度分国庫返還金や、緊急を要する事業についての補正となっております。

ます。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,632万6,000円を減額し、その総額を348億893万6,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

初めに、歳入につきましては、款14国庫支出金、項1国庫負担金で273万2,000円を増額しております。款15府支出金、項1府負担金で1,402万8,000円を増額しております。款18繰入金、項2基金繰入金、6,308万6,000円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして、人事異動等に伴う人件費を款1議会費から款9教育費までを調整した結果、6,595万円を減額するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、36ページからの給与費明細書に記載いたしております。

続きまして、人件費を除いた増減といたしまして、款1議会費、項1議会費、36万円の減額は政務活動費でございます。款3民生費、項1社会福祉費、488万8,000円の増額は、広域連合医療給付費等過年度精算負担金や臨時福祉給付金等、給付事業に係る過年度分国庫返還金などでございます。款7土木費、項2道路橋りょう費、1,509万6,000円の増額は、メモリアルホール隣接道路用地に係る土地購入費でございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正につ

きましては、6ページの第2表、債務負担行為の補正をごらんください。

1つ目のひとり暮らし高齢者等緊急通報システム委託事業につきましては、平成30年度から平成34年度までの期間、2,366万円を限度額として、設定するものでございます。

2つ目の受電設備点検委託事業につきましては、平成30年度から平成34年度までの期間、536万円を限度額として設定するものでございます。

以上、平成29年度撰津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号、撰津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本条例は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料（条例関係）の34ページ、新旧対照表をあわせてご参照願います。附則第6条の改正は、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人市民税につきまして、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2,000円を超え、前年中に健康の保持増進及び疾病予防の取り組みを行っているときに限り、1万2,000円を超える部分の金額を、8万8,000円を限度に総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設ける規定でございます。

なお、従前からございます医療費控除との併用はできず、申告の際は選択することとしております。

次に、附則第7条は削除のままとしております。最後に附則といたしまして、本条例は平成30年1月1日から施行し、平成30年度以降の年度分の個人市民税につい

て、適用するものでございます。

以上、議案第88号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 議案第76号、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動に伴う人件費関係の予算の補正及び債務負担行為の追加による補正でございます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1水道事業費用は既決額19億6,036万円から2,295万8,000円を減額し、補正後の額を19億3,740万2,000円とするものでございます。これは項1営業費用において、既決額18億7,072万9,000円から2,295万8,000円を減額し、補正後の額を18億4,777万1,000円とするもので、その内容につきましては、13ページから14ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1資本的支出は既決額12億1,910万7,000円から5万円を増額し、補正後の額を12億1,915万7,000円とするものでございます。項1建設改良費においては、既決額9億8,649万4,000円から5万円を増額し、補正後の額を9億8,654万4,000

円とするもので、その内容につきましては、14ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、既決額5億3,626万7,000円を5億3,631万7,000円に改めるとともに、補填財源は過年度分損益勘定留保資金4億6,513万1,000円を過年度分損益勘定留保資金4億6,518万円1,000円に改めるものでございます。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を改めるもので、汚泥残渣処分事業の汚泥残渣運搬業務委託料は、平成30年までの期間、360万円を限度額として、新たに設定するものでございます。

給配水管維持管理事業の修繕業務委託料は、平成30年度までの期間、1,248万4,000円を限度額として、設定するものでございます。

中央送水所管理事業の宿日直業務委託料は、平成30年度までの期間、900万円を限度額として設定するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額3億9,194万2,000円から2,290万8,000円を減額し、補正後の額を3億6,903万4,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は3ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は4ページに、給与費明細書は6ページから11ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)の提案内容の説明とさ

せていただきます。

引き続きまして、議案第77号、平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動に伴う人件費関係の予算の補正、債務負担行為の追加による補正及び企業債の限度額変更による補正でございます。補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1下水道事業費用は、既決額39億3,449万8,000円から61万5,000円を減額し、補正後の額を39億3,388万3,000円とするものがございます。

これは項1営業費用において、既決額30億6,433万1,000円から61万5,000円を減額し、補正後の額を30億6,371万6,000円とするもので、その内容につきましては、15ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、款1資本的収入は、既決額31億2,438万6,000円から1億1,000万円を増額し、補正後の額を32億3,438万6,000円とするものでございます。項1企業債においては、既決額19億5,330万円から1億1,000万円を増額し、補正後の額を20億6,330万円とするものでございます。款1資本的支出は、既決額45億185万8,000円から784万5,000円を減額し、補正後の額を44億9,40

1万3,000円とするものでございます。項1建設改良費においては、既決額5億7,855万9,000円から784万5,000円を減額し、補正後の額を5億7,071万4,000円とするもので、その内容につきましては、15ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、既決額13億7,747万2,000円を12億5,962万7,000円に改めるとともに、補填財源は引継現金1億8,000万円及び当年度損益勘定留保資金11億9,747万2,000円を引継現金1億5,937万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金11億24万9,000円に改めるものでございます。

第3条の2、特例的収入及び支出は、平成28年度公共下水道事業特別会計決算額の確定を受け、精査しました結果、未収金及び未払金の金額は、それぞれ2億6,100万円及び2億5,332万8,000円を未収金及び未払金の金額は、それぞれ2億9,844万9,000円及び1億5,418万7,000円に改めるものでございます。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を改めるもので、公共下水道管理事業のポンプ場設備保守点検委託料は、平成30年度から平成32年度までの期間、356万5,000円を限度額として設定するものでございます。雑排水管理事業のポンプ場設備保守点検委託料は、平成30年度から平成32年度までの期間、255万1,000円を限度額として設定するものでございます。

第5条は、企業債の限度額を改めるもので、平成28年度公共下水道事業特別会計

決算額の確定を受け、精査いたしました結果、資本費平準化債の限度額を10億9,000万円から12億円に変更するものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費は既決額1億1,215万円から846万円を減額し、補正後の額を1億369万円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページ目に、平成28年度公共下水道事業特別会計決算額確定を受け、精査しました開始貸借対照表は4ページに、予定貸借対照表は5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与明細書は8ページから13ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

（堤保健福祉部長 登壇）

○堤保健福祉部長 議案第78号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、制度改正に伴う国庫補助金及び保険基盤安定繰入金の確定などによるものでございます。歳出におきましては、後期高齢者支援金などの確定に伴う増減のほか、人事異動等に伴う人件費につきましても合わせて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条で既定による歳入歳出予算の総額

から、歳入歳出それぞれ58万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を120億2,969万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、985万3,000円の増額は、国民健康保険制度関係業務準備事業費の補助金の確定によるものでございます。款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、274万5,000円の増額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金1,718万8,000円の減額は、国保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定等によるものでございます。款10繰越金、項1繰越金、400万8,000円の増額は、今回の補正財源とさせていただきます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、666万5,000円の増額は、職員の人事異動等に伴う補正でございます。款2保険給付費、項1療養諸費は、財源内訳の変更に伴う補正でございます。款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、354万2,000円の減額は、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、4万7,000円の増額は、前期高齢者納付金の確定によるものでございます。款6介護納付金、項1介護納付金、429万2,000円の減額は、介護納付金の確定によるものでございます。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金54万円の増額は、特定健

康審査等負担金に係る過年度分国庫府費返還金でございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、12ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第79号、平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、人事異動に伴う人件費の精査額及び要介護認定等窓口業務委託事業に係る債務負担行為の設定でございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条で既定による歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ17万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億2,152万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金、17万7,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費相当額の繰り入れの減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、17万7,000円の減額は、介護保険制度運営に係る人件費で、人事異動に伴う人件費の精査額を計上いたしております。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、4ページ第2表、債務負担行為の補正をごらんください。要介護認定等窓口業務委託事業は、平成30年度から平成32年度までの期間、5,886万円を限度額として設定いたすものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、10ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定繰入金の確定と後期高齢者医療広域連合納付金の増が主なものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条で既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,051万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億6,344万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、354万3,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴うものでございます。款5繰越金、項1繰越金、6,696万7,000円の増額は、今回の補正財源とさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、7, 0 5 1 万円の増額は、広域連合に納付する保険料収入額及び保険基盤安定繰入金の増額に伴うものでございます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 私からは条例案件 4 件について、提案内容を説明させていただきます。

まず、議案第 8 4 号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法第 2 0 3 条の 2、第 4 項及び地方公務員法第 2 4 条第 5 項に基づき、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等について、新たに条例に規定するものでございます。

主な内容でございますが、これまで各規則で規定をいたしておりました一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、休暇、報酬、費用弁償、賃金、その他の勤務条件等について、条例等において定める必要がある事項等の整理を図り、新規に制定をいたすものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第 1 条はこの条例の趣旨、第 2 条は一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の定義について定めております。

第 3 条から第 6 条までは、双方の職員に関する内容で任用や休暇関係について定めております。

第 7 条から第 1 4 条までは、一般職非常

勤職員に係る内容で、基本報酬や時間外勤務等の算出方法、通勤や公務の出張にかかる費用弁償について定めております。

第 1 5 条から第 1 7 条までは、臨時的任用職員に係る内容で、賃金の種類や基本賃金のほか、賃金に関する時間外勤務等の算出方法及び費用弁償は、一般職非常勤職員を準用する旨を定めております。

第 1 8 条、第 1 9 条は、双方の職員に係る内容で、報酬等の支給方法や退職について定めております。

第 2 0 条は臨時的任用職員の分限について、第 2 1 条は必要な事項の規則への委任について定めており、議案参考資料（条例関係）の 1 ページから 1 8 ページに本条例の各条文に關係する規則案を資料として掲載いたしております。

なお、附則といたしまして、第 1 項は本条例を平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する旨を、第 2 項には一般職の職員の給与に関する条例、第 2 7 条に規定する非常勤職員及び臨時的任用職員の給与について、本条例の定めによる旨を規定いたしておるものでございます。

以上、議案第 8 4 号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 8 5 号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、これまで各規則で規定をいたしておりました一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務時間等に関する事項につきまして、先に述べました議案第 8 4 号と同様に、条例において定める必要がある事項等の整理を図り、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げ

げます。なお、議案参考資料（条例関係）の20ページから23ページもあわせてごらんいただきますよう、お願いいたします。

第2条第4項は一般職非常勤職員、第5項は臨時的任用職員の1週間の勤務時間の規定を加えるものでございます。

第3条は、双方の職員の週休日及び勤務時間の割り振りについての規定を加えるものでございます。

第7条の2、第3項は双方の職員の月60時間を超える時間外勤務に係る手当の割増支給にかえる時間外勤務代休時間について、常勤職員の規定を読みかえて準用する旨の規定を加えるものでございます。

第17条は、双方の職員の休暇について、別に条例で定める旨を規定しており、その条例とは先に述べました議案第84号でございます。

なお、附則といたしまして、第1項には本条例を平成30年4月1日から施行する旨を、第2項には一般職の職員の給与に関する条例における引用箇所について、項番号の整備を行う旨を規定いたしております。

以上、議案第85号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第86号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めているものでございます。このたびの一部改正は、一般職非常勤職員等の育児休業に関する事項を定めるとともに、再度の育児休業をすることができる特別の事情に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

まず、議案参考資料（条例関係）の24ページから32ページもあわせてごらんいただきますよう、お願いいたします。

第2条には、育児休業をすることができない職員を規定しており、第3号において、職員の部分休業や介護休暇の代替として任用された任期付短時間勤務職員を追加し、第4号におきましては、逆説的に育児休業をすることができる一般職非常勤職員等として、引き続き在職した期間が1年以上あること、養育する子が1歳6か月に達する日までに任期満了となり、引き続き採用されないことが明らかでないことのほか、規則で定める週当たりの勤務日数などの要件を加えるものでございます。

第2条の3は、一般職非常勤職員等が育児休業をすることができる期間を規定しており、第1号は原則として養育する子の1歳に達する日までとする旨を、第2号には父母がともに育児休業をする場合には、1歳2か月に達する日までとする旨を、第3号は保育所への入所を希望しているにもかかわらず、入所できない場合などには、1歳6か月に達する日までとする旨の規定を加えるものでございます。

第2条の4は、一般職非常勤職員等が養育する児童が2歳に達する日までの育児休業をすることができる場合についての規定を加えるものでございます。

第3条には、既に育児休業をしたことがある職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定しており、第6号において、保育所等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できないことを加え、第7号及び第8号においては、一般職非常勤職員等の特別の事情として、先に述べました第6号と同様の事情や、任期更新等に係る規定を加えるものでございます。

第4条には、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情を規定しており、これも先に述べました第3条第6号と同様の事情を加えるものでございます。

第7条の2は、部分休業することができない一般職非常勤職員等について、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ規則で定める週当たりの勤務日数等の要件を加えるものでございます。

第8条には、部分休業の承認を規定しており、第1項及び第2項において、一般職非常勤職員等に係る条文の整理を、第3項において、一般職非常勤職員等は1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で承認するなどの規定を加えるものでございます。

第9条には、部分休業している職員の給与を規定しており、一般職非常勤職員等の報酬に係る規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第3条第6号及び第4条の改正にあつては公布の日から、その他は平成30年4月1日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第86号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例の第10条は、失業者の退職手当について定めており、これは公務員が雇用保険法の適用から除外をされているものの、雇用保険法の社会保障制度としての趣旨、目的を踏まえて設けられている国家公務員退職手当法の条文に準拠しているものでございます。

このたびの一部改正は、平成30年1月1日に施行されます雇用保険法等の一部を

改正する法律において、基本手当の受給資格者が公共職業安定所の紹介する職業に就職するため、住居を変更する必要があった場合に支給される移転費の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により、就職する者を追加する改定が行われますことから、失業者の退職手当に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってその内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の33ページもあわせてごらんいただきますよう、お願い申し上げます。

第10条第11項第5号は、移転費の支給対象となる職業紹介事業者等として、無料の職業紹介事業を行う特定地方公共団体と、公共職業安定所と連携をする職業紹介事業者を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項には本条例を平成30年1月1日から施行する旨を、第2項には施行日前に退職した職員に係る経過措置を規定いたしております。

以上、議案第87号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本11件については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程6、報告第16号を議題とします。

報告を求めます。教育次長。

（北野教育次長 登壇）

○北野教育次長 報告第16号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は公務中に発生した公用自動車による物損事故で、平成29年11月15日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、報告第16号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明申し上げます。

本件は平成29年9月22日、生涯学習フェスティバルで使用します資材等の運搬のため、生涯学習課職員が2トントラックを運転し、学園町二丁目5番地先を南進していたところ、相手方車両が道路左側に駐車しており、これを避けようと右側に車を寄せたところ、前方より別の対向車が接近したため、再度、左側に車を寄せたところ、左側面が駐車していた車両の右側サイドミラーに接触し、損傷したものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市が100%とし、相手方に対し、修理工費及び休業補償費として2万1,310円を本市が賠償することで、示談が成立したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額が支払われるものでございます。

今回の事故につきましては、職員がふなれな2トントラックを運転していたにもかかわらず、後方の巻き込み確認が不十分であったことにより発生したもので、安全運転に徹していれば防げた事故であると考え

ております。

事故を起こした職員につきましては、摂津市職員分限懲戒審査委員会の審査を経て、口頭注意処分とし、また、管理職員に対しても同様の処分をいたしております。

職員による公用車両の事故が多発しており、市役所全体で安全運転の取り組み及び事故防止の注意喚起を行っている中で事故発生を重く受けとめまして、今回の事故を十分反省し、より一層の安全運転の徹底と管理監督についての意識向上を図ってまいります。

以上、報告第16号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についてのご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程7、議案第82号及び議案第83号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 議案第82号、損害賠償の額を定める件につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

本件は平成29年9月16日に発生いたしました道路管理瑕疵による車両の損傷事故につきまして、損害賠償の額について相手方と合意に至りましたことから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故発生の状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額及び過失割合は、議案第82号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年9月16日午前9時ごろ、相手方が車両を運転し、千里丘四丁目9番地内の市道千里丘24号線を東から西に向けて走行していたところ、路側にありますガードレールに付着しておりました金属片と接触し、車両左側面を損傷したものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議をいたしましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%と認定され、修理費用として34万7,380円を支払うことで相手方と合意に至ったものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会よりその全額が支払われるものでございます。

事故現場は車道と歩道がガードレールにより分離されており、付着しておりました金属片は、過去に別の通行車両がガードレールと接触した際に車両から剥離した金属片であると思われまます。

現場対応につきましては、相手方より事故の報告を受けました当日に、付着しておりました金属片を撤去するとともに、周囲に同様の付着物がないかを確認しております。

また、市内全域につきましても、過去にガードレールとの接触事故が発生しました箇所を中心に点検を実施いたしました。

道路の管理につきましては、今後とも道路安全パトロールを初め、市民の方々からの情報提供などをもとに迅速な対応をもって、安心して通行できる道路の管理に努めてまいります。

以上、議案第82号、損害賠償の額を定める件のご説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 議案第83号、損害賠償の額を定める件につきまして、提案の内容をご説明申し上げます。

本件は平成15年に摂津市立子育て総合支援センターでの保育中に発生いたしました負傷事故で、地方自治法第96条第1項の規定により、損害賠償の額につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、事故の発生状況でございますが、平成15年4月10日午前8時25分ごろ、千里丘東一丁目16番2号、摂津市立子育て総合支援センターにおきまして、1歳4か月の児童が保育室で前のめりに倒れ込み、円卓で歯を強打し、その後、歯科医院で乳歯である上前歯2本を抜歯したものでございます。

事故原因につきましては明確ではございませんが、周囲の状況から当該児童がカーペットの端につまずいたと推測されるところでございます。

示談につきましては、損害賠償金額を全国市長会学校災害賠償補償保険の引き受け保険会社と協議を行った上で算定いたしており、相手方とは合意に達しているところでございます。

なお、損害賠償金は保険会社より全額が支払われるものでございます。

また、事故発生後、フローリング床で転倒した場合のクッションの役割として敷いておりましたカーペットを撤去し、棚やおもちゃの配置場所を変更することで、より安全な環境を整えるとともに、職員が目が行き届きやすいように環境改善を図ったところでございます。

今後も安全・安心の保育施設となりますよう、事故防止に取り組んでまいります。

ございます。

(午前 11 時 58 分 散会)

以上、議案第 83 号の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

摂津市議会議員 藤 浦 雅 彦

お諮りします。

本 2 件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

摂津市議会議員 檜 村 一 臣

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

摂津市議会議員 渡 辺 慎 吾

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第 82 号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第 83 号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12 月 6 日から 12 月 18 日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

# 摂津市議会継続会会議録

平成29年12月19日

(第2日)

平成29年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成29年12月19日(火曜日)  
午前10時 開 会 堂  
市 役 所 新 館 7 階 講

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

香川	良平	議員
松本	暁彦	議員
檜村	一臣	議員
水谷	毅	議員
光好	博幸	議員
三好	俊範	議員
三好	義治	議員
増永	和起	議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び香川議員を指名します。

日程に入る前ではありますが、市長からの発言の申し出がありますので、これを許可します。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

一般質問の前に貴重な時間をいただきありがとうございます。

このたび、空調機の改修工事に伴いまして、空調機からの騒音により議場内の静粛性に問題が生じました。また、調査をいたしましたところ、空調機械室の吸音材から、アスベストが検出されたところがございます。

議員各位には、何かとご不便、ご迷惑をおかけし申しわけございません。急遽、第4回定例会の本会議2日目と最終日の開催場所を、本館3階議場から新館7階講堂に変更することになってしまいました。アスベスト除去はもとより、静音工事につきましても速やかに対応していきたいと思っております。いましばらくの間、ご不便をおかけいたしますが、どうぞご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、おわびと報告にかえさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 このたび、初めてこのような状況での本会議となりましたけども、いざ災害のときには、こういう場合も想定されますことから、前向きに捉えて、本会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程1、議席の指定を行います。

このたび、仮議場に移ったことに伴い、議席の指定を行います。議席につきましては、ただいま着席のとおり指定します。

日程2、一般質問を行います。順次質問を許可します。香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、ふるさと納税について、お聞きします。

総務省のサイトによると、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかと、そんな問題提起から始まったのがふるさと納税です。

納税という言葉がついていますが、実際には、自分のふるさとだけではなく、自分の選んだ都道府県、市町村への寄附であり、寄附をすると税金が控除されたり、寄附金の使い道を指定して、地域を応援できたり、さらには、寄附した地域からお礼の品として特産物がもらえたり、災害支援をすることもできます。

そんなふるさと納税ですが、いいことばかりではありません。他の自治体に寄附という形で納税するわけですから、その分、居住している自治体には税金が入ってきません。自分の住んでいる自治体にも同じように寄附が集まらなると、減収につながっ

てしまい、住民サービスの低下などといった事態にもつながりかねません。

そこで、本市のふるさと納税の現状についてお聞きします。過去3年間及び平成29年の最新の実績についてと、本市から他市へ出ていっている寄附の状況をお聞かせください。

続きまして、生活保護についてお聞きします。

生活保護については、いろいろな課題があると思われませんが、現在の経済状況を鑑みると、景気は緩やかな回復基調が続いており、人手不足を背景に正規雇用の増加が続くなど、雇用情勢が好転しているように思われます。一方で、本格的な高齢化社会が到来している状況の中、本市における生活保護の受給状況と今後の推移についてお聞かせください。

続きまして、水道事業の今後の見通しについてお聞きします。

水道は、市民生活や社会経済活動において、不可欠な重要なライフラインです。将来にわたる、安心・安全な水の安定供給は、市民の誰もが望むものです。一方で、節水機器の普及に伴う使用水量の減少により、料金収入も減少傾向にあります。今後は、人口減少が予測されるといった社会構造の変化に伴い、ますますその傾向は顕著になると見込まれます。

そこで、本市における水道事業の現在の状況についてお聞かせください。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業についてお聞きします。

阪急電鉄京都線は、大阪と京都を結ぶ鉄道で、平成22年3月の摂津市駅の開業により、摂津市駅東側では、コミュニティプラザや集合施設、商業施設が整備され、大阪近郊の住宅都市として発展してきました。

しかし、摂津市駅周辺のあかづの踏切などにより、慢性的な交通渋滞が発生し、また、鉄道により地域が分断され、地域活動の支障となっています。鉄道を高架化し、5か所の踏切を一挙に除去することで、交通渋滞を抜本点に解消できる連続立体交差事業については、私自身、大変期待をしている事業でもあります。

この阪急京都線連続立体交差事業の今までの取り組みと、今後のスケジュールについてお聞かせください。

以上4点、1回目以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは答弁を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 ふるさと納税のご質問にお答えをいたします。

本市のふるさと納税の過去3年間の件数と納付額につきましては、平成26年度が20件で315万円、平成27年度が17件で、451万5,000円、平成28年度が12件で281万円でございます。平成29年度につきましては、12月11日現在、12件で、金額は323万円でございます。

また、摂津市民によります他自治体への寄附の状況につきましては、平成26年度の寄附者数は313名で寄附総額は1,597万9,000円、平成27年度は872名で5,802万4,000円、平成28年度は1,535名で1億1,015万9,000円でございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 本市における生活保護の受給状況と今後の推移についてのご質問にお答えいたします。

本市の平成29年8月末現在の被保護世帯数及び被保護者数につきましては、1,161世帯1,584人、生活保護率が18.7パーミルとなっており、経年で見ますと、緩やかな増加傾向となっております。大阪府下の平均でございますと、32.81パーミルを下回り、全国平均の16.8パーミルを、やや上回る状況となっております。

また、世帯類型別被保護世帯の内訳につきましては、高齢者世帯が630世帯、母子世帯が97世帯、障害者世帯が107世帯、傷病者世帯が155世帯、その他の世帯が172世帯の合計1,161世帯となっております。

このように、高齢者世帯が全体の5割以上を占めており、年金未受給者及び少額者や、勤労収入の減少などが主な原因となっております。

生活保護の扶助費につきましては、平成28年度決算額において、28億2,849万4,152円となっており、経年で見ますと、医療扶助の変動に影響を受けて増減を繰り返している状況でございます。

今後の推移につきましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年まで緩やかに伸びるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 水道事業の現状についてのご質問にお答えいたします。

平成28年度決算状況では、当年度純利益が、約2億6,700万円を計上しており、前年度に比べ約2,070万円減少となっております。今年度以降、節水による水需要の減少や、低迷しております基幹管路の耐震化等の設備更新にかかる投資費用等、さまざまな要因により中長期的には、

経営状態は厳しい状況であります。さらに、大口事業所の使用水量の減少などにより、さらなる減収が見込まれております。

社会経済状況の変化により不透明な状況ではありますが、現状では、平成32年度には単年度赤字が発生し、平成36年度には累積欠損金が発生し、経営上、大変厳しい状況になると想定しておりますが、今後の収支状況を注視し、給水原価抑制や、業務手法の変更等、さらなるコスト削減に向けた企業経営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 阪急京都線連続立体交差事業のご質問にお答えいたします。

阪急京都線連続立体交差事業は、摂津市駅周辺の約2.1キロメートルの区間を高架化するもので、あかすの踏切など5か所の踏切が一举に除去されるとともに、交通渋滞や踏切事故の解消、市街地の一体化などが図られるものであります。

また、連続立体交差事業にあわせて整備を行います、連結側道や関連道路により、交通ネットワークを再構築し、地域の利便性や安全・安心の向上など、地域の発展に大きく寄与する事業であります。

これまでの経過といたしましては、平成24年度に、事業主体である大阪府の社会資本総合整備計画に位置づけられ、平成25年度からは事業化に向けた調査に着手されております。平成28年度には、都市計画決定が行われ、現在、今年度末の事業認可取得に向け手続が進められているところであります。

事業認可取得後は、沿線住民の方々に事業認可及び用地補償に関する説明会を開催

し、周知を図るとともに、土地の測量や土地所有者との境界立会などにより、取得用地の確定を行ってまいります。

用地買収の方法等につきましては、今後、大阪府とも協議をしていく必要がありますが、事業区間が2.1キロメートルと長く、また、一旦、線路を東側に移設する、仮線方式により事業を実施いたしますことから、仮線側から順次、用地交渉を実施することになるものと考えております。

なお、本事業の完成は、平成45年度を目指しております。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 2回目以降、一問一答方式にて質問を行います。

ふるさと納税の実績について、ご答弁をいただきました。

平成28年度には、281万円の寄附をいただきました。一方で、本市から他市に出ていっている金額が1億1,015万9,000円となっており、差し引きすると、1億円強の減収となっている状況です。

この減収を埋めるためにも、他市でも行っている返礼品を取り入れる予定はないかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 ふるさと納税と返礼品に関するご質問にお答えいたします。

本市におきましても、ふるさと納税の創設時に、納付いただきましたお礼として、特産品などの返礼品をお返しするかどうか庁内で検討いたしました。

その際、議員のほうからも制度の趣旨や理念のご説明がございました。ふるさとに恩返しをしたいという気持ちを寄附という形で実現をするという制度の趣旨を踏まえ、返礼品については、適さないという判断をいたしました。

また、今般、総務省通知では返礼品は納付額の3割までという中で、総務省の見解として、そもそも返礼品を準備することを求める制度でもない。制度の趣旨に反する返礼品は、是正をしていただく必要があるというような見解を報道機関にも示されておられるということを知り及んでいるところでございます。

他市での返礼品の状況は我々としても承知はいたしておりますが、現時点におきましては、制度の趣旨並びに理念を尊重いたしまして、返礼品については控えていくというところでございます。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 返礼品を取り入れる予定は今のところないということですが、今後も本市から他市への寄附はふえていくと思います。市民に、他市にふるさと納税しないとは言えませんから、やはり、他市から本市に寄附をしてもらえるように努力すべきと私は考えます。その手段として、返礼品を取り入れるべきです。

成功例を出すと、泉佐野市は、魅力的な返礼品を数多く用意しています。その結果、平成26年度は約4億6,700万円の寄附が、翌年の平成27年度には11億5,000万円、平成28年度には34億8,300万円にまでふえています。これは、泉佐野市が他市から寄附をもらうために努力した結果だと思えます。

こういった成功例があるにもかかわらず、本市では何の対策も行っていない現状を市民はどう思うのでしょうか。

ここで市長にお聞きします。1億円強の減収が出ているふるさと納税で、何の対応もしていない現状について、どのようにお考えかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 香川議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、ふるさと納税についてのいろいろな指摘でございますけれども、一部自治体で高額な返礼品で納税を凶っている実態があることは承知をいたしております。

ただ、このことは先ほども市長公室長から話がありましたけれども、この制度の理念にはかなうものではございません。そういうことで、総務省からも関係自治体にその是正を促されたところでございます。

当市といたしましては、今までにもいろんな協議もしてまいりましたけれども、やっぱり、摂津市ならではのまちづくりをしっかり考えて、よし、このまち、一遍応援してみたらうかなと言っていただけのような魅力づくりに知恵を絞って、工夫を凝らすといいますか、発信していくことが重要ではないかなと思っております。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 市長の考えはよくわかりました。ですが、この制度が続く限り、本市においては減収が続くと予想されます。

この現状を打破するためにも、他市からたくさんの寄附が集まるように、その手段として返礼品を取り入れることをもう一度再検討していただくように要望としておきます。

ふるさと納税については以上です。

続きまして、生活保護についてお聞きします。生活保護の現状についてご答弁いただきました。

本市における生活保護の受給状況については、高齢者世帯が大半を占められているようですが、生活保護を受給しておられる世帯の中でも、若年層、特に20代、30代の生活保護受給世帯数の状況について、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 20代、30代の生活保護受給世帯数の状況についてのご質問にお答えいたします。

世帯主が20代、30代の生活保護受給世帯数の状況につきましては、平成29年8月末現在の被保護世帯数は、96世帯となっております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 20代、30代の生活保護受給者につきましては、制度の目的である生活保護からの自立の可能性が特に高い世代と考えます。

現在、本市において取り組んでいる自立助長に向けた支援について、具体的にどのようなものがあるかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 本市において取り組んでおります自立助長に向けた支援についてのご質問に、お答え申し上げます。

自立支援の具体的な取り組みにつきましては、3つの就労支援を行っております。

1つ目は、生活保護受給者等就労自立促進でございます。支援を行う方の過去の職歴、健康状態や生活環境などを考慮した中で、ハローワーク茨木の就労支援ナビゲーターと連携し、就労に向けた取り組みを集中的に行うものでございます。専任のナビゲーターが継続的に支援を行うことにより、現状を十分に踏まえた上での職業紹介を行っております。

2つ目は、無料職業紹介でございます。本市におきましては、大阪労働局に無料職業紹介所として届け出を行っており、ハローワークに行かずとも、職業紹介を行うことができるため、早期に面談、面接を受けたい方などにも、すぐ紹介状を発行できる

体制をとっております。

3つ目は、中間的就労でございます。就労から長期間離れている引きこもり状態などのさまざまな理由から、すぐに一般就労につくことが困難な方に対しまして、計画を立てた上で、実際の現場にて職業訓練を行っておるところでございます。

以上のように、本市におきましては、自立に向け、個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 自立の可能性が高い20代、30代の生活保護受給者に対して、自立助長に向けた支援についてご答弁をいただきました。

1人でも多くの方に働いていただき、また、納税していただけるように引き続きのサポートをよろしくお願いいたします。

生活保護については以上です。

続きまして、水道事業の今後の見通しについてお聞きいたします。

水道事業の現在の状況についてのご答弁をいただきました。大変厳しい経営状態であるとのことですが、このような経営状況の中で、一体どのような対策を講じているのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 厳しい経営状況の中で対策についての問いにお答え申し上げます。

本年度より、準備を進めておりますけれども、平成30年度をめどに、上水道事業及び下水道事業の経営戦略、水道ビジョンの中間見直し、そして、下水道ビジョンを今後10年間の計画の策定を予定しており、上下水道事業において、職員が行うべき業務と委託化する業務、これの棚卸しを行い、

官民連携を中心にアウトソーシング手法の検討を行い、さらなる効率的な経営基盤の強化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 先ほどのご答弁の中で、基幹管路の耐震化等の設備更新が低迷しているとのことでしたが、水道事業の施設の現状を具体的にお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 設備更新の問題でございますけれども、現在の水道事業における施設の状況でございますけれども、管路につきましては、拡張事業が完了しており、現在、耐震化や老朽管の更新を進めているところでございます。

平成27年度からは、水道ビジョンに基づきまして、市民への影響が大きい基幹管路に集中して耐震管への更新を進めております。

しかしながら、本市の水道管の状況は、基幹管路とその他、市内全ての管路の双方とも老朽化が進んでおり、耐震化率も低い状況でございます。この数年、管路破裂による漏水事故が多発しており、これも老朽化による影響であると考えております。

また、浄水・送水施設につきましては、浄水施設については、平成17年度より更新工事を実施いたしまして、施設の更新はほぼ完了している状況ではございますが、配水池のほうにつきましては、耐震化状況については、耐震診断を行い、強度に問題がある施設については、耐震補強工事を行っておりますが、現在の耐震化率は39.4%となっております。

今後、平成29年度から10年間で、2か所の更新工事を予定しており、施工が完了しても、配水池の耐震化率はまだ65.

9%という状況でございます。今後、施設の更新をスピードアップして実施したいと考えておりますが、損益収支の状況、それから留保資金との兼ね合いも考慮しつつ、基幹管路及び配水池の更新、耐震化、これを重点的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 先ほどのご答弁でもありましたとおり、大口事業者が井戸水のくみ上げを開始したと聞いていますが、今後、使用水量の減少、料金収入の減少が見込まれます。

本市における水道事業の給水収益は、どのように見込んでいるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 大口事業者の井戸水のくみ上げ等に伴う給水収益の動向でございますけれども、ことしの7月中旬から大口事業者が井戸水のくみ上げを開始されました。

平成28年度実績におきましては、その大口事業者の年間使用水量は約24万トンでございました。これは、本市の給水収益全体の約5.5%を占めておる大口事業者でございます。

井戸水のくみ上げが開始されまして、我々としましては、24万トンの9割、21万トン程度が減少するのではないかと、うふうに見込んでおりました、金額にいたしまして、約8,500万円程度の減少、その他減収分も含めまして、約1億円の減収を見込んでおるところでございます。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 先ほどのご答弁でもありましたとおり、現状のままでは、平成32年

度には赤字に転落してしまうとのことでしたが、赤字解消のための水道料金の改定などもお考えなのでしょうか。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 今後における水道料金の改定についてでございますけれども、料金単価につきましては、給水原価をもとに算定をさせていただいておりますけれども、現在、平成14年度の料金改定以来、黒字の計上をさせていただいております。

ただ、今後の設備投資により、現在保持しております留保資金、これが枯渇することも想定されます。平成30年度水道ビジョンの見直しや、経営戦略の策定を行う予定でございますけれども、企業経営方針をその中でしっかり設定をして、さらなる経営努力に努めまして、可能な限り現行料金を維持してまいりたいと考えてはおりますが、今後の収支状況によりましては、料金の改定をお願いすることも想定されるところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 水道は、市民生活には欠かせないライフラインであります。市民に安心・安全な水を提供するためには経費がかかることも重々承知しておりますが、老朽管の更新においては、新設のみでなく、長寿命化など新たな技術も導入することにより、経済的で、安心・安全な水道事業経営を進めていただくことを要望しておきます。水道事業に関しては以上です。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業についてお聞きします。

阪急京都線連続立体交差事業は、莫大な費用がかかる事業ですが、阪急電鉄、国、大阪府、そして、摂津市の費用負担の割合はどのようになっているのか、お聞かせく

ださい。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 事業費の負担割合につきましては、事業認可取得後、鉄道事業者、大阪府、地元市による基本協定で定めることとなります。現時点での考え方ではありますが、まず、高架本体の事業につきましては、事業費の6%から7%を阪急電鉄が負担し、残りの55%を国、30%を大阪府、15%を市が負担することとなります。

次に、側道事業につきましては、用地補償では事業費の6%から7%を阪急電鉄が負担し、残りの55%を国、45%を大阪府と市で2分の1ずつの負担となります。

また、工事費につきましては、国が55%、残り45%を大阪府と市で2分の1ずつ負担するものであります。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 事業認可後、計画的に用地買収に入っていくと思われませんが、例えば、土地所有者から早く土地を買ってほしいとの要望などがあった場合、本市としてはどのように対応するのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 用地買収の進め方についてでございますけれども、本事業は大阪府が事業主体でありますことから、本市が大阪府より委託を受け、用地交渉を進めることとなります。

事業認可取得後は、測量により取得用地の確定を行い、その後、順次、用地交渉を進めていく予定ではございますが、土地所有者の事情等もありますことから、要望等にはできるだけ対応できますよう大阪府とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 私が知るところによると、この事業に反対の住民の方もいらっしゃるかと聞いております。

用地買収の交渉がなかなか進まない場合、本市としては、どのような対応をとっていくのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 今後の用地交渉ですけれども、いろんな事情の方がおられるというふうに思います。当然、反対の方も、いろんな方がおられるんですけども、誠意を持って交渉を進め、できるだけ協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○藤浦雅彦議長 香川議員。

○香川良平議員 阪急京都線連続立体交差事業については、用地買収が全ての要であります。用地買収が進まないとい何も始まりません。用地買収を粛々と進めるために、大阪府と密に連携し、他市の成功例なども参考にし、一刻も早く完成することを望みます。

また、本体工事だけではなく、附帯する周辺の都市計画道路等、例えば坪井味舌線などをしっかり進めていき、完成させてこそ、市民にとってより便利で快適なまちづくりにつながると思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 おはようございます。

それでは、順位に基づきまして、一般質問をさせていただきます。6項目でございます。

まず、1点目の質問です。中期財政見通しにおいて、平成35年度には基金が枯渇するという予測が出ております。その概略の説明及びその対策についてお聞かせください。

続いて、2点目の質問です。摂津優品（せつつすぐれもん）とふるさと納税との連携についてですが、まずは、摂津優品（せつつすぐれもん）について、その概要の説明及び本市における意義についてお聞かせください。

続いて、3点目の質問です。フェイスブック活用によるシティプロモーションについてですが、このシティプロモーションという単語にはさまざまな意味合いがあり、一例として地域の魅力を内外に発信し、その地域に人・物・金を呼び込み、地域経済を活性化させる活動という意味もあります。

このシティプロモーションは、人口減の社会において、本市に人・物・金を呼び込むための必要な施策であると思います。実際に、さまざまな自治体が取られ、専門部署がある自治体もございます。

そこで、本市におけるシティプロモーションについて、どうお考えでいるのか、また何か取り組まれていることがあれば、お聞かせください。

続いて、4点目の質問です。（仮称）健都プロジェクトチーム（推進室）創設についてですが、本市における健都の意義は、前定例会において、住民の健康寿命の延伸、産業の活性化、健康のまちづくりとして全国発信の3つがあり、健都は本市の発展にとって非常に重要であるとの答弁で認識しております。

私は去る11月23日に、後藤吹田市長及び春藤同副市長の健都へのお考えを聞く機会がありました。そこで、健都は、吹田

市と摂津市とで連携しなければならない。市域を超えた取り組みが必要で、協力しなければいけないと言われておりました。

また、国立健康・栄養研究所も健都イノベーションパークに来ます。国立循環器病研究センターとあわせて、2つの国の機関がこの地に来る。相当に国も力を入れています。

そこで、健都という国家プロジェクトの中における本市の役割、責務について、どうお考えかお聞かせください。

また、大阪府の取り組み、本市への期待することについても、ぜひお聞かせください。

続いて、5点目の質問です。市内における危機管理体制での（仮称）危機管理監の設置についてですが、現在の防災計画での災害発生時の市内における危機管理体制について、全体の概要及び対策本部についてお聞かせください。

続いて、6点目の質問です。安威川ダムについてですが、安威川ダム建設が延期しているとお聞きしております。進捗状況と今後の事業計画についてお聞かせください。

以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

（井口総務部長 登壇）

○井口総務部長 まず、中期財政見通しの概略と対策につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

中期財政見通しにつきましては、市政運営の参考資料とするため、前年度の決算を踏まえて作成しており、平成39年度までの支出状況を見通したものでございます。

積算の主な概要を申し上げますと、歳入では市税で実施が予定されております法人市民税の税率変更のほか、千里丘新町の影

響等も踏まえまして推計いたしております。

また、歳出では、阪急京都線連続立体交差事業、また、千里丘三島線東側道路改良事業などの事業費を見込むとともに、少子高齢化の進展を考慮いたしまして、扶助費は、毎年4%増加していくものとして推計をいたしております。

これらの条件のもと推計いたしました結果、現状の行政運営を継続した場合、主要基金は、平成35年度には枯渇する厳しい状況であると見込んでおります。約146億円に上る基金現在高のみを捉えますと、財政的に余裕があると考えてしまいがちでございますが、今から将来の状況を見越して行政運営を行っていかねばなりません。そのために、現在、第5次行政改革実施計画に掲げました取り組みを進めているところでございます。

次に、5番目の質問でございます。災害発生時の庁内におけます危機管理体制についてのご質問にお答えをいたします。

災害発生直後には、摂津市災害対策本部条例に基づきまして、災害対策本部を設置いたします。災害対策本部会議の構成員につきましましては、本部長を市長、副本部長を副市長、本部長付として教育長及び消防長、本部員として部長級職員が当たり、オブザーバーとして市議会議長にもご参画いただくことになっております。

なお、本部長であります市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順に本部長の代理を担うこととなっております。

また、災害対策本部の所掌事務といたしましては、災害応急対応のために職員を動員いたしまして、部ごとの班体制を構築いたしますとともに、災害応急対策に係る基本方針の決定や、災害の状況に応じて摂津警察署、陸上自衛隊等、防災関係機関を招

集いたしまして、必要な情報交換や連絡調整等を行うものでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 摂津優品(せっつすぐれもん)の概要等についてのご質問にお答えいたします。

摂津優品(せっつすぐれもん)は、本市中小企業の活性化支援策の1つとして、今年度から新たに取り組みました中小企業応援プロジェクト!摂津ブランド認定制度において、認定した製品の総称でございます。

中小企業応援プロジェクト!摂津ブランド認定制度は、市内の中小、小規模事業所で生産、製造、加工され、一定の基準を満たしたすぐれた商品等を市として認定する制度であり、市商工会と共同で実施するものでございます。

これまでから、経営基盤の安定・強化のための支援を初め、市内中小企業の振興・活性化の支援として、さまざま取り組んできておりますが、本制度は、それぞれの企業の持つ強みをさらに伸ばすことを目的としたものでございます。

摂津優品(せっつすぐれもん)として認定した製品を通じ、市内中小企業の持つ高い技術力を広く発信し、商品ブランドの確立、販路開拓、さらなる技術力の向上へとつなげ、摂津市全体の産業振興に資するよう取り組むものでございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 シティプロモーションについてのご質問にお答えをいたします。

人口減少や少子高齢化が全国的に進んでいる中、各自治体におきまして、イメージや認知度を高め、定住者や来訪者をふやす

よう市の施策や魅力などの情報発信に力を入れているところがございます。

本市におきましても、平成26年4月に策定いたしました第5次行政改革実施計画に基づき、本市の魅力を市内外に広く発信することで、市への愛着やふるさとの意識を高めるとともに、多くの人に摂津市を知って、訪れ、住んでいただくことを目指して取り組みを進めているところがございます。

情報発信の充実につきましては、平成27年4月に広報課を新設し、平成28年9月には、広報誌をリニューアルをいたしたところがございます。

また、同年11月に、市制施行50周年記念といたしまして発行した市勢要覧では、日常の風景や場面における市の魅力を美しい写真で表現いたしましたもので、市民の方々だけでなく全国各地から大きな反響をいただいたところがございます。

さらに、来年4月には、ホームページのリニューアルを予定をいたしているところがございます。

市の魅力につきましては、いろいろな部門において存在する可能性がございます。全ての職員が地域特性を捉えまして、市の自慢の掘り起こしや新たな魅力づくりに取り組みを行うことが必要であると考えております。その中で、広報課と各課が連携をいたしまして、魅力を発信することがシティブプロモーションにつながっていくものと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 健都における本市の役割、責務及び大阪府の取り組み、本市への期待についてのご質問にお答えいたします。

健都のまちづくりは、国立循環器病研究センターを中心に、国、大阪府、吹田市、本市の行政機関に加えまして、経済界や医療関係者など、さまざまな分野の関係者が一体となって進めております。

また、健都は本市と吹田市にまたがる地域でございまして、地元自治体である両市が1つの方向に向かい、まちづくりをともに進めるという、全国でも例を見ない取り組みであることから、両市が連携を密にし、また、中心となって取り組むことが健都のまちづくりの成功の重要な要素であると認識しております。

なお、大阪府におかれましては、政府関連機関である国立健康・栄養研究所の健都への誘致や、不動産取得税や法人事業税等の軽減等が適用される大阪府成長特区に健都を指定するなど、健都のまちづくりが大阪、ひいては関西圏の産業が発展する取り組みとして大いに期待するあらわれであり、今後も引き続き、健都イノベーションパークへの企業誘致などを中心に連携して取り組んでいただけるものと認識しております。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 安威川ダムについてのご質問にお答えいたします。

安威川ダムにつきましては、昭和42年7月の北摂豪雨による安威川流域の水害を契機にダム構想が立案され、昭和63年には、ダム工事に着手されております。その後、道路のつけかえ工事や、水没家屋の移転などが進められ、平成26年には、仮排水トンネルにより、河川の切りかえが行われたことにより、ダム本体の工事に着手され、現在、右岸側から盛土工事が本格的に進められている状況であります。

次に、事業計画につきましては、本年6

月に大阪府より、ダム建設の計画変更についての説明があり、ダム堤体の基礎やのり面を支える岩盤の強度不足が判明したことにより、地盤改良の追加工事などが必要となりましたことから、ダムの完成時期が平成32年6月から平成34年3月に変更になる旨の説明があり、平成29年8月に事業計画の変更が行われております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 それでは、これ以降は、一問一答方式で質問させていただきます。

まずは、中期財政見通しにおいて、平成35年度に基金が枯渇することへの対策についてです。

5年後は、基金枯渇と危機的な財政状況であると理解いたしました。現在、第5次行政改革など、さまざまな取り組みが行われていますが、限られた税収における配分、工夫には限界があるかと思えます。いろいろと市の各部署、施設を視察させていただきましたが、施設の老朽化や人手が足りないという話をよく聞きます。大変厳しい中を職員の努力で何とかやりくりしているのが現状であるかと思えます。

よって、本市として、増収に向けた取り組み、努力をすべきかと思えますが、どう考えられているかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 ただいまのご質問で、増収に向けた取り組みについてでございますが、歳入の根幹は、何と申しましても市税収入でございます。平成28年度決算では、歳入合計に占める市税の割合は55.1%となっており、安定的な財政基盤確立のためには、市税収入の確保が必須でございます。本市には、4,000を超える事業所がございます。法人市民税の影響が大きいことが、本市の税収構造の特徴となっております。

す。この特徴を踏まえまして、引き続き、法人市民税の安定確保に努めてまいりたいと存じます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 答弁についてですが、増収する施策、特に市税収入確保が大切であるということに同意いたします。

地方自治法第1条に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」という一文がございます。財政の悪化は、市職員の削減や新規政策の抑制等を生み、結果として住民サービスの低下につながり、先ほど申しました地方公共団体としてあるべき住民の福祉の増進を損ないかねません。今、市みずから増収に一層力を入れる必要があります。

例えば、健都イノベーションパークの誘致が成功すれば、これは幾つかの参考資料をもとに見積もったものですが、少なくとも、1.5億円から2億円という大きな税収を生みます。ただ、30億円近くの基金の取り崩しという状況において、1つの政策では到底対応できません。千里丘西地区再開発、中小企業支援による産業振興、ふるさと納税など、まだまだ工夫できる政策はあります。この5年の猶予の中で、どこまで増収への施策ができるかが焦点であります。今、必死になってもがかないと、5年後には溺れてしまう。危機感を持って増収に向けた政策を検討、実施していただくよう要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、摂津優品（せつつすぐれもん）とふるさと納税との連携についての2回目の質問をさせていただきます。

摂津優品（せつつすぐれもん）について、本市にとって中小企業支援のために重要であることを理解いたしました。摂津優品

(せつつすぐれもん) を摂津ブランドとしてイメージ化することは、市のPRにもなり、非常に効果的なことだと思います。私は、これをもっとPRして多くの人が購入できる場が必要かと思えます。

摂津優品(せつつすぐれもん)のPRについて、その状況をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 摂津優品(せつつすぐれもん)のPRについてのご質問にお答えいたします。

摂津優品(せつつすぐれもん)のPRにつきましては、市広報誌やホームページへの掲出を初め、市及び市商工会の主催行事や、多くの人が来場する各種展示会等へ出展し、PRを行っているところでございます。

今年度、今までに出展いたしました主な展示会、イベントにつきましては、10月に開催されました、大阪で最大級の展示会であります大阪勧業展、11月には、きたしんビジネスマッチングフェア2017 with 大阪大学や、大阪マラソンEXPO 2017などで、商品展示やパンフレット配布等によりPR活動を行ってきたところでございます。

摂津優品(せつつすぐれもん)のPRにつきましては、展示会やイベントでの紹介だけでなく、ほかにもいろいろな方法が考えられることから、今後もあらゆる機会を通じて、PRに努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 摂津優品(せつつすぐれもん)のPRが一層必要であることは理解いたしました。私は、そのPR手段として、ふるさと納税との連携の可能性があるのではないかと考えています。

そこで、香川議員の質問でもありました

が、改めて本市のふるさと納税について、控除も含め、過去3年間及びことしの状況について、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 それでは、ふるさと納税の状況についてのご質問にお答えをいたします。

先の答弁の繰り返しにもなりますけれども、本市のふるさと納税の過去3年間の件数につきまして、平成26年度は20件で315万円、平成27年度が17件で451万5,000円、平成28年度が12件で281万円でございます。平成29年度につきましては、12月11日時点で12件、323万円となっております。また、過去3年間のふるさと納税によります市民税への影響額につきましては、平成27年度が546万8,000円、平成28年度が2,705万1,000円、平成29年度が、5,186万円でございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ふるさと納税の現況についてわかりました。

得る額はわずか、そして、年ごとに市税の減収の額が大きくなっており、本市の財政にとって看過できぬ状況になっているのかと思います。

さて、総務省の資料によると、平成28年度のふるさと納税の全国自治体の1番は、都城市の73億円です。大阪府の1番では、泉佐野市の約35億円です。

では、この市税はどこへ行くのでしょうか。それは住民サービスです。

先ほどの中期財政に関する質問にて、本市は危機的状況を回避するためにも、市税の確保が必要であると言われました。ふるさと納税を大いに活用して、住民の福祉の増進を図っている他の自治体を鑑みれば、

本市としてもふるさと納税の施策を改善する必要が大いにあると考えています。

市によっては、さまざまな用途を決め、PRをしたり、震災復興に活用したりもしています。ここで提案ですが、中小企業支援として撰津優品（せつつすぐれもん）の一層のPR、実際に使ってもらうことの機会を広げることを第一義として、そして、あわせてふるさと納税の増収施策として、これを連携させることは検討に値するのかなと思います。

そこで、検討することは可能かをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 ふるさと納税と撰津優品（せつつすぐれもん）の関係のご質問にお答えをいたします。

先ほどのご答弁と繰り返しになりますが、本市におきましては、ふるさと納税の返礼品については、設けていないというような状況でございます。その趣旨につきましては、先ほどのご答弁どおりでございます。真に本市を応援したいという善意で納付をいただいているというような状況でございます。

また、本市の特色や魅力を知っていただくよう、そして、心から応援したいと感じていただくよう情報発信に努めておるところでございます。

また、そのことが今後、取り組み、非常に重要であるということも認識をいたしているところでございます。そのために、先ほど市長から魅力発信というご答弁がございました。本市のまちづくりのテーマでございます人間基礎教育を初め、健都のまちづくり、撰津優品（せつつすぐれもん）、鳥飼なす、新幹線公園など、特色や魅力としてPRすべきものを今まで以上に情報発

信をいたしまして、多くの方々に本市のまちづくりに共感をしていただくよう、本市のふるさと納税の応募につなげていきたいということを考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 今の答弁は、市の魅力をふるさと納税とつなげていきたいという前向きな姿勢であると理解いたしました。

ふるさと納税の返礼品については、返礼品の過当競争には、ふるさと納税の一部の意義、制度趣旨が合わないという本市の考えには同意いたします。しかしながら、ことし4月の総務省発表は、返礼品は納付額の3割以下に抑える等、条件に合えば認めているわけであります。

制度の意義の1つには、自治体が国民に取り組みをアピールし、「地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。」ともあります。この意義も同様に、本市は真剣に考えるべきではないでしょうか。ゆえに、私は、撰津優品（せつつすぐれもん）を中小企業の支援の一環として、そして、善意への感謝の意を示すものとして、ふるさと納税の返礼品に充てることもよいのではと考えます。

撰津優品（せつつすぐれもん）等の本市の魅力とふるさと納税の増収の取り組み、その連携について、本市の市民の福祉増進のため、あらゆる可能性を考慮しつつ、今後検討することを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、フェイスブック活用によるシティプロモーションについての2回目の質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁にて、シティプロモーションの取り組みについて理解いたしました。私も市勢要覧は市のPRに大きく役立って

いるのかと思います。

さて、本市におけるシティプロモーションの魅力としては、健都や摂津優品（せつつすぐれもん）が挙げられるかと思っています。この魅力を育て、PRし、人・物・金を呼び寄せる、この一連の施策を計画的に行う必要があります。

ところで、シティプロモーションを成功させるに当たり、まず市内外に情報を発信することが重要かと思っています。フェイスブックというSNSツールがあり、本市を除く北摂全ての市がこの情報発信ツールを活用しており、本市もこのツールを活用すべきかと思っています。このツールの使用の可否等について、これまでの議会において幾度か一般質問があり、検討されているかと思いますが、現在のSNSを使った情報発信の検討状況をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 フェイスブックとシティプロモーションの関連するご質問にお答えをいたします。

随時、更新可能なホームページの利点を生かせるインターネットを通じまして情報発信は、いつでもどこでも情報の受信を可能といたしているところでございます。

情報を必要とする人の利便性を向上する手段といたしまして、大変、重要であるというふうな認識をいたしているところでございます。また、さまざまな種類のソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSが普及している中、多様な方法で情報を発信するという事は、発信側といたしまして、より一層多くの方に広く情報を届けやすくなるということも考えております。

SNSを使いました情報発信を行うには、まず、ホームページ自体を職員が情報発信しやすいシステムにしていくことが必要で

あると考え、現在、リニューアルの作業を進めているところでございます。その中で、フェイスブックも含めた各サービスについて、その特性から有効性を判断し、市として何をどのように活用するのかといった方針を定めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 方針を定められるということで、ぜひ、検討をしていただきたい。より多くの方に本市を知ってもらうための情報発信が、シティプロモーションには欠かせません。まずは、ホームページのリニューアルをしっかりとやっていただき、そして、今後、シティプロモーションを広報課と各課でしっかりと連携し、SNSツールの使用方針の策定も含め、計画実行していただければと思います。

以上でこの質問を終わります。

続きまして、(仮称)健都プロジェクトチーム(推進室)創設についての2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にて、健都のまちづくりにおける本市の役割、責務について理解いたしました。

本市の「健康・医療のまち」の実現とあわせて、国家プロジェクトとしての成功の重要な担い手の1つであると認識しました。

なお、現在も諸機関と健都のまちづくりにおいて連携されていますが、具体的に実施している事業、もしくは協議されている事業があればお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 健都で具体的に実施している事業等についてのご質問にお答えいたします。

健都のまちづくりの取り組みの1つとして、健都の地権者等で構成されます北大阪健康医療都市連絡調整会議を設置して

おり、現在は、健都のPRの取り組み等を中心に活発な議論を行っているところでございます。

例えば、健都ポータルサイトでは、まちづくりの進捗状況に加えまして、各主体が実施するイベント情報等をイベントカレンダーとして適宜掲載することや、PRパンフレットの作成、また本市と吹田市が共同で健都でのウォーキングイベントを実施するといった取り組みを行っております。

健都のPRにつきましても、今後もさまざまな手法を通じ、積極的に発信していくことを目指しており、例えばポスターの作成や、各主体のオープンに合わせたイベントの開催等について、議論しているところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 しっかりと取り組まれていることを理解いたしました。

健都ポスターは関係諸機関と緊密に連携して、ぜひ実行していただきたい。

先ほどの質問での増収施策、シティプロモーションの魅力にも健都は合致し、本市として、この健都施策を一層推進する必要があるかと思えます。

しかしながら、現状において、健都の各政策が部署ごとで行われ、統一性がなく、企業誘致も停滞、有効に行われている政策もPR不足、そして、吹田市の北大阪健康医療都市推進室のような健都政策の顔となる組織がなく健都窓口が不明瞭と、健都の成功及び本市の意義を達成するためにはまだまだ不十分な体制かと思えます。

健都イノベーションパークへの主導的な企業誘致、国立循環器病研究センターと連携した効果的な取り組みとPRのため、また、今後さまざまな健都関連諸施策を統制

し、かつ10年、20年へと続くプロジェクトを継続して行うため、それなりの体制が必要ではないでしょうか。

そこで、例えばですが、健都関連政策を統括して計画を運用し、関係諸機関の窓口の一本化、長期的な政策を実現し、健都政策の顔となり頭脳となる組織として、部署間の横断的なプロジェクトチームからなる（仮称）健都プロジェクトチーム（推進室）の設置について検討はできませんでしょうか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 （仮称）健都プロジェクトチームの設置の検討についてのご質問にお答えいたします。

健都のまちづくりにつきましても、本市が目指します健康寿命の延伸、市内産業の活性化など、健康・医療のまちとして発信につながる最も重要な取り組みの1つであり、それを進めていくための体制のあり方につきましても、議員からのご提案も参考にしつつ、効果的・効率的な観点を十分に踏まえまして、関係部署とも議論してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。ぜひ、ご検討ください。

さて、11月23日の後藤圭二吹田市長の健都の熱い思いを市長もまたお聞きされたかと思いますが、ぜひ、市長の健都へのお考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 松本議員の質問にお答えをいたします。

まちづくりのイロハのイといいますが、これは、まずは市民の皆さんの安全・安心、そして、健康づくりだと思います。そうい

う意味から申しまして、今般、国立循環器病研究センターを中心に、新たなる健康づくりがスタートいたしますことは、非常にうれしいことでもあります。これを機に、予防医療日本一を目指して、またしっかりと健康づくりに取り組まなくてはならないと思っています。

少し、この間の経緯等々についてお話しておきたいと思えます。もともと、吹田操車場跡地のまちづくり、これは、吹田市、摂津市それぞれが将来の夢づくりの絵を描いてスタートいたしました。ただ、関西に残された最後の最大の空地、これをいかに生かすべきか、ただ、吹田市、摂津市だけの問題ではない。大阪全体、ひいては関西の将来の発展につないでいこうということで、それぞれの描いていた絵を、もう一度、一から見直そうということで、吹田市と摂津市と一緒にまちづくりに取り組もうということになり、プロポーザル等々からいろんなご提案をいただいたことを思い出します。そんな中で、突如として、世界的な経済恐慌に見舞われてしまいました。いわゆるリーマンショックだと思えます。リーマンショック、全国的に全てといてもいいですが、開発がストップしてしまって、デベロッパーも撤退してしまうと。そういう異常事態があったのですけれども、そんな中でせつかく描いていた絵が白紙状態になってしまいました。

世の中いろいろありまして、当初、想定していないことが、その後、また起こったといえますか、それが藤白台にある国立循環器病研究センターの建て替え移転問題でございます。これを真っ先に取り上げ、目をつけたのが摂津市だと思います。よし、これを何とか誘致しよう、このまちづくりの中核施設にしようではないかということ

で、当時の吹田市長と一緒に夜討ち朝駆け、こんな言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、国立循環器病研究センターの当時の理事長に、何度も何度も繰り返し要望をした経緯がございます。

結果的に、利便性、安価な土地、そして、将来の建て替え用地の確保等々、いろいろ条件が合致したこともあります。あの地を国立循環器病研究センターの移転先として決めていただきました。これは摂津市にとっては、大きな出来事でございます。国立循環器病研究センターの移転が決まり、今、その工事が順調に進んでおるようでございますが、以来、もう既に摂津市には国立循環器病研究センターから医者がどんどん派遣をしていただいております。

また、全国で初めて、「摂津市STOPMI キャンペーン」、これの啓発運動のキャンペーンがスタートいたしました。今までにない新たなる健康づくりのイベント等々が展開されております。

いろいろご指摘がありましたけれども、今後、さらにこの国立循環器病研究センターを中心に、吹田市、摂津市、また関係機関、団体と力をあわせて予防医療日本一、これを目指してしっかりと取り組める環境が整ってきたわけでございます。健康・医療はもちろん産業振興も含めて、摂津市のまち、健康づくりを頑張っているぞと、そういうまちづくりをしっかりと発信してまいりたいと存じますので、また、どうぞご指摘をいただきたいと思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市長の心意気を聞かせていただきました。ありがとうございました。

なお、先に述べました健都プロジェクトチームの最大の利点は、設置により本市の

健都への本気度を明確にあらわすことができます。それにより、市職員の健都への取り組み意欲と関係諸機関の本市への期待度を向上させ、本市が核となって健都のまちづくりを実現する。一例ですが、健都の会議で健都プロジェクトチーム（推進室長）と保健福祉部理事の肩書のどちらが相手によりよい印象と信頼感を与えることができるでしょうか。小さな一つ一つの取り組みが重なって、大きな動きを呼び起こします。

地方自治法第2条に、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」という一文がございます。市長の言葉を実現するための最良の手段として、本市にとってよりよい健都実現のためにも、健都プロジェクトチームなる組織は必要です。ただし、これが一、二年後では時期を失うこととなります。本市への期待度が高く、主導できる政策の余地がまだまだある今こそ、効果が大きなのです。

ぜひとも、速やかな設置を要望いたします。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、庁内における危機管理体制での（仮称）危機管理監の設置についての2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にて、本市の体制について、おおむね理解いたしました。

さて、防災計画について確認しましたが、そもそもこの計画の災害対策本部において、防災管財課は、総務部総務班の一部署に過ぎず、対策本部を統括する部署が不明確であり、平素において、防災を担当される総務部長も、また、他部長と位置づけが並列であることに、その役割の認識のそごが生じやすいものかと思えます。

そこで、危機管理の主たる役割を担う総

務部長と防災管財課は、実際に有事において、どのような業務をされるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 それでは、有事の際におけます総務部長及び防災管財課の役割についてのご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、有事の際におけます、総務部長の役割につきましては、災害対策本部員として、基本的には他の部長級と同様の位置づけでございます。

しかしながら、防災業務を統括する担当部署でございますので、災害対策本部長の任務であります災害時における各部、各班の配備体制の決定、あるいは避難勧告、指示及び警戒区域の設定に関します方針決定等々、業務を補佐するとともに、各部間を超えた業務の調整等、災害対策本部内におきます実務的な統括業務を行うこととなっております。

また、防災管財課につきましても、有事の際は、全庁的な防災体制において、総務班として位置づけられており、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部への報告、さらに本部決定事項に関します関係機関への協力要請など、主に災害対策本部と避難所や災害現場、関係機関との調整役を担うものでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 非常に重要な役割だと理解しました。

それについて、防災計画を見て、誰もが一目でわかるよう明確に記載することが必要かと思えます。

さて、総務部長が鬼怒川氾濫で大きな被害を受けた常総市に視察に行かれておられます。これは水害が多い本市の特性を鑑み

てのことと思いますが、本市においては、どのような大規模災害を予想されているのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 本市におけます大規模災害の想定予想でございますが、本市の地域防災計画におきましては、地震被害といたしまして、上町断層帯地震、生駒断層帯地震等、直下型地震及び東南海・南海地震の海溝型地震、いわゆるプレート地震を想定いたしております。

また、浸水被害につきましては、国の管理河川であります淀川、大阪府の管理河川であります安威川など5河川について浸水を想定いたしております。

なお、今年度実施いたしました本市の総合防災演習の際には、安威川氾濫を想定いたしました水防訓練のほか、南海トラフを震源地といたしますマグニチュード9.0の地震発生によります甚大な被害を想定した、応急対策訓練を実施したところでございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 非常に大きな災害が予想され、それに備える必要があると理解いたしました。

近年、想定以上の大規模災害が頻発しており、特に自衛隊等の関係機関と適切に連携、対応する人材・部署が不可欠であることは、今や全国共通の認識かと思えます。

ところで、本市において総務部長が災害対応の主たる役割を果たすには、業務量が多く、適切に対応できるのか疑問を有します。

実際、私は東日本大震災での災害派遣に従事し、岩手県宮古市の災害対策本部において、自衛隊の連絡幹部の1人として勤務しておりました。自衛隊、警察、消防、関

係機関、そして、市との調整会議が不定期、定期にあり、その調整により、約3,500人の自衛官、数百人の警察、消防等が動くわけです。その状況において、市の担当職員である危機管理監は、当業務につきまきりの状態でした。彼は当然ながら、市代表として、市の全ての最新の状況を常に把握し、最善の調整を関係機関と行い、迅速な市長、副市長への報告、決裁を受ける。これを日々繰り返すわけであり、他の業務をする余裕などはありません。部隊は約5か月間、災害派遣活動に従事しました。それだけ市の危機管理監はその役割に拘束されるわけであります。

多くの市では、危機管理監及び危機管理室という防災事業専属の部署を設けています。これは、危機管理専門の要員により、平時はもとより、有事において迅速かつ効率的な対応をすることを目的とし、岩手県宮古市にも、そして、本市が連携する釜石市、また近隣の各多くの都市もございませぬ。これは何も他市がやっているからまねするというのではなく、有効であるからこそ、多くの市が採用しているという現状を知っていただきたい。

本市では、その危機管理監の役割を総務部長が担っていると理解しておりますが、その業務は、防災会議等の調整から災害融資といった復興対応等幅広く、対外任務と対内任務と2人分の業務量です。総務部長としての役割、危機管理監としての役割の兼務は明らかに困難であります。

よって、本市も同様に平時より市の災害対策計画に精通し、地域住民と連携して防災計画の修正、防災リーダー育成の支援、そして、自衛隊等の関係機関と適切に連携調整し、有事には、市長、副市長の災害対策指揮を適切にサポートできる危機管理専

門の部長級職員、危機管理監が必要である  
と思います。

さて、本市の防災管財課には、防災管財  
課総括参与（防災担当）の役職がございま  
す。この役職について、その役割、職務を  
お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 本市におけます防災管財課  
総括参与（防災担当）の役割、また、職務  
についてのご質問でございます。

防災管財課総括参与（防災担当）につ  
きましては、非常勤特別職でございまして、  
現在は建設部長を務められたOB職員につ  
いていただいております。

なお、昨年度までの過去4年間につ  
きましては、元消防長に担当していただいた  
ところでございます。

防災管財課総括参与（防災担当）の  
主な業務といたしましては、現在進めてお  
ります地域防災マップ及びハザードマップ  
の作成、また、自主防災組織等の各種訓  
練に係ります助言、指導。また、気象警  
報発令時におけます初期防災や緊急防  
災体制に係ります指揮、支援等を行って  
いただいております。長年、培ってこられ  
ました経験、技術、専門知識を発揮して  
いただきながら、防災業務全般について、  
適宜、指導、助言を行っていただ  
いております。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 防災管財課総括参与（防  
災担当）の職務について理解いたしました。  
アドバイザーとして、本市の防災政策向  
上のため、その職務を担っておられる重  
要な役職かと思っております。ただ、権  
限がない状況において、危機管理監とし  
ての役割はできないわけでありませ  
ぬ。

ここで提案ですが、危機管理監とし  
て、防災管財課と連携して実務もして  
いただく

よう防災管財課総括参与（防災担当）  
に危機管理監として明確に権限を付与し  
てはどうか。そして、あわせて先ほど  
答弁された総務部長及び防災管財課の  
役割について、不明瞭であるというのが  
現計画であり、認識のそごが出る可  
能性を有する。よって、災害対策本部  
運営を行う防災管財課の位置づけ、  
総務部長の位置づけ、役割、部署名が  
古いままの箇所もありますし、災害  
対策本部の組織体制について包括的  
な見直しもすべきではないでしょうか。

これらについてどうお考えか、お聞  
かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 防災管財課総括参与（  
防災担当）の危機管理監として権限を  
付与してはどうかというお問い合わせ、  
要請、また、災害対策本部の組織の  
構築の見直しについてのご質問で  
ございます。

繰り返しにはなりますけれども、防  
災管財課総括参与（防災担当）につ  
きまして、非常勤特別職で指揮命令  
系統には位置づけられておりませ  
ぬ。あくまでも、これまで培ってこ  
られた経験、技術に基づく指導的  
な役割を担っていただいていると  
ころでございます。今後も引き続き  
まして、防災管財課の防災業務につ  
きまして、大所高所から指導、助  
言をいただき、課内の人材育成、  
また組織力の向上に向けたサポー  
トをお願いしたいと考えてござい  
ます。

また、災害対策本部の運営にお  
きます統括部署の設置であります  
とか、総務部長の位置づけの見  
直しにつきましては、他市の状  
況等を調査、分析いたしながら、  
本市の体制的な課題を整理いた  
しますとともに、有事の際には、  
災害対策本部が有効に機能いた  
しますよう市内での調整を進め  
てまいります。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 防災管財課総括参与（防災担当）については、私もその役割について、もっと勉強してまいります。今後の私の課題とさせていただきます。

防災計画の見直しについては、しっかりとご検討ください。

さて、ハインリッヒの法則というものがあります。それは1つの重大事故には、29の中程度の事故があり、そこにはさらに300の事故が起きる可能性を有する事例があるというものです。私が自衛隊時代に部隊の作戦や計画の立案において、まず心がけていたことは、計画上において、小さな事故の要因をゼロにするように努めることです。部隊が実際に動くときは、さまざまな想定外の状況が生起する。だからこそ、計画段階でわずかでも事故が予想できる要因は、その時点で対応し、作戦下の部隊の重大な事故の可能性を減らしていくわけがあります。

何が言いたいのかといいますと、危機管理において、小さな事故の要因を確実に抑えることが非常に大切なのであります。

しかし、安全保障、危機管理の実務を経験した私の意見として、本市の現在の危機管理体制は、小さな事故の可能性を有する要因が多々ございます。特に、本市の特徴である、各役職を兼務する効率的な人事運用は、危機管理について同様に扱うことには非常に疑問を有します。結果としてその影響を受けるのは、市民の安全であります。

これら、本市の安全・安心のまちづくりの信用にかかわる大きな問題かと思えます。

ぜひ、早期かつ真剣に検討していただくこと、危機管理監の制度の創設も要望して、この質問を終わります。

続きまして、安威川ダムについての2回

目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にて、安威川ダムの条件について理解いたしました。

安威川ダムは、本市の水害対策において、非常に重要な施設であると考えますが、改めてダムの事業効果についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 それでは、安威川ダムの事業効果についてのご質問にお答えいたします。

安威川ダムにつきましては、降水時に1,400万立方メートルの雨水が貯水でき、この量は、時間雨量80ミリ程度の100年に一度の大雨に対応できるものであります。

安威川流域の都市化に伴い、本市のように地盤が低い下流域には洪水被害の危険性が高まっておりますが、ダムの完成により、摂津市域のほぼ全域を含む約26平方キロメートルにわたる洪水氾濫防止区域において、安威川の氾濫による洪水被害が軽減されるものであります。

以上です。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 安威川ダムの重要性を改めて認識いたしました。安威川は市民を水害から守るための施設であり、早期の完成を強く望むところです。

そこで、ぜひ、安全・安心のまちづくりの責務を担う市長の思いをお聞かせいただけないでしょうか。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 安威川ダムについての質問でございます。何度も言っていますけれども、摂津市には、一級河川の淀川を初め、合計6つの一級河川が縦横に流れております。そういうことで、摂津市の歴史はイコール、

水の歴史といってもいいと思います。

ところで6河川の1つであります安威川は、ちょうど市の中央部分を東西に横切っているわけでございます。この安威川は、時間雨量50ミリ程度の大雨に耐え得ることを想定した川でございます。時間雨量50ミリといいますと、10年確率の雨といいます。ただ、昨今の全国的な気象状況を見ていますと、時間雨量50ミリの雨、10年どころか、降雨期には、毎日のようにどこかで50ミリの雨が降っております。それだけではなく、時々、時間雨量80ミリの雨が降り、甚大な被害をもたらしている地域も見られます。時間雨量80ミリの雨といえば、本当は100年確率といいますから、100年に1回のつもりであったと思うんですけれども、最近、この雨も時々降っております。

おかげさまで時間雨量80ミリの雨は、摂津市では、今まで一度あったか、なかったかだと思います。その都度、降雨期には、内水対策でいろいろと対策を打ってまいりました。抜本的には、この安威川を80ミリの雨に耐え得る川に改修すればいいんですけれども、膨大なる財源と気の遠くなるような時間がかかります。ということで、上手のほうで調節をし、そして、80ミリ降雨に耐え得る川にしていこうと、そういうことでダムの建設、これを早くから下流域のまちとして大阪府に要望してきたわけでございます。

今、脱ダム等々、いろんなことで少し時間がおくれておりますけれども、一番下にあります摂津市としては、環境問題等々いろいろあることは承知をいたしておりますが、そういったこともしっかり視野に入れながらも、1日も早く安威川ダムが完成するようさらに強く要望していきたい。そし

て、市民の安全・安心を確保していきたいと思っています。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市長の強い思いを認識いたしました。

安全・安心のまちづくりを実現すべく、ダム事業及び先ほど質問しました危機管理体制の対応、しっかりと頑張ってください、このことを要望いたしまして、私の最後の質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 松本議員の質問が終わりました。

○藤浦雅彦議長 次に、檜村議員。

(檜村一臣議員 登壇)

○檜村一臣議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、投票率の向上について質問します。投票率の向上に向けて選挙管理委員会としての基本的な考え方とこれまでの取り組みについてお聞かせください。

次に、2点目、路上喫煙禁止地区について質問します。12月1日から指定された路上喫煙禁止地区につきましては、摂津市健康づくり推進条例に基づき、健康づくりの観点からたばこを吸ってはいけない地区の指定を行うということで、全国的にも珍しい先進的な取り組みだとお聞きしております。

市民周知につきましては、広報誌や新聞報道でも取り上げられ、市職員による啓発チラシの配布や看板の設置等も行われており、今後も順次、市民への周知・啓発の取り組みを行っていただけるものと考えております。

しかし、この条例につきましては、違反者に対する指導、勧告の規定はあるものの罰則や過料等を規定しておらず、喫煙に対

する抑止効果や違反者に対する強制力について、いささか不安を感じざるを得ないものとなっております。路上喫煙禁止地区指定以降は違反者の通報等もあるかとは思いますが、市として違反者への対応等をどのようにされるのか、お聞かせください。

次に、3点目、通学路の安全対策について質問します。

まず、全般的なことについてお聞きします。通学路の安全対策について、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

(豊田選挙管理委員会事務局長 登壇)

○豊田選挙管理委員会事務局長 投票率の向上についてのご質問にお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、投票率の向上を図るため従前より啓発に力を入れております。啓発には、常時啓発と選挙時啓発とがございます。

常時啓発におきまして、主に投票率の低い若年者層への働きかけを行っております。18歳を迎えられ、選挙人名簿に初めて登録される方には、有権者になったことのお知らせする案内の文書を送付しており、期日前投票所立会人の登録など呼びかけております。また、小・中学校へはポスターコンクールへの参加のお願いや、投票箱や記載台など、投票に必要な物品の貸し出しなどを行い、選挙に関心を持っていただけるような取り組みを行っております。

選挙時啓発では、全有権者を対象とする啓発を行っております。選挙執行時において選挙公報や選挙の啓発チラシの配布、投票所入場券の送付、看板、のぼり、懸垂幕、横断幕の設置などにより啓発を行っており

ます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 路上喫煙禁止地区における違反者に対する対応等についてのご質問にお答えいたします。

路上喫煙禁止地区につきましては、健康づくりの観点から地区指定を行ったものであり、市民が主体的に健康づくりに取り組むよう促すことが目的でございます。基本的には、そうした健康づくりの取り組みに対し、罰則等を設けて強制するものではないと考えております。

違反者を減らすためには、市民に地区の存在を認知してもらうことが重要であり、今後も各種イベントや街頭での啓発チラシの配布、自治会や事業者等の協力を得ながら市民周知に努めてまいりたいと考えております。

また、違反者の通報等がございましたら職員が調査した上、違反者への指導、違反場所での周知方法の改善を行うなど、適宜対応してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

通学路につきましては、通学距離及び通学時間のみを考慮するのではなく、児童・生徒の安全を最優先として通学区域の交通事情や関係者の意見等を把握した上で、小・中学校が毎年指定いたしております。

通学路における安全対策につきましては、交通専従員を配置するほか、PTA、セーフティパトロール隊、子どもの安全見守り隊、民生児童委員など地域の方にも見守り活動を行っていただいております。

また危険箇所につきましては、教育委員

会事務局、道路関係課及び摂津警察署等の関係機関で定期的な合同点検を実施するとともに、随時、学校等から危険箇所の報告があった場合には、関係機関が連携し安全対策の検討を行っております。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 それでは2回目以降、一問一答方式により質問いたします。

1点目の投票率の向上についてですが、投票率というのは、選挙の種類、候補者、当日の天気により大きく変わってきます。答弁の中に投票率の低い若年層への働きかけというのがありましたが、選挙結果調の中に有権者の年齢別の投票率が載っています。18歳、19歳を除いて20歳から5歳区切で投票率が記載されていますが、どの選挙も20歳から70歳まで年齢が上がるごとに投票率が上がっており、逆に言えば若年層ほど投票率が低いということになっています。

例えば、全体投票率40%ぐらいの選挙であれば、20代の選挙率は10%後半で、60代後半は50%後半、全体投票率50%ぐらいの選挙であれば20代の投票率は20%台後半で、60代後半は60%台後半と、明らかに年齢での投票率の違いがわかります。そういうところから見ても、若年層への投票率向上への啓発は必要であることは明らかであります。

そういう状況の中で選挙結果調には住所別の投票率も記載されていますが、これまで幾つかの投票所が統廃合をされる中、統廃合された地域の投票率が全体的な投票率と比較してどうだったかなど、投票率の向上へ向けて調査されたことがあるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会事務局長 統廃合した

投票所における投票率の動向についてのご質問にお答えいたします。

統廃合した前後での投票率の推移については、資料としては作成しております。選挙によって投票率が上がっているケースもあれば、下がっているケースもございます。しかしながら、統廃合前後での比較で下がっておりますけれども、長期的にはどのようになっているか引き続き検証をする必要がございます。

選挙の投票率は社会情勢、天気などによっても左右されることから、単に数字が増減したというだけでは判断が難しいとも考えております。ご指摘のように、地域的な差は選挙ごとに作成しています。選挙結果調には投票率ベスト10とワースト10を掲載しており、地域により投票率の差があることは認識しております。しかしながら、地域間の投票率の格差についての検証はこれまで行っておりませんでした。今後におきましては、投票率の向上に生かせるようなことができないかについても検証してまいります。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 先ほども申しましたように、投票率というのは、選挙の種類、候補者によって変わってくると言いましたが、それは地域ごとの投票率を見ても顕著にあらわれています。摂津市長選挙や摂津市議会議員一般選挙、大阪府議会議員選挙といった摂津地域から候補者が出る選挙であれば、少なからずその候補者が、どこの地域から出るかによって変わってきます。参考までに、余り候補者が出る地域に影響の少ない大阪府知事選挙で投票率の伸び率を比較して見ますと、統合される前の平成23年度と統廃合後の平成27年度で、統廃合された地域の全体投票率が6.82ポイント下

回っているのに対し、千里丘4丁目、6丁目、7丁目の合計では7.6ポイント下回り、別府1丁目は8.65ポイント下回っています。

しかしながら、この数字にしても統廃合の影響があるかはわかりません。ただ、少なからず統廃合の影響があるであろうと思われる1つの数字に着目してみました。それは白票の数です。今まで白票の数というのは特に意識することはありませんでした。参考までに、おおよその選挙ごとの白票の数を申し上げますと、摂津市長選挙、摂津市議会議員一般選挙では150票前後、大阪府議会議員選挙では400票前後、大阪府知事選挙では200票前後、衆議院議員総選挙の小選挙区は700票前後、摂津市議会議員一般選挙と衆議院議員総選挙同日に行われました平成21年度の摂津市議会議員一般選挙の白票は521票あります。白票を投じるということは選挙権は行使するけど、投じたい候補者がいない。だけど投票率には反映されるということです。統廃合で投票所が遠くなっている所では少なからず影響が出ていると考えています。

それでは投票率を上げるために何が重要かということですが、投票率を向上させるために、今、統廃合をした投票所を復活させるというのは現実的ではないと考えます。私は投票率の向上には、今以上の有権者に対する投票の機会の提供が必要不可欠と考えます。

参考までに申し上げますが、北摂各地の期日前投票所の状況を言いますと、高槻市、豊中市、箕面市には期日前投票所が4か所あります。駅近くで言えば吹田市では千里ニュータウンプラザが阪急南千里駅の近く、高槻市では小寺池図書館が阪急富田駅の近く、豊中市では千里文化センター「コラ

ボ」が千里中央駅の近く、ショッピングモールなどで言えば、高槻市ではイオン高槻店、箕面市では箕面キューズモールでされています。各市も投票率向上のために、通勤客や買い物客をターゲットに期日前投票所を増設しているところではあります。

それならば摂津市ではどういうところがいいのかと言うと、例えばJR千里丘駅前のフォルテ摂津などですれば、通勤客や買い物客などをターゲットにできると考えます。そういったことも含めて、期日前投票所の増設について、どうお考えになられているのかお聞かせください。

- 藤浦雅彦議長 選挙管理委員会事務局長。
- 豊田選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の増設についてのご質問にお答えいたします。

期日前投票所の増設や投票所の統廃合について、今の時点では行う予定はございません。投票率の向上については、議員のご指摘のとおり、投票所の距離に起因することもあるかと考えております。

また、選挙ごとに投票率が著しく変わることによって代表されるように、どの程度、政治に関心があるかによって、あるいは国政選挙のように連日報道されるかによっても変わっております。投票所や期日前投票所を増設する場合、費用はもちろんのこと場所を確保する点、管理者を始めとする投票事務従事者員の問題を解決していかなければなりません。選挙管理委員会といたしましては費用対効果を鑑みながら、期日前投票所や投票所の適正な配置については、常に研究、検証する必要があるものと考えております。

- 藤浦雅彦議長 檜村議員。
- 檜村一臣議員 現時点で、期日前投票所の増設も投票所の統廃合も行う予定がないと

ということですが、投票所の統廃合については、投票率が下がることであっても上がることはないと考えますので、このまま消極的な方針のままでお願いしたいと思います。

期日前投票所の人員の話がありましたが、管理職以外の職員でないといけないということもないですし、委託人員の増も可能であると考えます。そこは選挙管理委員会の管理職のOBも含めて、オール摂津でお願いしたいと思います。

北摂各市を見ましても、駅近くやショッピングモールを利用して投票率の向上のために積極的に動かれているところがふえてきています。再来年春の大阪府議会議員選挙まで時間がありますので、有権者の利便性を考え、期日前投票所の増設など積極的に取り組んでいただくことを要望して終わります。

次に、路上喫煙禁止地区についてですが、路上喫煙禁止地区内において市民がたばこを吸っている違反者を発見した場合、市に通報してから市職員に対応してもらうのでは遅いということで、一部の正義感の強い市民が、直接、違反者に注意したりすることでトラブルが起きることも想定されると思います。私自身、対象地区の駅前において、12月1日以降にも何度かたばこを吸われている方を発見し、その方に協力のお声かけをさせていただいたことがございますが、私がお声かけをさせていただいた方につきましては、幸いにして全員心よくご協力いただきましたが、当然にそうでない方も少なからずいらっしゃるかと思います。

昨今、路上でのトラブルで傷害事件などに発展するケースもあり、非常に危惧いたしますが、このことについて、市としてのお考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 市民が違反者に対して注意することに対する市としての考えについてお答えいたします。

路上喫煙禁止地区の指定にかかる自治会等への説明の場におきましても、違反者を発見した場合に注意すべきかどうかというようなご質問をいただいたことがございます。このようなご質問に対しましては、議員がご指摘のとおり、トラブルに発展する可能性がございますので、市民が違反者に直接注意するようなことを市として期待するものではなく、みずからの身を危険にさらすことのないよう注意してほしいとお伝えしております。

また、万一、トラブルに巻き込まれたり、見かけたりした場合は、速やかに警察に通報していただくようお願いしております。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 路上喫煙禁止地区の取り組みについては、健康・医療のまちづくりを推進する本市にとって、とても重要な取り組みであると思いますので、悪質な違反者への対応や市民の安全も考慮しつつ取り組みに努めていただきたいと思います。

また、今回は市民から特に要望が多かったJR千里丘駅と阪急摂津市駅を起点とするエリアを中心に指定したとのことですが、本市には阪急正雀駅など、ほかにも駅がございますし、北大阪健康医療都市（健都）につきましても、まちのコンセプトとしては、禁煙を行う必要があると思います。路上喫煙禁止地区の取り組みにつきましても、非常によい取り組みであると思いますので、なるべく速やかに対象地区を拡大していただきますようお願いいたします。

この質問は以上です。

次に、通学路の安全対策ですが、三宅小学校と柳田小学校が統合され、ガランド水

路遊歩道が旧三宅小学校校区の通学路となっています。そこを西から東へ児童が通っているのですが、その中を東から西へ自転車が通っています。自転車が通るときは下り坂でカーブになっていて、スピードも出ていますし、児童が死角になっています。今のところはおっしゃられました子どもの安全見守り隊の方が、笛を吹きながら自転車や児童に注意を促しながら事故に至っていないのですが、私も何度か立って見ていましたが、危ないと感じました。自転車の通行に対して、より一層の安全対策、注意喚起の強化を図れないのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 ガランド水路遊歩道の安全対策の質問についてお答えいたします。

平成10年に供用開始したガランド水路親水施設は、せせらぎと緑にあふれる憩いの場として市民に親しまれております。また、施設内の遊歩道は地域住民の生活通路として、さらには通学路として利用されております。この遊歩道は道路の歩道と同様に歩行者優先であり、自転車で通行とする際には歩行者に十分注意し安全に通行していただく必要がありますが、ご指摘の香露園東交差点付近の道路高架下の箇所につきましては見通しが悪いことから、平成20年の三宅小学校と柳田小学校の統合時に自転車をおりて通行するよう注意看板を設置しております。

しかしながら、以降も摂津市駅の開業や周辺の開発などにより遊歩道の利用状況の変化が見られることから、施設の役割や利便性を確保しつつ安全性向上のためのより効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 今おっしゃられたように、小さいですが「降りて通行してください」という注意看板があります。その看板の上部にも自転車に対して、「自転車 通学路につき 学童多し 注意」という大きい横断幕もございます。通っていただいたらわかりませんが、どちらも通行時にほぼ目に入らない状況です。安全性向上のため、なかなか難しいとは思いますが、効果的な方法を早急に検討いただきますよう要望いたして終わります。

以上で終わります。

○藤浦雅彦議長 檜村議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き一般質問を行います。水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして、一般質問いたします。

まず、1点目の家庭における火災予防について。

本年も早いもので12月師走を迎え、乾燥した冷たい季節風が吹き、火災に一層注意しなければならないシーズンです。昨年の12月22日、ちょうど1年前のこの時期に、新潟県糸魚川市で147棟を焼失するという大災害がありました。

本市でも、道路が狭小で密集した住宅地域もあり、決して他人事とは思えません。本市消防本部では、ホームページを通じて、毎日、救急や火災など出動件数を公開していますが、本年の火災出動件数は、昨年と

比較して増加をしております。その状況及び火災予防に対する取り組みについてお聞かせください。

次に、2点目のSNSを活用した子どもの相談窓口について、いじめや自殺防止に向けた子どもからの相談に対する体制の現状や実績についてお伺いいたします。

続いて、3点目の学力向上と教員の力量アップについて。本年も、本市における学力調査などの結果が発表されました。具体的には、さまざまな課題がありますが、児童生徒の学力向上を図るためには、指導する教員の力量の向上が不可欠であると考えますが、教員の研修状況や教育センターを活用した研修の取り組みについて伺います。

次に、4点目の学童保育について。本年6月の第2回定例会でも一般質問いたしましたが、時間延長保育、土曜保育などの課題に向けて、民間委託を含め一般法人の参入も視野に入れた取り組みを進めておられると思いますが、その進捗状況についてお尋ねいたします。

1回目以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 火災予防についてのご質問にお答えいたします。

本日現在、本年の火災件数は24件で、昨年中と比較して6件増加をしております。この24件の火災の内訳といたしましては、建物火災17件、その他火災4件、車両火災3件となっております。また、建物火災の17件のうち、ぼやが13件となっております。火災発生の特徴といたしましては、近年の例に漏れず、建物火災の発生割合が高く、ほとんどは焼損程度が小さいものとなっております。

火災予防対策の取り組みにつきましては、現在、小学校区自主防災訓練、自治会等の消防訓練及び市主催の各種イベント等、できる限りの機会を捉え、住宅用火災警報器の設置の重要性を重点に置き、火災予防啓発活動を展開いたしております。あわせて、引き続きホームページや消防車両の夜間巡回を通じて、火災予防広報を実施し、市民の皆様の防火意識の向上を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 子どもからの相談に対する体制の状況や実績についてのご質問にお答えいたします。

児童生徒からの相談対応につきましては、学校では最も身近な教員である担任や部活動顧問が中心となり、面談等を通じて行っておるところでございます。しかし、相談内容は大変多様であり、小学校には市費、中学校には府費のスクールカウンセラーを週に1日派遣し、相談体制を構築しておるところでございます。さらに教育センターには、臨床心理士を毎日配置しており、電話や面談による相談業務を行っております。

実績を申し上げますと、昨年度の子ども本人からの相談件数は249件でございました。保護者等からの相談件数は641件で、子ども本人からの相談件数の約2.6倍でございます。

続きまして、本市における教員研修の現状と本市教育センターでの研修実施回数についてのご質問にお答えいたします。

教育公務員特例法では、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」、また、「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」と定められて

おり、教員の研修機会と内容充実は児童生徒に生きる力を育むためにも、常に求められるものであると認識いたしております。

現在、本市教育委員会主催の研修は、主に初任者や10年経験者研修などのステージ別研修、生徒指導や特別支援教育、情報教育などの課題別研修、学力向上やICT教育、不登校対応などの担当者研修を実施いたしております。平成28年度実績を申し上げますと、開催回数は149回、そのうち教育センターで実施いたしましたものは24回でございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学童保育業務の民間委託の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

学童保育業務の民間委託につきましては、平成28年度に、摂津市子ども・子育て会議から延長保育等のサービス拡充及び民間委託に関する意見書をいただき、取り組みを進めております。

本年度におきましては、7月から8月にかけて、大阪府内の先進事例の視察、保育事業や学童保育事業の運営実績がある民間事業者に対してヒアリングを実施いたしました。その結果、短期間で指導員を確保することの懸念や、少数校の受託では採算が合わないことなど、課題が浮き彫りになりました。延長保育等のサービス拡充は必要なものと認識しておりますが、一方で、受託事業者の確保に関する課題についても考えを整理してまいりたいと存じます。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより、一問一答方式にて質問いたします。

家庭における火災予防について、校区や自治会など消防訓練の場では、消防職員や

消防団員の皆様のご活躍をよくお見受けしております。感謝しております。

本年の建物火災の傾向として24件の内容の内訳について、17件の建物火災中13件がぼやということですが、大火災に至らなかったものの発生件数の増加傾向という現状を受けて、年末年始のさらなる火災予防の啓発に努めていただきたく要望いたします。

次に、住宅用火災警報器についてです。2年前の本会議でも質問いたしましたが、年齢的な傾向も含め、その後の設置や更新の状況についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○明原消防長 それでは住宅用火災警報器の設置普及率と維持管理についてのご質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器の設置、義務化の経緯といたしましては、全国的な傾向として、住宅火災における死者が就寝時間帯に多く見られることに鑑み、消防法が改正されまして、それを受け、本市火災予防条例を一部改正し、平成18年6月1日から施行をいたしております。内容につきましては、新築住宅は条例施行日から、既存住宅は5年の猶予期間を設け平成23年6月1日から、住宅用火災警報器の設置を義務づけいたしました。現在、本市における設置普及率は、6月1日現在で77%でございます。

次に、警報器の維持管理でございますが、平成18年6月の設置義務化から10年以上が経過いたしまして、機器の適切な維持管理を促進することが重要となってきております。機器は古くなりますと、電池切れや電子部品の寿命などで火災を感知しなくなることもあり、非常に危険でございます。そのため、あらゆる機会を利用いたしまして、市民の皆様に定期的な作動試験の実施

や電池の交換についての啓発活動を行っております。

また、昨年度からは、地域防災リーダーであります消防団員の方々に、住宅防火訪問の際に住宅用火災警報器の設置及び維持管理などについても啓発いただくようにご協力をいただいております。

また、全国的な住宅火災の事例でも、高齢者の逃げおくれが特に多く報告されておりますことから、特に高齢者世帯への設置及び維持管理についても啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 平成18年6月の摂津市火災予防条例の一部改正から11年が経過しました。その設置状況として、平成24年で70%、平成27年には75%、そして本年77%と伺っています。設置の経過を見ると、やや伸び率が低下してきているように感じます。未設置である23%の家屋について、設置されていない理由を確認し、その対策を講じていただきますことを要望いたします。

また、警報器の更新について、電池やセンサーの寿命が約10年と伺っています。防災訓練や各種イベントにおける啓発活動について、大切な取り組みであると感じます。特に高齢化率が2025年には、現在の約4分の1から約3分の1になります。高齢者の方の家屋に対しての警報器の設置や更新に当たり、どのようにすれば推進が進み、万一の事態に備えて、とうとい命を守ることができるのか、実行的な取り組みをお願いします。

次に、2年前の一般質問のご答弁でもありましたように、消防団員の皆様方が訪問してくださっておりますが、その内容についてお伺いをいたします。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○明原消防長 平成28年度から市内4地区から各2分団を選出いたしまして、火災予防の啓発活動を通じて地域を熟知して、いざという時のために住人と消防団が顔の見える関係を築こうということで、各分団の管轄区域の住宅を訪問をさせていただいております。その実績であります、平成28年度、計1,959軒の訪問を行っていただき、そのうち面会ができましたのが1,272軒でありました。訪問の際、火災につながる日常習慣の有無を伺いながら、住宅用火災警報器の設置状況や維持管理についても、指導や説明を行っていただいております。警報器を既に設置しておられた方の中でも、機器の点検、維持管理を適正にされていない方が多かったとの報告もございまして、地域防災リーダーであります消防団員から、直接、地域の方々に啓発できたということは大きな成果であったと考えております。

今後も、消防団員の方々にもご協力いただきながら、地域に根づいた防火啓発活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 まずは平成28年度からの防火訪問活動に対しまして、消防団員の皆様方に感謝申し上げたいと思います。

家屋の周りに燃えやすい物がないか等、基本的な防火意識の向上を初めとして、警報器の設置や更新に関する確認をしていただけで、市民の皆さんの心に大きな安心のきずなが築かれていることと思います。今後も全戸訪問を目指してご足労をお願いしたいというふうに思います。

最近の新聞に、火災警報器の効果について、設置している住宅では未設置住宅に比

べ火災による死者が3分の2になり、焼失面積も半減したと記載されていました。その反面、警報器の電池切れや故障による未動作というケースもあり、五割ないし六割の方が設置後の定期検査をしていないこともわかってきました。

私も、先日、ホームセンターで警報器を見ておりましたが、数千円で十分な性能のものもありました。今後、取り付けを含めて例えば、作業をシルバー人材センターなどにお願ひできる体制づくりや、所管は異なりますが、可能であれば自治会を通じての新規や更新に関する補助金も検討をいただき、命を守ることとあわせて自治会加入率の向上にもつながりますことを要望したいと思います。

空気も乾燥し風も強い年末年始、寒い中ですが、火災のない予防活動を今後もお願いいたします。

次に、2点目のSNSを活用した子どもの相談窓口について。子どもからの相談件数は、昨年度249件ということで学校稼働日の1日1件程度の相談案件がある旨、確認ができました。教員や各種カウンセラーの皆様も、適切な指導を行うのにご苦労があるかと思ひます。保護者からの相談も、子どもからの件数と比較して2.6倍多いということで、少し気になる点ではあります。相談内容は多岐にわたり、直接の面談ではない形を望む声もあろうかと思ひますが、相談しやすいように、どのように工夫をしておられるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 年齢を問わず悩みを抱えている方の中には、直接、顔を合わせて人に相談することに負担を感じられる方が少なくない状況であると捉えておるところでございます。そこで本市では、いじめ

相談電話やお悩み相談電話など、電話で相談できるシステムを設け広く周知いたしているところでございます。

また、直接、話をすることに負担を感じる児童・生徒のため、相談したい内容を投函するためのポストを学校などに設置しているところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 電話での相談窓口や相談用のポストの設置など、取り組みについて確認ができました。

本来、子どもから保護者への相談で、家庭内で解決できることが望ましいというふうに考えますが、多感な時期の子どもにとっては教員や友達への相談が多いものと思ひます。

また、スマホや携帯電話を所持する子どもがふえ、子ども同士のコミュニケーションの仕方も以前とは変化していることと思ひます。さらに、文字を通じたやりとりの中で、送り手と受け手の解釈に違いが生じる、誤解が生じるなど、その弊害による人間関係の悪化がもとでいじめにつながるケースも考えられます。

本年、未成年者の自殺死亡率が全国で最も高かった長野県は、SNS大手のLINE株式会社と連携協定を結び、「ひとりで悩まないで@長野」というラインアカウントを開設し、SNSでいじめ相談を開始しました。

本市においても、SNSが普及している中、SNSを活用した独自の相談体制の構築を求めたいと思ひますが、そのお考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 インターネット交流サイトであるソーシャルネットワーキング

サービス、いわゆるSNSを利用しておる中高生が大変ふえておる中、今、ご質問にもございました一部の自治体において、SNSを活用したいじめ相談窓口が設置されておるところでございます。

また、文部科学省では、有識者会議におきまして、平成30年度より一部の学校でSNSの相談窓口を試行的に開設する方針案が示され、主に平日17時から22時の夜間の時間帯や日曜日に、臨床心理士等が相談員となり対応する予定であると伺っております。このような相談窓口の設置につきましては、いじめにより苦しんでいる子どもたちを、早期発見できる方策がふえるという点では意義を感じているところではございます。しかし、情報管理の問題や、子どもたちがSNSを利用する夜間や休日に対応できる人員確保等の課題もあり、先行実施している自治体や試行実施を予定している文部科学省の動向に注目し、その効果等についての情報を収集し、今後、研究を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 SNSを活用した相談窓口の開設につきましては、ご答弁にもありましたように、文部科学省も積極的に相談窓口の試行を進めています。

既にスタートした長野県における中高生の事例では、開設した9月の2週間で1,579件のアクセスがあり、昨年度の電話相談総数259件を大きく上回る結果が出ています。設置に関しては費用や人の確保などの課題もあろうと思いますが、今、いじめ等で苦しむ子どもたちのために、また、周りで助けたいと思っている人たちのためにも時間制限や曜日制限を設けても結構だ

と思います。どうか、独自で開設できるためのいち早い実行を、強く要望いたします。

次に、3点目の教員の皆さんの研修について。研修課題もたくさんあり、教育現場での対応も大変であろうと思います。子どもたちにとって、学校では教室か職員室に行けば先生と話ができる、相談できる場所がありますように、本市の教員の場合は市の教育センターが先生としての相談や研修の場であると考えます。教育センターでの研修回数をご答弁の中では少ないように感じますが、その状況をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 現在、教育センターの研修室は1室のみでございます。その研修室の収容人数は18名であり、20名を超える規模の研修につきましては、外部施設等をお借りしなければ開催できない状況であり、教育センターでの回数は少ない状況となっております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 現在の教育センター研修室が1室しかなく、例えば、15校の小・中学校から1人ずつ参加し、担当する研修員が入った場合に十分に入れるような施設ではないように思います。ここで確認ですが、本来の教育センターが所管している業務について教えてください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 本市教育センターの業務といたしましては、教職員の各種研修、教科書に関すること、支援教育に関すること、教育相談また適応指導教室の運営も含めまして、不登校対応の研究などを担当いたしております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 教育センターの役割として教職員の研修や支援教育、そして不登校対応など、本市の子どもたちにとって、とても重要な課題であると考えます。お伺いする範疇では十分な研修スペースも確保できていないことなど、教育センターといたしながら本来の教育センターに求められる機能を果たしていないように思います。障害者総合支援センターが移転をし、現施設の1階部分を活用できるようになった今、今後、どのように教育センターの機能充実を図ろうと考えられておられるのかお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 未来を担う児童・生徒にさまざまな力、生きる力を育むためにも教員が指導力を向上することは大変重要でございます。そのための研究、研修が今以上にできる場所に教育センターをしてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、教育センターが教員にとってより学びやすく、利用しやすい場所となるよう、さらに研究、検討に努めてまいり所存でございます。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ご答弁にもありましたように、教員が教育センターに行けば学ぶことができるという教育環境整備はとても大切なことであると考えます。経験年数の比較的浅い教員が多い本市にとって、教育センター機能の充実は子どもたちに必ずフィードバックできることは間違いないと思います。本市教育の屋台骨である教育センターの大整備、早急なる課題として取り組まれるよう強く要望いたします。

次に、4点目の学童保育について。働く保護者にとって、放課後の学童保育の存在は本当にありがたく助かっています。民間

事業者への移行を行うためには、1つには指導員の確保について、そしてもう一つは少数校では採算が合わない点が挙げられました。専門の事業者でも指導員の確保に苦慮しておられますが、現在、直営で運営をしている中で、学童保育数の運営に影響はないのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 本市におきましても指導員の募集を行い、指導員の確保に努めておりますが、欠員が生じている状況でございます。欠員につきましては、代替の指導員を配置し対応しております。しかしながら、指導員が慢性的に不足している状況の中、入室希望児童数や支援を要する児童が増加傾向にあり、指導員の必要人員を確保することが困難な状況であります。今後、安定的に学童保育事業を継続していくためには、民間事業者の力が必要であると考えております。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 現在の直営で運営をしている学童保育の指導員が、慢性的に不足している現状をお伺いしました。この現実を保護者がお聞きになられると、事故は起きないのかとさぞかし不安になられるのではないかと思います。現状、お勤めの指導員が知恵を絞って不足しているマンパワーを補ってくださっているのだと感謝をいたします。

今後の安定的な指導員の確保や保護者のニーズにマッチした運営を考えると、現状の指導員の処遇を担保した上で、民間の活力を反映した民間委託を早急に進める必要に迫られていると感じますが、どのように対応していかれるのかお考えをお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 指導員の確保につきまして

は、必要な期間を設けた上で、民間事業者のノウハウを發揮していただきたいと考えてはおります。スケールメリット効果等につきましても、順次委託するという考え方を見直すなど、今後、しっかり検討し、民間事業者、受託者の確保に努めてまいりたいと考えています。

○藤浦雅彦議長 水谷議員。

○水谷毅議員 学童保育の民間委託について、なぜ必要で、何が変わるのか、保護者の皆さんや現在現場で奮闘くださっている指導員の皆さんに早期に仕様を打ち出し、皆さんが少しでも安心して臨める環境づくりが担当課としての大きな責務であると思えます。いつまでも足踏みしておっては、結局、子どもたちのためになりません。この際、関係者に安定した運営のためには、このままの直営体制では指導員の確保が難しくなります。

また、民間委託を進めるためには、順次委託の考え方で進めていきましたが、民間事業者の採算性からその運営が困難であることが明らかになってきました。全校一括委託の方向性で再検討をしたいことを、しっかりアナウンスをしてはどうでしょうか。現実には労使交渉や、子ども・子育て会議、そして条例改正等の意見集約や合意形成は必要かと思えます。

どうか思い切った発想で最大公約数を引き出し、安心して充実した新しい学童保育の始まりを遂げられますことを強く要望いたしまして一般質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 水谷議員の質問が終わりました。

○藤浦雅彦議長 次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きく分けて4つの質問がございます。1つ目に、空き家・空き店舗等についてでございます。

まず空き家に関してですが、全国的にも空き家問題がクローズアップされてきており、空家等対策の推進に関する特別措置法も、平成27年5月に施行されております。本市におきましても、昨年4月に、空家等対策庁内調整会議が発足し、2年程度かけて調査・研究に取り組んでいくと認識しております。

管理不全空き家に加え、健全な空き家も含めた、現在の調査・研究状況についてお聞かせください。

空き店舗におきましても、全国的に増加傾向にあり、各市、さまざまな対応がとられております。本市としましても、空き店舗を地域資源と捉え、その有効活用について研究してまいりたいと、過去の答弁にもありましたが、空き店舗に関する現在の調査・研究状況についてもお聞かせください。

2つ目に、高齢者に対する福祉サービスについてでございます。

市政方針によりますと、本年4月から開始となる、新たな介護予防・日常生活支援総合事業において、新たに生活支援に特化した訪問サービスや短期集中通所型サービスの提供体制を整備するとありました。

本市の具体的な取り組みと、この半年間の実績についてお聞かせください。

また本市では、高齢者を対象とした見守り活動が展開されております。昨年11月より、新たに、ひとり暮らしの登録等をされていない75歳以上の高齢者を対象に、実態把握を行っている認識しております。具体的に、どのように取り組まれているのか、また、現在の把握状況についてもお聞かせください。

3つ目に、広報広聴についてでございます。まず、広聴に関してですが、活動の目的は、直接市民の声を聞くとともに、さまざまな媒体を利用し、市民ニーズの把握に努め、市政に反映していくことと前回の答弁でありました。現状の広聴活動において、市民の声が具体的にどのように反映されているのか、改めてお聞かせください。

次に、広報に関しては、過去、行政から市民へのお知らせが中心のお知らせ型広報が主流であったと私は認識しております。しかし、地方分権が進展し、まちづくりの主役は市民となり、市民と行政の関係は、パートナー化に変化したと認識しております。市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくためにはコミュニケーションツールとして、対話型広報への変革が必要であると考えております。

そこで、広報課として現場の広聴制度とのかかわりについてお聞かせください。

4つ目に、人事施策についてでございます。

本市では、本年度、人事制度の見直しが行われ、一般職員にも人事評価制度が拡大されました。職員採用としましては、平成24年度より、「やる気・元気・本気！採用枠」として、一般的な公務員試験ではなく、面接等による人物重視の採用試験が導入されております。狙いとしましては、時代の変化に常に対応し、何事にも問題意識を持ち、みずからの意思で業務改善や施策提案などを行う意欲的に仕事を遂行する優秀な職員となっております。これは他市に先駆けた本市の取り組みと認識しております。

当該制度を導入して6年が経過しますが、採用した方々の活躍状況をお聞かせください。

以上、4点でございます。

○藤浦雅彦議長 それでは答弁を求めます。  
建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 空き家・空き店舗について、建設部にかかわりますご質問にお答えいたします。

まず空き家の現状につきましては、全国的に空き家がふえ続けている中で、平成25年の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家数は約820万戸、空き家率は13.5%。本市の空き家数は約5,800戸、空き家率は13.8%となっておりますが、そのうち売却・賃貸用として管理されている空き家を除いた管理不全の空き家が、約1,480戸あるものと推計されております。

次に、空家等対策庁内調整会議では、現在、自治振興課へ苦情相談が寄せられた空き家につきまして、現地調査を行っているところであり、平成29年11月末現在の苦情相談件数128件のうち45件が、売却や再入居などにより、問題解決に至っている状況であります。

また、市内の空き家数の実態把握といたしましては、法定計画の策定に当たり、基礎データが必要となりますことから、住宅地図と水道の閉栓情報を活用し、空き家の実数調査を実施しているところであります。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 空き店舗の有効活用についての研究・検討についてのご質問にお答えいたします。

商業の活性化に向けた施策の検討においては、従前から市内各商店街への支援策を中心に、市商工会を初め、関係者と協議をするなどして、各種支援策を講じてきたと

ころでございます。その中でも、空き店舗対策、活用が重要となってきますが、関係者ともさまざまな意見交換を行うも、これといった空き店舗の活用策を見出せていない状況でございます。

現在の空き店舗の活用としましては、市商工会が、創業を目指す方への支援として、空き店舗を一定期間借り上げ、実際の営業を通して開業に向けたノウハウを習得することを目的としたチャレンジショップ事業を、また、各商店街の集客イベント開催時に催し会場として活用されていますが、それ以外の取り組みは行っていない状況でございます。

今後におきましても、商店街や市内商業の活性化に向け、継続して空き店舗の有効活用等に向けて研究・協議してまいります。

続きまして、広聴の活動状況についてのご質問にお答えいたします。

広聴活動につきましては、直接、市民の皆様からのご意見やご要望、苦情など、さまざまな声を自治振興課が窓口となり、市役所の窓口やお電話、電子メール、ファクスなどを通じて、市民の声としてお聞かせいただいたり、一般公募の市民で構成する市政モニター制度では、定期的に市政に関してのご意見、ご提案等をお伺いしております。

また、毎年、自治連合会と市長との懇談会を開催し、各連合自治会の代表の方々から、さまざまなお声を聞かせていただいているところでございます。これらのいただいたご意見等は、内容により仕分けを行い、関係部署へ連絡、報告し、必要な場合は、関係部署から直接対応するとともに、各施策の策定の参考にさせていただいております。

これら以外にも、必要に応じて、各部署

でのアンケート調査の実施、審議会への公募委員の参画や、計画案に対するパブリックコメントを行い、市民の皆様のご意向を収集しております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 介護予防・日常生活支援総合事業の新たなサービスと、ライフサポーターによる75歳以上の高齢者に対する訪問活動の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、新たな介護予防・日常生活支援事業につきましては、平成27年度以降に市町村が実施する事業と位置づけされ、本市では平成29年4月から実施いたしております。介護予防給付と同様の現行相当サービスに加え、新たに多様なサービスとして、訪問型サービスについては、緩和した基準による訪問型サービスAをシルバー人材センターに委託して実施しており、11月末現在で利用者は1名でございます。また、通所型サービスについては、短期集中予防サービスである通所型サービスCを保健センターで実施しており、11月末現在で利用者は10名でございます。

次に、ライフサポーターによる75歳以上の高齢者に対する訪問活動についてでございますが、昨年11月より訪問を開始し、おひとり暮らしの方から順次訪問いたしております。ただし、その中で、現に介護保険サービスを利用している方など、既に現状把握と見守りができている世帯にしましては訪問は実施せず、状況確認シートの郵送による確認のみとし、現状把握ができていないひとり暮らしや高齢者のみの世帯を優先して訪問活動を実施いたしております。

現在は、高齢者のみの2人世帯を訪問し

ている状況でございます。対象者訪問世帯は、事業開始後3,084世帯で、訪問回数は5,173回でございます。また、状況確認シートは2,762世帯で、回収率は89.6%でございます。75歳以上高齢者の訪問に関しましては、平成30年度末には一巡できる予定でございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 まず広報課と広聴制度のかかわりについてのご質問にお答えをいたします。

現状といたしまして、広報課も一部署として取材の際や、窓口、電話などで、広報誌等に関する広聴を行っております。庁内全体の広報課のかかわりといたしましては、自治振興課の広聴業務や、施策・業務を展開している各部署等々、定期的な情報共有・交換を行うというような仕組みではなく、日々、業務の中で、各部署が市民ニーズをいかに反映するか、広報活動ができるよう、随時、機会を捉えて、協議・助言を行っているところでございます。

続きまして、採用試験の関係のご質問にお答えをいたします。

職員の採用試験に関しましては、北摂7市共同試験から、平成26年度から本市独自で、「やる気・元気・本気！採用枠」の採用試験に取り組んでいるところでございます。公務員試験対策を不要としている制度であり、外部試験官の活用、また、プレゼンテーション試験の導入など、多くの応募の中から、摂津市で働きたいという意欲のある職員の採用に尽力をいたしているところでございます。

採用試験に合格いたしまして、現在、各場で業務に当たっております職員は約80名の状況でございます。いずれの年度にお

きましても、高い競争倍率の試験を合格し、優秀な人材が採用できているというふうに認識をいたしております。採用後に配属しております各状況の所属長の評価は、おおむね優秀・良好といった結果になっております。

また、社会人を経験された人材についても、一定確保いたしており、成長してきた過程が異なる職員と新規採用職員、また、既存職員が、ともに業務に従事することで、より刺激になり、お互いに成長のできる良好な関係であるということも、所属長のほうから意見を聴いているところでございます。

本市採用試験の成果といたしましては、あるものと考えられるというところでございます。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式にて質問を行わせていただきます。

1つ目の、空き家・空き店舗等について、2回目の質問をさせていただきます。

まず空き家に関しては、状況は理解いたしました。苦情相談をベースに対応されているとのことですが、管理不全に属する、特に特定空き家の対象となる物件に関しては、安全、防災という観点からも、早々に認定し、ぜひ、能動的に対応していただきますように、よろしく願いいたします。

また、空き家の実態把握も実施中とのことですが、空き家が増加することにより、地域コミュニティの衰退や、まちの魅力低下が進行する等、地域に影響を及ぼすおそれがあると考えております。本格的な人口減少を迎える中、活用可能な空き家については、他の用途も含めてさまざまな形で活用することが望まれますが、そのお考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 それでは、住宅空き家の利活用につきまして、苦情相談箇所の現地調査によりますと、中古住宅としての活用や、建て替えなどにより問題解決が図られている物件も多く見受けられます。

本来、個人財産であります空き家は、所有者により適正に管理していただくものでありますことから、利活用が可能な空き家につきましては、所有者個人が、民間不動産事業者などと適正な管理、活用について検討いただくべきものと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 お考えは理解いたしました。

市場流通している物件に関しては、民間事業者に任せるべきと考えますが、長期流通が停滞している空き家については、少なくとも市として状況把握しておく必要があると私は考えます。

続きまして、空き店舗に関しては、具体的な活用策が見出せていないとのことですが、本件についても、利活用が停滞している空き店舗は、まず、市として状況把握すべきと考えます。今後は、商店街や商業の活性化だけではなく、地域コミュニティの活性化という観点においても活用策を検討する必要があると考えます。

アトリウム南摂津2階も、長い間空き店舗となっております。特に、このような大型空き店舗は、公共利用を考えていく必要があると私は考えております。コミュニティプラザのコンベンションホールは、休日の稼働率が高く予約がとりにくい状況です。市民の皆様が使いたくても使えないのです。地域コミュニティ拠点として、空き店舗の公共利用について、お考えをお聞かせくだ

さい。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 地域コミュニティの拠点としての空き店舗の利活用について、お答えさせていただきます。

本市には、集会所が多くあり、地域活動等の拠点が充実していると言えます。空き店舗の活用につきましては、民法上の所有者がおられ、さまざまな権利関係が存在するため、行政が空き店舗に直接関与することは、店舗規模にかかわらず課題が多く、ハードルが高いものと認識しております。しかしながら、商店街や地域の活性化のためにも、空き店舗などを利用したコミュニティスペースの設置を望む声もお聞きすることから、他市町村における大小さまざまな空き店舗を活用した民間主導の交流拠点整備の取り組みなどの情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。限られた財源の中で、効果的な事業推進や、地域コミュニティの活性化を図るためには、民間施設の利活用も有効な手段の一つと考えます。

災害避難という観点では、別府コミュニティセンターが建設されましたが、特に鳥飼地域の方々は、立地的にも活用しづらい状況です。鳥飼地域は多くの課題を抱えており、また、コミュニティ施設も存在しないため、自治会や市民の方々から多くの要望を受けております。現有施設の利活用も含め地域コミュニティが図られるような施策をぜひ打っていただき、鳥飼地域の活性化にも努めていただきたく、要望とさせていただきます。

今後、人口減少、高齢化が加速度的に進行していく中、ますます空き家や空き店舗

が増加し、まちづくりを進める上でも大きな課題といえます。他市におきましても、これらを福祉施設や新たな店舗に用途転用する等、既存ストックを生かした取り組みが行われ、まちの課題解決に活用している事例が多々ございます。

国土交通省は各地で深刻化する空き家対策を促すため、2016年に空き家対策総合支援事業として、自治体が事業主体となる場合、補助率が2分の1となる制度を新設しております。

また、先日の新聞記事では、所有者不明の土地がふえ続けている問題について取り上げられておりました。

国土交通省は公共的な事業を行う場合には、5年程度の利用権を創設する制度案を公表し、2019年度の施行を目指すとのこと。さらに、売買が困難な空き家や空き地の取引に関し、市町村が仲介する制度を、来年度にも新設することも記載されておりました。これらの問題について、国もますます力を入れ始めております。

本市の施策として、空き家・空き店舗、空き地を資源と捉え、福祉施設や児童施設、あるいは多世代交流施設等、さまざまな用途に利活用することを、これからは行政が主体となって取り組んでいくべきと私は考えておりますが、お考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 新たな公共施設全般というご質問でございますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

市といたしまして、新たな公共施設を求める場合、既存の公共施設を活用する方法、市が市の用地に直接建設をする手法、市の用地に民間主導で建設をしていただく手法、民間所有の空き物件を賃貸という方法で活

用する手法、さまざまな手法がございます。

人口減少社会を迎える中、どの自治体におきましても公共施設の整備統合という課題がございます。議員からもございました財政投資という観点からも、長期的なスパンで経費を算出したしまして、より最も安価な方法をとるべきであるということと考えております。

お問い合わせにしましては、以上のようなことを検討し、慎重に進めていきたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。これらの問題は、一朝一夕に解決できるものではないと存じます。将来を見据え、中長期の視点に立った仕組みづくりが必要と考えます。国の政策を有効に活用し、NPOや市商工会等、関係機関とうまく連携を図りながら、継続的に支援が利活用される仕組みづくり、構築する等、ぜひ先進的な取り組みを進めていただきますように、要望とさせていただきます。

続きまして、2つ目の高齢者に対する福祉サービスについて2回目の質問をさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の新たなサービスである訪問型サービスAや、通所型サービスCの現状については理解しましたが、それら多様なサービスの具体的な取り組み内容と利用者の状況や効果について、もう少し詳しくお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 訪問型サービスAや通所型サービスCの具体的な取り組みと、利用者の状況についてのご質問にお答え申し上げます。

シルバー人材センターで実施いたしております訪問型サービスAは、4月より事業

を開始し、6月に1名の方のご利用が始まったところでございます。その後、その方は利用を継続しておられ、現在に至っております。掃除などの生活援助に限定したサービスではございますが、訪問する支援者の資格を緩和した基準の訪問型サービスとして、継続して利用をさせていただいており、一定の成果があったものと考えております。

また、保健センターが実施しております通所型サービスCは、週2回の開催で、4月より事業を開始し、5月に実利用人数6名、延べ利用人数8名でございましたが、11月末では実利用人数が10名、延べ利用人数44名となっております。利用終了者は4名で、終了後には、つどい場や健康づくりグループを利用されている現状でございます。通所型サービスCは、実際に生活機能が改善するなど効果が見られ、ご利用者からは大変好評をいただいているところでございます。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。特に通所型サービスCに関しては、身体の機能が改善されているようで、狙いどおり、介護予防になっているかと存じます。引き続きよろしくお願いいたします。

これら介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに関して、今後も積極的に利用拡大を図っていくべきと考えますが、その方策について、どのようにお考えかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 市内の介護保険事業者の連絡会でございます介護保険事業者連絡会の定期的な会議の中で、地域包括支援センターやケアマネジャーに多様なサービスの事業利用の実績報告と事業の利用者への促しを、今まで以上に図っていくことを検討

いたしております。

さらに広報等を通じて、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスについての紹介を行うことで、さらなる利用につなげていくことを考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。サービス内容を利用者の方々によく理解いただき、必要な方々に、必要なサービスが受けられるように、今後も丁寧にご対応ください。

次に、見守り活動に関してですが、現状は理解いたしました。来年度には、75歳以上の高齢者の現状をおおむね把握できる予定とのことですが、いかに高齢者の情報を収集するかがポイントになると考えます。現時点で状況確認シートの回収率が89.6%と高く、少し驚きましたが、高齢者を狙った詐欺がますます巧妙化しておりますので、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

これから、高齢者実態把握支援システムに、これらの情報が集約されていきますが、今後どのようなご支援を考えておられるか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 ライフサポーターによる75歳以上の高齢者に対する訪問活動により、75歳以上の高齢者の方々の現状について少しずつ把握ができていく状況でございます。多くの方がお元気にお過ごしで、外出等されている方も多く、また、就労されている方もおられる状況でございました。一方で、ひとり暮らしの高齢者の方は、お元気にお過ごしの方でも、状況確認シートを8割を超える方が提出されるなど、ひとり暮らしであることでの不安をお持ちであると推測できる状況もございました。

現在、ライフサポーターによる75歳以

上の高齢者に対する訪問活動事業を実施している最中でございますので、訪問が一巡する平成30年度末の状況把握をもって、課題の分析を行い、具体的な高齢者の福祉サービスとして活用してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。高齢者が地域で孤立しないように見守り活動を進めていくためには、地域の方々や専門機関との連携が不可欠と考えます。また、システム化、電子化した情報は共有し、有効に活用すべきと考えます。社会福祉協議会や民生児童委員等々、独自で把握している情報もあり、共有は難しい面もあるかと思いますが、高齢者の家族や居住状態、健康状態など、可能な限り情報を収集し、一元管理すべきと考えます。これらのデータを分析し、その人に必要な支援やサービスを迅速に提供し、介護予防などに役立てていただきたいと考えております。

地域包括ケアシステム構築に向け、得られた貴重な情報をもとに、広角的に展開していくことを期待しております。要望とさせていただきます。

3つ目の広報広聴について、2回目の質問をさせていただきます。

広聴に関しましては、主に自治振興課を窓口として、関係部署へ連絡、報告をすることで、個々の所管において機能していると理解いたしました。

一方、広報に関しましては、広報課としても広聴活動を行っていること、全庁へのかかわりとしては、仕組みではなく、日々の業務を通じて関係部署へアプローチしていると理解いたしました。

では、現在取り組まれている具体的な広報活動と役割についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 広報課では、新たな出来事や取り組み、イベント・講座などの催し、審議会委員などの募集といった、市のあらゆる施策、事業につきまして、各課から情報を収集いたしまして、広報誌の掲載や報道機関への情報提供を行っております。

また、ホームページの管理運営を行い、各課が情報提供を円滑に行うことができるようサポートをいたしているところでございます。

さらに、近年は市の魅力や特色を市内外にPRしていくことも求められてまいりました。

広報の役割は、市の考えや取り組みを確実にお知らせし、市内外の人に、本市政への関心を持ってもらい、理解をしていただくとともに、市民生活の向上や地域の活性化などの行動につながる情報を発信していくことであると考えております。そのためにも、職員一人一人が広報の重要性を認識し、日常業務の中で常に意識するよう、広報課との連携を深めながら、創意工夫を持った広報活動を行うことが重要であると考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。広報せつつは、昨年より内容が充実されており、近畿市町村広報紙コンクールにおいても、最優秀賞を授与され、非常に頑張っておられることは評価いたします。また、現在ホームページのリニューアルにも精力的に取り組んでおられ、本市の魅力をいろんな形で発信していただきたいと考えております。

役割に関してもご答弁いただきましたが、現在、求められている広報は、冒頭申し上げましたように、お知らせ型広報から対話型広報へ、さらには協働型広報へ発展して

いく必要があると私は考えます。また、さまざまなメディアを活用し、広報活動を展開することにより、今社会が何を求めているのかを把握し、それを実行していくことで、市民からの信頼を獲得していくことと私は考えます。

お知らせ型広報は、言うなれば伝えるということ、対話型広報は伝わるということであり、コミュニケーションの相手である市民に伝わる、すなわち理解を得ることが重要です。さらに協働型広報とは、対話の結果として、市民と行政とが新たな価値を協働して創造していくことであると私は考えます。

将来にわたり、信頼の好循環を築いていくためには、市民とのコミュニケーションをどう展開していくかが重要です。そのためには、広報とは、市民とともに作る広報と位置づけ、市民の理解を得るという目的を徹底すること、次に、行政の意識改革として、全職員が広報広聴の役割や重要性を理解すること、積極的に市民ニーズを把握すること、収集した情報を共有を行うこと、そして、戦略的な広報を行うことが必要です。広聴で得た情報を全庁で共有することや、市民の方々の声を施策に反映させた結果を市民にフィードバックするためには、広報と広聴の連携が不可欠です。

広報と広聴の連携のあり方について、お考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 広聴の意義といたしましては、多様な意見をお聞きし、多様な手法で情報を収集し、その分析を行い、施策に反映していくということであると認識いたしております。

現在の市の状況といたしましては、自治振興課での広聴業務以外に、それぞれの部

署の施策計画の策定過程におきまして、市民の意識調査や市民公募を含む審議会委員の意見聴取、パブリックコメントなどを行い、また、年次の進捗状況等を同審議会にもご報告をしている状況にあります。また、個別に意見を届けたい人が、場所や時間に制限されず、各課に直接意見を届けることができるよう、ホームページに問い合わせメールフォームを設けております。

このようにさまざまな手法で収集した多様なご意見を、施策の反映に向け分析し、その結果を公表する取り組みが各課で行われているところでございます。

今後も、職員一人一人が、広報広聴活動を担うという意識を醸成し、積極的に市民ニーズの把握とその情報共有に努めてまいりたいと考えております。また広聴制度や実施状況について、広報に工夫するとともに、市政への関心がより高まりますよう情報発信を行ってまいります。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 お考えは理解いたしました。広報広聴のかかわりは、個々の所管において機能していると理解しておりますが、将来的な協働型広報を見据え、対話型広報を実現させるためには、市民の方々に見える形で広聴という窓口が存在し、広報と広聴が一体となった組織運営が必要であると私は考えております。

調べによりますと、大阪府43市町村におきまして、広報と広聴が同じ部署に所属しておりますのが32市町村存在し、割合にして73%となっております。市民の市政に関する関心を高め、そして、市民との協働まちづくりを実現させていく意味でも、職員一人一人の意識の醸成と体制づくりに努めていただきますように要望とさせていただきます。

最後の4つ目の人事施策について、2回目の質問をさせていただきます。「やる気・元気・本気！採用枠」の方々が、いろんな場面で活躍されているとのことで、おおむね狙いどおりの効果が得られているのではないかと認識いたしました。今後も戦略的に優秀な人材を採用すべくよろしくお願いいたします。

本市の職員数は平成7年度の900人をピークに減少し、本年4月現在で615人となっております。これは第5次行政改革実施計画等に基づく職員採用の抑制、技能労務職の採用凍結、業務のアウトソーシングなどの取り組みの結果と捉えております。一方で、経験豊富なベテラン職員の退職や、職員数そのものが減少する中、行政課題は多種多様化し、職員に求められる能力が、より高度なものとなってきております。そんな中で、市民サービスの維持・向上を図っていかねばならないと考えておりますけれども、これらのさまざまな課題に対し、どのように対応することを考えておられるかお考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 定員管理上の職員数は、議員がおっしゃったとおりでございます。平成29年度当初は615名となっております。この間、業務の委託や民営化が可能な分野におきましては、民間活力の活用や再任用職員の活用、また、採用において年齢構成を鑑みて社会人経験枠も考慮し、募集を行ったところでございます。

議員からもございましたように、少数精鋭で職員体制を構築していく必要がございます。市民サービスの維持・向上に取り組んでおります。そのため、少数精鋭で頑張っていきたいというふうに思っております。

そのためには、職員個々が求められてい

ることは、広範囲の知識、技術、経験、スキルを高めて、組織へ貢献できていくことの人材育成が肝要であるというふうに考えております。組織といたしましては、このようなことを実施していくため、高めるための支援といたしまして、研修制度や人事制度といったことを構築いたしているというところでございます。

平成28年度におきまして、人材育成実施計画を見直して、目指す職員像に、みずから前例をつくる職員を新たに設けました。人材育成の3つの柱でございます、人が育つ、人を育てる職場、積極的にみずから能力を開発する職員を育成する研修制度、やる気を引き出す人事制度、このことを現在取り組んでいるところでございます。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 承知いたしました。少数精鋭の職員体制により、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に 대응していくためには、職員一人一人が果たすべき役割や求められる能力を認識すること、そして、管理職はリーダーシップを発揮するとともに、適切な組織マネジメントを行うことで、個人を動機づけし、能力や個性を引き出すことで個人と組織の活力を高め、可能性が最大限に引き出される環境づくりが求められます。

キーとなる管理職も市の職員です。改めて管理職のあり方やその役割、管理職自身のモチベーションアップについてどのようにお考えか、ぜひ副市長にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、管理職の役割、それから、モチベーションアップについて、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、管理職に求められる役割といたしましては、大別して、部門目標の達成、そ

れから、部下、後輩の育成にあるというふうに思っております。この役割を果たすために求められるのがマネジメントであり、これらを円滑に進めるためには、P D C A サイクルを絶えず回し続けなければなりません。また、管理職は目標管理を行うだけでなく、プレイングマネージャーとしての役割も期待されております。

ご指摘のモチベーションについてですが、行政を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。今後、財政難や高度に専門化した時代にあっては、仕事を定型的にこなしているだけでは立ち行かなくなるのは目に見えてまいります。このようなとき、意欲、やる気等のモチベーションを高め、次の時代を迎えなければならないことはご指摘のとおりでございます。

公務員としての使命感に支えられてモチベーションを維持するには限度があります。働きぶりが認められ、仕事そのものに喜びを感じ、責任を持たされ、達成感や自己の成長を実感するなど、内的満足度を高めていかなければなりません。

人材育成はいつの時代でも、ゆるがせにできない重要な課題というふうに考えております。

人材育成には2つのアプローチが必要と感じております。その1つは、仕事をこなす力、いわば職員の仕事力が求められます。公務に対するスキル、職場で経験と勘に基づいて暗黙のうちに蓄積されてきた知見、公務員としての心構え等、一緒に引き継がれ、脈々と継承が繰り返されてきた世代間継承を、より進化させなければなりません。経験7割、薫陶2割、研修1割と言われることがあります。この比率の適否は別といたしまして、職業人として成長するためには、良質な仕事経験と、上司、先輩の指

導や薫陶が大切であるということでございます。これはまさしく職場研修そのものであるというふうに考えております。

次に2つ目は、職員の能力アップのための研修でございます。政策企画という点においては、すぐに大阪府が、さらにその上には国があるということではなく、その助言に従って実施部隊として働けばよいというのは、もう既に過去の話でございます。政策企画立案能力や政策法務能力に重点を置いた人材育成が必要と考えております。国や都道府県に伍して、議論をしても負けないような能力が、自治体職員には今求められているのではないかなというふうに思っております。

そのためには、各職場のリーダーである管理職が果たすべき役割は大きく、人材育成の土壌づくり、成長する組織風土づくりにしっかりと取り組みを、機会あるごとに意識づけをしていきたいというふうに思っております。

また、人事管理制度と人材育成システムが連動されてこそ、育成効果が発揮されることから、本市では、目標管理制度、人事評価制度に取り組んでいるところであり、部門の目標達成と、職員一人一人のスキルアップを目指しております。

いずれにいたしましても、人材育成は一朝一夕にいくものではなく、腰を据えた粘り強い取り組みが必要というふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 光好議員。

○光好博幸議員 副市長の熱い思い聞かせていただきました。ありがとうございました。

管理職を含めた市の職員一人一人が、頑張りや成果が認められていることが実感できる風土や仕組みづくりをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

私からは3つお聞きしたいことがございまして、まず1番目です。

2025年以降の摂津市の財政状況についてお尋ねいたします。こちら、松本議員からもご質問ありましたけれども、近年、少子高齢化社会が取り沙汰されております。最近では、いわゆる2025年問題という言葉が、本市でも取り上げられることが多くなってまいりました。この2025年問題は、2025年を境に、団塊の世代が75歳以上になる年であり、2025年以降、毎年のように全国的に生産人口が減り、介護を必要とする方がふえていく。そして、増加する社会保障に対して、働く方たちの納められる税収では補っていくことができないのではないかとされている問題であります。

2025年というのは、約7年後の話ではありますけれども、しかしその影響は、既に出てきておまして、実際に総務省の人口推計によりますと、この日本の人口は、平成29年6月の時点で、前年同月、平成28年の6月に比べ約20万人減。日本人の人口の総数に限って言えば、約35万人減っております。さらにその20万人減の内訳を見ますと、64歳以下の人口が約78万人減に対して、65歳以上の人口は約58万人増と、現在の人口で見ても、明らかに働く世代や未来を担う子どもたちの数が急激に減少しておまして、お年寄りの数がふえていっている現状でございま

す。

本市でも、近年の人口推移を見ますと、約8万5,000人。人口は微増している状態ではありますけれども、全国的には人口減少、少子高齢化への対応が課題となっておりますが、本市に限っては2025年以降、そういった問題はクリアしていける状況なのか。また、試算にはなるとは思いますが、現状、2025年以降の摂津市の財政状況について、まずはお尋ねしたいと思います。

次に、質問2番目です。中学校給食のあり方についてお尋ねいたします。これは私が文教上下水道常任委員会でもたびたび質問させていただいている内容ではあるんですけれども、改めてお聞きさせていただきます。

本市におきまして平成27年6月からスタートしたデリバリー方式選択制中学校給食は、育ち盛りの子ども達が、誰もが安心・安全なご飯を食べられる大変素晴らしい施策だと思っております。しかしながら、当初喫食率30%を目標としてこられましたけれども、昨年の実際の喫食率は3%台と、目標の数値には遠く及ばない現状と聞いております。さらに、今年度で調理業務委託業者との契約が満了となりまして、平成30年度以降、新たに業者を選定するこのタイミングで、喫食率の目標を前回までの30%から10%に下方修正されたと聞いております。その点について、まず、お間違いがないのか、そしてまた、デリバリー方式選択制中学校給食を開始してからこれまでの現状について、お聞きいたします。

最後に、3番目です。府道正雀停車場線及び正雀一津屋線の安全対策についてです。

特に、正雀一津屋線の道路は、名前のとおり、正雀から一津屋まで通っている道で

はありますけども、摂津市にとって、また摂津市民にとって大変重要な道であります。摂津市にとっては動脈のような道でもありますけども、しかしながら、現状、歩道がほぼない道も多く、危険なためか歩行者もほとんどいない現状でございます。

府道正雀停車場線及び正雀一津屋線の安全対策について、これまでの大阪府への働きかけの内容についてお尋ねいたします。

以上、1回目終わりです。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 2025年以降の財政状況につきましてのご質問にお答えをいたします。

本年10月に作成いたしました中期財政見通しは、平成39年度までの財政状況について作成いたしております。中期財政見通しにつきましては、一定の条件のもとで将来の収支状況を推計したものでございますが、この見通しでは平成35年度に赤字に転落し、翌年度には健全化法に規定の財政再生基準を超えます赤字額となる試算結果となっております。その後も赤字額が増加し、平成39年度には累積赤字額が150億円を超える見込みとなっております。

議員がお示しの2025年、平成37年は、団塊の世代の方々が75歳以上になられる年であり、高齢者人口の増加によってもたらされます社会保障費の増加への対応が、全国的な課題となっております。

さらに、高齢者人口の増加とともに生産年齢人口の減少が予測されておりますが、本市におきましても同様の状況でございます。2025年度以降も厳しい状況が続くことが懸念されております。

高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少

は、支出の増加、収入の減少につながるものでございまして、財政運営上、歳出歳入両面で大きな影響がございます。そのため、今から人口問題への対策を行っていく必要があるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 中学校給食のあり方についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制でスタートし、成長著しい中学生に安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供し、健康増進、体力向上を図ることを主な目的として実施いたしております。

開始当初の1学期末の平均喫食率は6.5%でしたが、直近の平成29年1学期末の平均喫食率は4.5%であり、また、1学期にアンケートを行った結果におきましても、家庭弁当が90%、デリバリー方式選択制中学校給食の利用者が5%、コンビニ・スーパー等の利用者が5%となっております。

これまで、喫食率向上に向けての改善策として、毎月の献立に行事食の取り入れや人気献立キャンペーンの実施、生徒からのリクエスト献立やリピート希望料理の募集、また、振込金額の単位に3,000円を追加するなど改善してまいりました。しかし、当初の目標喫食率から評価いたしますと、まだまだ課題があるものと考えており、さらなる改善を図っていく必要があると認識いたしております。

本年度末で、委託契約の更新時期を迎えることから、平成30年度以降の調理業務等委託業者について、12月1日にプロポーザル方式による業者選定を行い、新たな業者を決定いたしましたところでございます。

今後も、さまざまなご意見を参考にしながら改善・見直しを行い、よりよい中学校給食の実現を目指してまいります。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 府道正雀停車場線及び正雀一津屋線の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

都市計画道路千里丘正雀一津屋線につきましては、大阪府において平成26年2月に見直しが行われ、計画的な道路拡幅が中止となりました。しかしながら、現道の歩道は十分な幅員や連続性が確保されていないことから、歩行者の安全を図るため、道路区域の拡大など安全な歩行者空間の確保を行うよう大阪府に継続して要望しているところであります。大阪府では、用地を取得しての安全対策が困難であることから、現道幅員内でグリーンベルトの設置や側溝ふたの改修など、歩行者空間の明示や改善を図っておられますが、現道幅員での改善には限界もありますことから、今後とも安全な歩行者空間が確保されますよう、引き続き大阪府へ要望してまいります。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 これからは、一問一答方式で質問させていただきたいと思っております。

まずは、2025年以降の摂津市の財政状況についてですけれども、本市におきましても2025年問題というのは大変深刻な問題で、平成35年度以降は赤字転落、平成39年度以降には借金が150億円以上になってしまうということですのでけれども、財政的に、現在、健全だと言われている本市におきましても、そういった事態に陥ってしまうということは、他市にも変わらない、もしくはそれ以上に危機的な状況になっているわけです。

全国的に財政破綻状態の市だらけになってしまう可能性があるわけですがけれども、先ほどの答弁でもありましたとおり、人口問題、特に若い世代にもっともっと早急に、摂津市に入ってきてもらわないといけないわけですがけれども、今後の摂津市の人口推移予測についてお尋ねいたします。

また、将来の目標人口についてもお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 人口問題についてのご質問にお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の試算によりますと、本市の2060年における人口は、5万人台まで落ち込むというような推計がなされております。この人口減少を食い止めるために、本市といたしましては、平成28年3月に策定いたしました、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みを、さらに進化させることであるというふうに考えております。転入者の数と転出者の数の移動均衡を維持するとともに、合計特殊出生率を現在の1.5から徐々に上昇させ、平成30年以降は1.8を目指したいというふうに思っております。

このような取り組みを進めることによりまして、2026年における将来人口の展望を7万2,000人と推計いたしているところでございます。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 現在、特殊出生率が1.5から1.8を目指すためには、かなりの努力が必要だと思いますけれども、目標人口7万2,000人を達成するための具体策についてお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 まずは、合計特殊出生率をキーワードにした場合、やはり子育て支

援の取り組みが重要であるというふうに考えております。

全庁的な取り組みをご紹介を申し上げますと、健康施策の観点では、妊婦健診の実質無料化、保健師・助産師による赤ちゃん訪問の実施、保健センターでの乳幼児健診の充実などがございます。子育て環境の向上という視点からまいりますと、保育所待機児童対策のため、保育所設備の拡充。子育て支援の観点からまいりますと、子ども医療費助成制度を18歳まで拡充させていただきました。また、学習環境向上の観点では、小・中学校へのICT化機器の導入や摂津SUN SUN塾の設置などを実施しているところでございます。

このような取り組みを継続的に実施し、また、健康寿命を延ばすというようなことも必要になってきようかと思っております。子育て世帯におきましては、出産前から学齢期に至るまで、切れ目のない施策を取り組み、子育て世帯の転入促進に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 本市におきましても、子育て世代というのは大変、重要な世代でして、ただ、この本市におきましては、子どもが生まれてからしばらくすると、子どもが小学校・中学校に入学するタイミングで他市に転出してしまいう傾向が強いんです。しかも、遠方に引っ越してしまいうわけではなく、具体的に言いますと、吹田市、茨木市、大阪市といった近隣の市へ、転入よりも転出のほうが多くなってしまう現状です。

また、少子化問題による対策は、他市も同様に行っている現状、摂津市は、他市が行う少子化対策より優れていないと人口はふえていかないわけでございます。子どもの人口増加、働く世代への施策は、ことし

から始めたとしても、すぐに結果が出るわけではありません。迫りくる2025年問題に向けて、早急な対策が必要なわけですが、果たして、この施策で人口増加が可能であるのか、もっと他市に比べて、特色のある取り組みを展開していくべきではないでしょうか。市長にご質問いたします。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 三好俊範議員の質問にお答えをいたします。

何度も言っておりますけれども、極端な少子高齢化、それからインターネットバブルというんですか。これが、いろんな問題を引き起こしておるといいますか、今日的には、人口減少問題、貧困格差等々、このことが、我々の基礎自治体にもいろんな課題を突きつけていると思っております。

そういうことで先ほど来、話が出ていますけれども、国では、この人口減少をなんとかとめようということで、地方創生法という法律をつくったわけです。

この法律では、各自治体、将来の人口ビジョンを掲げなさい、そして、人口減少問題に対する取り組みを決めた摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これをつくってくださいということになりました。それを受けて、さっきもありましたけれども、将来の理想の合計特殊出生率を1.8と定め、そして、4つの基本目標、快適で利便性が高いまち せつつ、健やかに暮らせるまち せつつ、子育て・教育への願いをかなえるまち せつつ、企業が元気でいきいきと仕事ができるまち せつつ、この基本目標を掲げて、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくったところでございます。

そういうことで、摂津市まち・ひと・し

ごと創生総合戦略、これにしっかりと目を向けて丁寧に取り組みながら、この人口減少問題に取り組んでいきたいと思っております。

ところで、第4次摂津市総合計画というのがあります。第4次摂津市総合計画の真っ最中ですが、この計画では、当初は、現在の人口推定は8万2,000人から3,000人ぐらいだったと思います。ところが、先ほどもおっしゃったように、今は人口が8万5,000人強に、逆に増加をしております。起因しております1つは、南千里丘のまちづくりです。当初、市内移動数が6割、市外からの転入数が4割と想定いたしておりましたけれども、逆に、市内移動数が4割で、市外からの転入数が6割という、そういう結果を生んだわけでありまして、今、進めております千里丘新町のマンションも、この傾向は恐らく顕著ではないかなと思っております。ということから言いますと、近隣各市等々、府下での人口の増加傾向にあるまちを見ますと、少なからずマンション建設とのかかわりがございます。そういうことになりますと、近隣各市に比べて、摂津市は大型マンションの建築に非常に条件が合っているかといえば立地条件はそうではないと思います。そういうことから言うと、今の人口増の傾向は、一過性のものと見なくてはならないと思っております。それだけしっかりと、将来人口を捉えていかなくてはならないわけでございます。

そういう中で、今、摂津市があるわけがあります。これから将来、黙って見ていたら、今ごろ8万2,000人ぐらいで、このままじっとしていたら、さっきもありませんけれども、5万人になってしまうという想定が出ておるわけがあります。

そういうことで、やっぱり摂津市は摂津市ならではのまちづくりをしっかりとやって、今、せっかく摂津市にどんどん引っ越してきてくれているわけでありますから、この人口を減少させない、転出させない、そういうしっかりとした思いを持っております。

今、1,000人当たりの出生率というのがあるんです。これは、大阪府下で摂津市が恐らく1番だと思えますけれども、これからもさまざまな知恵を絞って、工夫を凝らして、安全・安心、健康づくり等々、やっぱりこのまちに住んでよかったというふうなまちづくりに目を向けて、人口減少対策にしっかりと取り組みたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 本当に、この問題、今の段階で早急に手を打たないと手おくれになってしまう。現状試算で5万人という数、そして赤字も150億円というお金の試算も出ているんですから、それが、本市だけが厳しい状況にあるのであれば、まだ国も府も何か手を打ってくれるかもしれないですけども、全国的にこのような状況が予測されるのであれば、本市は今から手を打ち、他市に先駆け、対策を行い、摂津市においては2025年以降、そこまで、まだましかつたと、予測できる未来なんですから、そのような状態にもっていけるように強く要望して、この質問を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして2番目、中学校給食のあり方についてです。平成30年から委託業者が新しい業者にかわり、1食当たりの調理業務委託料が、これまでの税別290円、税込313円から増額になると聞いておりますけれども、これは給食が豪勢に、豪華になっていくからなのか、また、幾らにな

るのか。まず、お答えいただきたいと思  
います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 1食当たりの経費というご  
質問でございます。

学校給食法では、食材料費以外は義務教  
育諸学校設置者の負担であると規定されて  
おりますが、仮に平均喫食率を5%といた  
しまして、単純に1食当たりの単価を計算  
いたしますと、今、申し上げました食材料  
費が現在と同様300円、調理業務等委託  
料は平成30年度から税込みになります  
が559円、予約システム委託料につきま  
しては602円となることから、1食当  
たりにかかる経費全体としては、合計1,  
461円となっております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 1食当たり1,461円。  
子ども達が食べているお弁当に税金が投入  
されているということは、本当にびっくり  
する話であります。私自身、中学校給食を  
なくすべきではないと考えてはおりますけ  
れども、今後3年間、デリバリー方式選択  
制で実施するということでもありますけれど  
も、将来、自校方式や摂津市内1か所でつ  
くり、各中学校に運ぶセンター方式での全  
員喫食へ転換するお考えはないのか伺い  
いたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 デリバリー方式選択制中  
学校給食の制度を導入する前、自校方式、親  
子方式、センター方式で実施する場合のメ  
リット、デメリット等を比較検討し、さま  
ざまな議論を行ってまいりました。それぞ  
れ財政面の課題でございますとか、建築基  
準法を初めとする法令上の課題、またセン  
ターを建設する場合は用途地域上の制限や

土地確保の問題等がありまして、最終的  
には生徒の80%以上が家庭弁当を持参し  
ているというような状況も勘案し、家庭弁  
当と給食が選択できるデリバリー方式選択  
制を決定した経緯がございます。

デリバリー方式選択制中学校給食を開始  
してからこれまで検証と改善を行ってまい  
りましたが、直近のアンケート結果で、事  
前にコンビニ等で購入したパンや弁当を食  
べている生徒も5%程度存在することから、  
短期的には、そのような生徒に、栄養バラ  
ンスのとれた中学校給食を利用してもら  
うことで、本来の給食の目的を達成できる  
ものと考えております。

しかし、女性の社会進出や家族構成の変  
化など、今後の社会情勢に注意を払いなが  
ら、本市に適切な中学校給食のあり方につ  
いて検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 デリバリー方式、自校方式、  
センター方式で、全員喫食で中学校給食を  
実施した場合、各方式で一体どれぐらいの  
財源が必要になるのかお尋ねいたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 デリバリー方式選択制中  
学校給食導入前の試算でございますが、全  
員喫食で就学援助を前提に計算いたします  
と、デリバリー方式がランニングコストと  
して毎年1億800万円。自校方式がイニ  
シャルコストとして10億9,700万円、  
ランニングコストとして毎年1億3,000  
万円。センター方式がイニシャルコストと  
して9億8,700万円、ランニングコス  
トとして毎年1億3,800万円の負担額  
を算出いたしております。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 では、全員喫食で実施  
した場合、各実施方式でのランニングコス  
トに

ついて、1食当たりかかる経費は幾らになるのか、お伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 仮に、全生徒数2,200人で、給食実施日数が160日、食材料費は300円の前段で計算した場合、デリバリー方式が1食当たり606円、自校方式が669円、センター方式が692円となります。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 現在の1食当たりのコスト1,461円から、例えば、自校方式になれば669円と、1食当たりの単価はかなりの削減になっているわけです。市長にお尋ねいたします。

現状、この喫食率に対してのコストパフォーマンス1,461円というお弁当は、誰から見ても高価なお弁当。ただ、実際に中学校の現場からは、もちろんそれだけの金額がかかっているお弁当ではないので、そこまで評判がいいわけではないです。高価なお弁当、実際はその金額かかっているわけではないので。そして、中学校は義務教育でもあると思います。お昼の時間は中学校にいないといけないわけです。

現在の中学校給食のアンケート結果、平成29年10月にとったアンケートによりますと、2日間で延べ9人の子どもたちがお昼を食べていないという結果が出ております。多感な時期でもありますからダイエットをしていたのかもしれないですし、気分がすぐれない、体調がすぐれないから食べられなかったのかもしれない。しかし、この現状を、なぜ食べられなかったのか、市が完璧に把握していないというのが問題だと私は思っております。

現在、時代は変わって2人に1人は共働きのご家庭だと言われております。私自身

も共働きというか、ほぼ母子家庭の環境で育ちました。一生懸命働いている親に気を使い、お金がなくておなかがすいてもご飯を食べたいとお願いすることもできなく、我慢をしていた記憶があります。いざ私も2児の父となりまして、今の子ども達に同じような目に遭ってほしくないと。全員喫食となれば、半強制的に目の前に給食が出てくるわけですから、このような事態には陥りにくいと考えております。

また、先ほどの人口に関する答弁でもありましたけれども、この摂津市は財政危機が目の前まで来ております。お金がなくなってから設備投資をすることは、まず不可能かと思えますけれども、ならば、今、投資を行い、他市から若い世代を集めるためにも、安心・安全なまち摂津市をつくるためにも、そして、未来へ財産を残していくためにも、全員喫食を行っていくべきではないでしょうか。市長、考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 中学校給食についてお答えをいたします。

先ほども言ったことですが、インターネットバブルといいますか、スマートフォン等々、実に便利になったと思います。ただ、親子の会話、これが奪われつつあるというか、もう奪われてしまっていると言ってもいいと私は思っています。

そんな中で、中学校給食とどんな関係あるんねんということですが、アンケートをとると、90%近い子どもがお弁当をお持ちでございます。私も、この市役所にお弁当を持ってくる機会が今までも何度かありましたけれども、きのうの夜の残り物といいますか冷たい御飯、でも、弁当って何かおいしいんですよ、食べていたら。ふと、

やっぱり食べて、お弁当を見ていたら、子ども達は、お母さんの顔を思い出しているかもわからないですね。忙しい中、入れてくれたんやなというような気持ちで思っているかもわかりません。

一方、お母さん方、今言われたように、お仕事をお持ちのお母さんもおられます。「忙しい中、きょうも3人分のお弁当つくってん」とかというような話もよく聞くんですけども、よう頑張ってはりますなと言うんですけども、やっぱり弁当を入れているときに、恐らく、忙しいなと思いつながら、きょうも元気で頑張つてなというような思いが、入れてはるときに、どこかにこもっているのではないかなと。

私は、そういう意味では、お弁当って、形には見えないけれども、物すごい親子の会話にもなっているのではないかなと思っています。そういう意味で私は持続できればいいなと。そういう意味で、お母さん、忙しいやろうけど、弁当を入れてあげてくださいなと。もしそういう話があったら。ただ、いろんな事情があつて、どうしてもお弁当も持っていかなれないという家庭も、それはあると思います。そういう意味で、デリバリー方式選択給食ということで、弁当を補完するということになるかもわかりませんが、今のデリバリー方式選択給食を実施しておるところでありまして。やっぱり、今、いろいろご指摘があつた、そして先ほどの質問の中にもありましたコストパフォーマンス、また、社会状況のあり方、刻々と変化してまいります。

そんなこともしっかり踏まえる中、今後どうあるべきか、これはやっぱり並行して考えていく。しかし、私が最初に言った、この理念だけはしっかりと踏まえながら、いろんな方法も考え、検討していくことも

大事ではないかなと思っております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 私自身は、中学校は義務教育なんですから、お弁当をつくってあげたいお母さんの気持ちもすごいわかります。それはもう高校に行ったときにつくってあげればいいのではないかなと。中学校でも1食では足りない生徒ももちろんいらっしゃいますから、その方はその方で、給食とは別にお弁当を持っていけばいいんでしょうし。

もう少し、そういう食べられない子をケアしてあげるといふ観点もありますし、近年、大阪市では全員喫食が始まっちゃいました。そこにやっぱり人口がとられていっている現状が、もう目に見えて出ているわけです。ならば、摂津市は、先ほどの観点から言いますと、大阪市と隣ですから、勝つていけないといけない。その観点からも、もう一度、市長、今後の摂津市のためにも、未来のためにも、一度お考えいただければなと思います。

最後、府道正雀停車場線及び正雀一津屋線の安全対策についてなんですけれども、こちらについては要望のみとさせていただきます。

いろいろ大阪府に要望してくださったり、大阪府もできるだけ要望に応えようとしてくれているのはわかりました。しかし、現状、都市計画道路からは外されており、摂津市にとっては死活問題なわけです。第4次摂津市総合計画にも、この道路の問題というのは、改善というのは載っているわけですけども、そうあるのであれば、同じようなアプローチの仕方で、ずっと、「お願いします」、「いろいろ関係があつて、いろいろな事情があつて無理です」というよ

うなことで断られ続けているみたいですが、けれども、方法をいろいろ変えて、観点を变えて、大阪府に提案していくべきではないでしょうか。

現在、通学路にも指定されておりますし、交通バリアフリーの指定道路にもなっているわけです。しかしながら、そういった対策ができていない現状を、もっと摂津市の立場から考えて、大阪府に対して伝えていかなければいけないのかなと思っております。

そういった観点からも、今後も粘り強く、本当に安心・安全なまち摂津市をつくるためにも、ずっと粘り強く交渉していただきますよう要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好俊範議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時50分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。

引き続き、一般質問を行います。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、順位に従い一般質問を行います。

通告しております第1点目の、都市公園の管理についての1番目としまして、公園のバリアフリー化について質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、公園について、今の摂津市の平成27年度の実態といたしましては、公園総計が139か所ありまして、面積49.53ヘクタール、そのうち都市公園が

43か所、面積的には全体で46.06ヘクタールと、ちびっこ公園95か所、面積3.47ヘクタールとなっております。淀川河川公園も入れまして、市民1人当たりの公園面積は5.8平米と、過去からいいますと相当公園面積もふえてきている実態となっております。

その中で、都市公園の定義といたしましては、都市内にあり、市民の休養・運動に供する公園または緑地、地方自治体が都市計画区域に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地と指定されております。

都市公園法第2条では、園内に設けることができる施設を、休憩所、売店、便所、管理事務所、運動場、植物園、動物園など具体的に示されております。

また、都市公園の役割といたしましては、機能的には都市防災、そして、都市環境の維持・改善、都市景観、健康・レクリエーション空間、精神的充実、5つの機能を有している、こういったことが言われております。

特に最近では、健康、運動、それからスポーツ、レクリエーション、コミュニティ活動等、多種多様な利用がなされ、大変喜ばしく公園の利用がなされている状況でございます。

しかしながら、このような都市公園におきましては、特に高齢者の方からの声は、トイレに行っても公園のトイレは汚くて、和式で手すりがなく、膝が痛いために使いにくいとの声も出ております。

摂津市の都市公園で、トイレの設置状況と障害者トイレ、いわゆるバリアフリー化されたトイレの設置状況について、まずお聞かせいただきたいと思います。

次に、都市防災機能を有する都市公園について、質問したいと思います。

撰津市の都市公園は一時避難場所及び緊急時応急仮設住宅建設候補地に指定されておりますが、緊急時の防災資機材を常備しておく必要があると思っておりますが、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目の交通安全対策についてでございますけれども、これにつきましては、自転車レーンの設置状況及び歩道の整備についてご質問をしたいと思います。

2015年6月1日より道路交通法が改正され、自転車運転の危険行為の項目以外に、警視庁から自転車を安全に乗るため、5つの原則が公開されております。

1点目といたしましては、自転車は車道通行が原則、歩道は例外、2点目といたしまして、車道は左側を通行、3点目といたしまして、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、4点目として、安全ルールを守る、5点目といたしまして、子どもはヘルメットを着用。

この中で、自転車は車道通行が原則で、車道の左側を通行ということは、多くの市民に浸透していると思っておりますけれども、しかしながら、車道を走るのには、一方では怖い思いをしているのも実態でございます。

その中で撰津市は、自転車安全利用倫理条例が制定されたときから、私は自転車レーンの設置等、交通指導も含めて指摘した過去の経緯がございまして、その点についての進捗状況と、今後の計画についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、市内歩道のアスファルトが相当傷んでおりまして、表面がめくれている箇所が随所に見られておりますけれども、歩道の補修計画はどのようになっているのかもお聞かせいただきたいと思っております。

それと、2点目の交通事故危険箇所対策の進捗状況についてですが、平成28年度、

交通事故の発生件数は426件、撰津市内で起こっております。そのうち死傷者499件、そのうち死者は2件でございます。

その分類といたしまして、乗用車が251件、貨物が111件、二輪車が38件、自転車10件、その他16件と、このようなことが平成28年度の事故発生件数となっております。

この数字は、平成24年度の事故件数452件、死傷者517件からは毎年減少傾向にはありますけれども、事故発生場所は余り変わっていないように見受けられます。

交通事故危険箇所対策の過去5年間の実施状況と、今後の計画について伺いたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。  
建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 公園内トイレのバリアフリー化についてのご質問にお答えいたします。

市内の都市公園43か所のうち、トイレが設置されております公園は28か所あり、そのうち身障者などが利用する、多目的トイレが設置されている公園は5か所であります。

公園では近年、急速な高齢化の進展や、障害者の自立した日常生活の確保などに対応できるように、公園施設のバリアフリー化が求められており、公園トイレのバリアフリー化対策は、最も重要な課題であると認識しております。

現在、都市公園のトイレにつきましては、洋式化の要望もいただいておりますが、段階的に洋式トイレの改良に取り組んでおりますが、構造的な問題などもあり、現状のトイレスペースで全てのトイレを洋式化することは困難な状況でもあります。

また、高齢者の方からは、立ち上がるのが困難であるとの意見もいただくなど、利用しやすい公園トイレの整備も求められております。

洋式トイレの整備には時間もかかりますことから、トイレ室内への立ち上がり補助用手すりなどの設置についても検討してまいりたいと考えております。

今後とも、地元自治会や利用者の皆様のご意見を聴きながら、高齢者も含め、誰もが安心して利用できる公園トイレの整備に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自転車レーン設置状況及び歩道の整備についてのご質問にお答えいたします。

摂津市自転車安全利用倫理条例の施行後、自転車レーンの設置につきましては、公安委員会による法定表示と道路管理者による法定外表示の2とおりの整備方法があります。

大阪府では、道路管理者として、自転車レーンを設置していく方針を打ち出しており、府道大阪高槻京都線において整備されております。

また本市でも、大阪府と同様の整備方法により、平成27年度に、モノレール南摂津駅前のはなみずき通りに、約300メートルの整備を行っております。

自転車レーンの設置につきましては、現在、国では、整備促進に向けたガイドラインの見直しなどが行われており、本市におきましても、今後は早期に対象路線の選定作業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市内の歩道の補修計画についてですが、車道の舗装補修につきましては、5年ごとの舗装点検の結果に基づき優先順位を決め計画的に補修を実施しており

ますが、歩道につきましては、道路パトロールや市民からの情報提供などをもとに、現地を確認し、舗装の老朽化や歩行者の通行に支障となっている箇所を優先的に補修を行っているところであります。

続きまして、交通事故危険箇所対策の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

平成13年に、摂津市交通安全推進協会の構成団体であります摂津市運輸倉庫協議会と摂津警察署の協力により、プロドライバーの目から見た危険箇所をまとめた摂津市交通危険箇所マップを作成しており、府道・市道を合わせまして61か所の危険箇所が示されております。

これまでに対策が完了している箇所は、府道・市道合わせまして27か所となっており、そのほかの34か所につきましては、改善に時間を要するもので、抜本的な改善が必要な箇所などもありますことから、道路整備だけではなく、ドライバーへの注意喚起などソフト面での対応も実施しているところであります。

過去5年間の実施状況といたしましては、大正川橋東詰交差点の信号機設置や、大阪高槻線の一津屋東交差点に、右折レーンと矢印信号機を設置しております。

そのほかにも、生活道路における速度抑制を目的に、ゾーン30の指定を市内2か所の地域で実施するなど、対策も講じているところであります。

また、通学路におきましても、毎年、各小・中学校と安全対策について協議を行い、横断歩道の新設及び路面表示や電柱幕の設置による注意喚起などにも取り組んでおります。

今後とも、摂津市交通危険箇所マップを参考に、地域の要望を踏まえ、摂津警察署

や関係機関と連携し、危険箇所の改善や解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 防災資機材の設置条件についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本市におきましては、地震発生時に、多くの市民が一時的に避難できる場所といたしまして、学校等のグラウンド、1ヘクタール以上の面積がある都市公園、防災機能を有した場所を基準に30か所を選定いたしておりますが、そのうち、防災資機材倉庫を設置しておりますのは、小学校10校、また、旧味舌スポーツセンター、旧三宅スポーツセンター、別府公園、千里丘防災広場の14か所でございます。

なお、防災資機材倉庫内には、ジャッキ、ハンマー、ショベル、担架、簡易型トイレなど格納しており、さらに別府公園、千里丘防災広場におきましては、かまどベンチ、マンホールトイレも設置いたしております。

また、地域の防災拠点といたしまして、平成28年3月に整備いたしました明和池公園には、大型の備蓄資機材倉庫、耐震性貯水槽、多目的貯水槽、防災パーゴラ、防災あずまやなどを設置いたしております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それでは一問一答方式で、2回目の質問をしていきたいというふうに思います。

まず、都市公園の管理トイレのバリアフリー化につきましては、今、ご丁寧な答弁をいただきまして、現在、28か所ある中で多目的トイレが5か所の設置でございます。

残り23か所のトイレ全て洋式化は、構

造面では無理だということでご答弁いただきましたけども、その中でもやはり、障害者とか弱者に優しい手すりをつけていただく前向きな答弁をいただきましたんで、ぜひ早急に、全市内、見きわめた中で、計画的に取り組んでいただきたいということで、要望としておきたいと思っております。

それから都市公園の管理で、一時避難場所としての防災資機材の設置についてでございますけども、緊急時の応急仮設住宅建設候補地一覧表というのがありまして、その中には19か所の公園が指定されております。そういう中で、全ての都市公園に防災資機材を設置する考えはないのか、まず聞いておきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 それでは、総務部長。

○井口総務部長 全ての都市公園に防災資機材を設置することについてのご質問でございますが、本市の地域防災計画におきましては、都市公園を災害時における応急仮設住宅建設地として活用することを予定しておりますことから、原則、都市公園内には、防災資機材倉庫を設置することは今のところ想定いたしておりません。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 原則、都市公園内に防災資機材倉庫を設置することは想定していないとの答弁でございます。

ただ、安威川以南は非常に水害に弱い地域でございますので、先ほどご答弁いただいた中で、小学校の校庭に防災資機材を置いているような状況で、高いところではいろんな防災資機材も置いている地域もありますけども、また、別府公園にいたしまして、非常に低位置に置いているということの中で、今、神崎川緑地公園はスーパー堤防で、非常に高地の場所にありまして、

そういったところに防災資機材倉庫の設置ができないものか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 神崎川緑地に防災資機材倉庫を設置できないのかというご質問でございますが、現在、自主防災会の災害時活動拠点となっております小学校施設を中心に、防災資機材倉庫を設置いたしておりますけれども、議員のご指摘のように、水害時におきましては、学校敷地内にある防災資機材倉庫は浸水するおそれがございますことから、設置場所につきましては課題であると認識いたしております。

また、学校には空きスペースが少なく、浸水の影響がない校舎の上層階に防災資機材を格納することが難しい状況もございます。

議員のご提案の、神崎川緑地に防災資機材倉庫を設置することにつきましては、神崎川緑地が都市公園でございまして、先ほどもご答弁申し上げましたように、緊急時応急仮設住宅建設候補地と指定させていただいておりますことから、対象とはいたしておりません。

しかし、地元自治会等から防災資機材倉庫の設置についての強いご要望があり、管理面や法的な面で問題等がないようであれば、関係課と一度、設置に向けた協議を持ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 この防災機能を備えた公園の整備につきましては、第4次摂津市総合計画第7期実施計画の中の3-2-2の中でも載っていますように、平成28年度から、そういった公園の企画・運営の支援をしていくという実施計画の中にもうたわれているところでございます。

今、ご答弁いただきましたように、神崎川緑地公園の防災資機材倉庫の設置は、地元要望も非常に強い中で、あの地域は水害に非常に弱いところでございまして、せっかく摂津市にあるスーパー堤防を活用しないことはないだろうというふうに思いますんで、前向きな答弁ということで受けとめさせていただいて、実施計画を組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

次に、交通安全対策で、自転車レーンの設置状況についてですけれども、最近やはり、全国的にも自転車事故が相当報道されております。

先般では、スマホを見ながらお年寄りとぶつかって、死亡事故も発生しているような状況でございまして、こういった類いにつきましては、自転車事故のマナー違反の部分で、ソフト面で対処しなければならない部分でございまして、ハード面といたしまして、冒頭申し上げましたように、自転車が今車道を走らなければならないという状況の中で、自転車に乗って走っている方も、非常にやっぱり危機感を感じておられる状況でございます。

これも先ほど言いましたように、摂津市は、全国に先駆けて自転車安全利用倫理条例を制定した市でございまして、そういう中では、先進的に自転車レーンを優先的につくっていく必要もあるのではないかと考えております。

今の自転車レーンの設置につきましては、早急に取り組んでいただくような計画はお持ちでしょうか。再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 自転車レーンの設置につきましては、ガイドラインによりまして、やはり道路にある一定の道路幅員が必要とな

ります。

摂津市内にはなかなか広い道路がないことから、まず、今、道路選定をしている状況でございます。道路幅員が確保されたところから、積極的に自転車レーンの整備について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 なかなか厳しいということでございますけれども、これも我々が聞いているのは歩道が3メートル幅員以上、あとは車道を走っていただくというようなことございまして、可能かどうかわかりませんが、新在家鳥飼上線、いわゆるいちょう通りのところなんかは、大きな物流の車両も結構駐車しておりますけれども、あぁいったところもレーンがつけられないかということも研究の1つとして取り組んでいただけたらというふうに思いますので、要望としておきます。

それから、市内歩道の補修計画についてですけれども、市内の道路及び歩道は、財政危機があった平成10年から平成18年に普通建設費用をぐっと抑えてきて、その今反動が来ているような状況なんですね。車道については、いろいろパトロールで点検もしながら補修も行っている状況ですが、どうも歩道についてはなかなか計画性が見えてこない。歩道についての修理計画というのは、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 歩道の整備についてでございますけれども、車道の舗装では5年に一度の舗装点検を実施しており、専用車両を入れての実施をしております。

しかし、歩道につきましてはこの車両が

使用できないことから、直接、人の目視によりまして調査する必要があるということから、現在、計画的な補修ができていない状況でございます。

現状といたしましては、車道の計画的な補修にあわせて、隣接する歩道の補修を行っておりますけれども、それ以外にも、日常的なパトロールでの情報や市民からの情報提供をもとに、安全に通行できる歩道の管理に努めておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 これも摂津市第4次総合計画の中で、計画的な生活道路の整備とか、生活道路のバリアフリー化とか、歩行者や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備とか、こういう実施計画が入っております、これも実際に、平成28年、平成29年では、もう実施計画に入っておかなければならないと。先ほど言いましたように、摂津市が非常に財政が厳しいときに、道路補修予算ぐらいしか維持費として計上していなかったと、そのひずみが、今、相当来ているというふうに思っていますので、これは歩道も含めて、今、1億5,000万円ぐらいの修理やと聞いていますけれども、やはりもう少しふやしていただきながら、人材の体制も含めて検討をお願いしておきたいと思っております。これは、要望としておきます。

最後に、交通事故危険箇所対策の推進状況では、交通危険箇所マップが平成13年に作成されてから、今16年が経過しております、その関係で61か所中今27か所しか改善がされていないと、このスピード感はどのように皆さん認識しているんですか。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 この交通危険箇所マップにつきましては、プロドライバーの目から見た危険箇所という形でつくられております。

その内容といたしましては、例えば、通勤時間帯には交通量が多く自転車も通行するため危険である。また、三差路のために出会い頭注意などといったドライバーへの危険予測を示した内容もありますことから、全てが道路改善の対象とならないものも多くございます。

しかし、少しでも事故を減らせますように、今後とも関係機関と協力し、安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 摂津市の交通事故の将来見通しは現在400件、先ほど数字を言いましたけども、あなた方の計画で出しているやつは、平成29年は350件まで抑えるというような、この実施計画の中に載っているんですね。それで、これを抑えていくためには何をしようとしていくかと言うたら、こういう。(発言終了のブザー音鳴る) 以上で終わります。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、国保府内統一化による悪影響を市民に及ぼさないことについて質問いたします。

国民健康保険は法改正により、来年4月から、都道府県も市町村とともに保険者となりますが、大阪府は全国でも類を見ない大阪府内統一化を、この期に行おうとしています。市町村の意見を聴く気がない、そ

の乱暴な進め方について、前回の一般質問で指摘をしたところです。

義務づけられている市町村への法定意見聴取も超短期間で、その回答のほとんどは、できないか、今後検討するとしてそのまま、大阪府国民健康保険運営方針を確定してしまいました。

また、摂津市では、大幅な保険料負担となる試算を出していました。大阪府と摂津市のそれぞれの激変緩和措置で対応することでした。

今回、新たな試算が出たということですが、摂津市の保険料にどんな影響が出るのか教えてください。

2番目に、第7期せつ高齡者がやきプランにおいて介護保険料を引き下げ、サービス充実を行うことについて質問します。

来年4月から、第7期せつ高齡者がやきプランが始まります。3年間の保険料も新たに設定されますが、介護保険料は今でも高く、高齡者の家計を圧迫しています。これ以上の値上げをせず、値下げをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、市民サービスコーナーの廃止の影響について質問します。

住民票の写しや印鑑証明書を発行する市内5か所の市民サービスコーナーが、ことし4月から廃止されました。マイナンバーカードでコンビニ交付が可能になったからという理由ですが、移行に当たって当面、取り次ぎサービスというものも始められました。現在の状況がどうなっているかについて教えてください。

また、市民サービスコーナーを利用していた方は、どこを利用するようになったのかもお答えください。

4番目に、市・府民税特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載しないことについ

てです。

従業員の給料から住民税を天引きし、本人にかわって事業所が市町村に納税する制度を、特別徴収といいます。従業員一人一人の税額を、市町村から事業所に知らせる特別徴収税額通知書に、今年度から、従業員のマイナンバーを印字して送ることになりました。

しかも、従業員が働いている事業所に自分の番号を知らせていない場合でも、市町村が本人の同意もなしに番号を送りつけることになっています。これは、大変に問題のある制度だと思いますが、摂津市はどのような対応をしたのかお聞きします。

5番目に、旧別府公民館の売却をやめ、地域のために活用することについて質問します。

別府コミュニティセンターに公民館機能を移すことに伴い、別府公民館は閉館となりました。旧別府公民館は売却計画ですが、地域からは、「売却ではなく活用を」と声が上がっています。旧別府公民館の現在の状況、今後の計画について教えてください。

6番目に、東別府雨水幹線を早期に整備することについて質問します。

東別府の地域は、浸水しやすいところもあり、雨水幹線の整備が待ち望まれています。現在の状況、今後の予定について教えてください。

以上で、1回目の質問とします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。  
保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 国保府内統一による保険料への影響についてのご質問にお答えいたします。

平成30年度の国民健康保険料は、新制度のもと、大阪府が財政運営の責任主体と

なり、府内全体で必要な医療費等、所得水準、被保険者数に応じ、市町村が負担することとなります。

これまでの全2回の試算結果におきましては、本市は、広域化による影響及び基準外繰入の影響による保険料水準の上昇が示されておりました。

しかしながら、先日、大阪府から新たに平成30年度の仮算定結果が示され、本市におきましては、前回の試算より保険料が減少し、広域化による影響は生じないとされたところでございます。

これは、算定の基礎となる数値が、直近の決算値を用いたことで、より精緻な算定となったこと、国から示される仮係数の変動等によるものとなっております。

一方、医療費等の自然増のほか、本市におきましては、基準外繰入の解消による影響が別途生じますことから、1月の標準保険料率の確定を踏まえ、被保険者の負担の急増とならないよう、独自の激変緩和措置を実施する中で、平成30年度保険料を決定してまいります。

続きまして、第7期せつつ高齢者かがやきプランで介護保険料を引き下げ、サービス充実を行うことにつきましてのご質問にお答えいたします。

第7期せつつ高齢者かがやきプランにおきましては、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数の増加が見込まれることから、給付費も増加していくものと考えております。それに伴い、介護保険料の上昇も想定しておりますが、介護保険給付費準備基金積立金を活用し、できる限り抑制を図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 市民サービスコーナー

廃止の影響についてのご質問にお答えいたします。

市民サービスコーナーにつきましては、本年3月末日をもって廃止いたしました。廃止に伴う激変緩和措置として、4月から、公共施設6か所におきまして、住民票の写しや印鑑登録証明書の取り次ぎサービスを実施しているところでございます。

取り次ぎサービスの利用状況につきましては、取り次ぎ施設6か所全体で、月平均26.4件という状況でございます。

次に、市民サービスコーナー廃止後、これまでの市民サービスコーナー利用者はどこで証明書を取得するようになったのかということでございますが、昨年度、市民サービスコーナーにおける交付件数が、5か所全体で月平均1,928件でございました。

コンビニ交付サービスの月ごとの利用件数ですが、昨年12月末までの2桁台の件数が、本年1月からは100件台に、そして、6月からは200件台へと、右肩上がりです。右肩上がりである状況でございます。

あと、本庁窓口におきましては、月平均の交付件数が昨年度の4,822件から、本年度は6,420件となっている状況でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 特別徴収税額通知書への個人番号記載についてのご質問にお答えをいたします。

平成29年1月から、個人番号を利用いたしました特別徴収事務が個人住民税において行われることとなりまして、本市は、事業所等に通知する特別徴収義務者用の特別徴収税額通知書に、個人番号12桁を記

載して5月に発送いたしました。

送付方法につきましては、配達状況が確認できます特定記録郵便で、件数は1万1,364件発送でございます。

また、通知書類の封入封緘作業につきましては、従来から民間委託でいたしておりますが、今回は、特定個人情報の安全管理が図られ、情報漏えいの防止が徹底されているかどうかを市職員が業務視察を行いながら、監督したもとで実施をいたしております。

続きまして、旧別府公民館についてのご質問についてでございますが、答弁の内容の関係上、教育次長の後に答弁させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 旧別府公民館の現在の状況についてのご質問にお答えいたします。

別府公民館につきましては、別府コミュニティセンターの開設に伴い、平成28年11月末に閉館し、教育財産としての用途が廃止されております。

現在、教育委員会から市長部局へ所管を変更するため、旧別府公民館土地の測量、境界の確定作業を進めており、完了次第、速やかに市長部局への所管の変更を行う予定でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 それでは私のほうからは、教育委員会から市長部局への所管変更後の手続につきましてお答えをいたします。

所管変更後は、行政財産から普通財産として取り扱い、速やかに、土地・建物の鑑定評価を行ってまいります。

その鑑定結果に基づきまして、最低売却

価格を決定いたしまして、公募による売却を予定いたしております。

なお、建物は解体せずに建物つきで売却を行う方針でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 上下水道部理事。

(石川上下水道部理事 登壇)

○石川上下水道部理事 東別府雨水幹線の現状及び今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

東別府地域につきましては、既存の水路を利用して雨水を排除しておりますが、既存の水路は断面や勾配が不足しており、また、用水域には農業用水が流れていることから、雨水排除能力が不足している状況でございます。

東別府雨水幹線は、これを補うために、既存の水路の下に管渠を布設するもので、本年度、実施設計業務を日本下水道事業団に委託しております。

今後の予定としては、平成30年度に、日本下水道事業団への工事委託を予定しております。

なお、工事期間については3年程度と見込んでいるところでございます。

○藤浦雅彦議長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

これからは、一問一答方式で行います。

まず、国民健康保険の問題です。大阪府の3回目の試算では、摂津市の保険料は前回より減少し、広域化の影響は生じないとされたとのこと。果たしてそれは本当でしょうか。

今回の試算で出された平成30年度の保険料収納必要額、1人当たり13万7,652円という数字は、現行制度による平成28年度保険料収納必要額プラス自然増分

として14万703円という数字と比べられています。

この自然増はそのうち幾らなのか、何年分で何%なのか、また、自然増は摂津市の医療費の伸びの分なのかを教えてください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 今回、示されました平成30年度保険料算定における自然増分についてのご質問にお答え申し上げます。

自然増分につきましては、平成29年度、平成30年度の伸びとして推計されておまして、2か年分で5.67%、本市の1人当たりの金額では、平成28年度に比べ5,770円の増となっております。

また、伸び率につきましては市町村ごとではなく、大阪府内市町村全体の伸び率となっております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 自然増分5,770円とすると、平成28年度必要額14万から引くと13万4,933円となり、平成30年度必要額は2,719円値上がりのはずです。

この数字も本当に正しいのか、市町村では検証できないと聞いていますが、さらにそこに、摂津市の医療費の伸びではなく、全体の数字の見込みを足し込んで、摂津市はこれくらい必要だったはずだと、大阪府がつくった数字が14万703円ということです。

このつくった数字と比べて3,051円値下がりするから、広域化の影響は受けないなどという、これは大阪府の数字のマジックとしか言いようがありません。

大阪府は今まで、広域化の影響に対しての値上がり分は大阪府の激変緩和措置を行うと言ってきましたが、今回の試算で、摂津市への激変緩和措置は幾らくらい行われ

るのでしょうか、教えてください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 大阪府の激変緩和措置についてのご質問にお答え申し上げます。

今回の算定では、先ほど答弁しましたように、平成28年度保険料収納必要額に平成29年度、平成30年度の2か年分の自然増を加えた額14万703円と、平成30年度の算定結果13万7,652円の比較におきまして、本市の保険料はマイナス3,051円の結果となっております。

そのため、大阪府が実施いたします広域化による影響としての激変緩和措置については、本市は対象外となっておりますことをございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 実質は値上がりするのに、つくられた数字で影響はないというふうに言われ、大阪府から摂津市への激変緩和措置は全く出ないとのこと。摂津市だけではなく、43市町村のうち23、半数以上の市町村は勝手に判定を受けて、大阪府の激変緩和措置の対象外とされたわけです。

国は、広域化のために保険料負担がふえないよう、都道府県の対応を求めています。大阪府の乱暴なやり方がここでも出てきています。

今回の試算と現在の摂津市の保険料を比べると、所得割、均等割、平等割の全てが上がるわけですから、摂津市の国保加入世帯全部が値上げになるわけです。一体どれくらい値上げになるのか、モデルケースで教えてください。

4人世帯40歳代夫婦と子ども2人、所得200万円のケース。40歳代ひとり親と子ども2人、所得100万円のケース。65歳以上74歳以下、単身、年金収入月12万円のケース。それぞれについて、大

阪府試算と現行保険料、その差額について教えてください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 モデルケースにおける影響額につきまして、いわゆる標準世帯とひとり親家庭、単身世帯の3つのケースのモデルケースにつきまして試算をいたしております。

まずケース1としまして、いわゆる標準世帯、4人世帯の所得が200万円、夫婦40歳代と子ども2人の世帯につきましては、府内統一料率は39万4,966円でございます。現行で計算いたしますと37万3,031円で、差額は2万1,935円となっております。

次に、ケース2といたしまして、ひとり親世帯、3人世帯で100万円の所得、ひとり親40歳代と子ども2人の家庭ですが、府内統一料率で計算いたしますと17万1,164円、現行で計算いたしますと16万2,115円、その差は9,049円となっております。

最後にケース3といたしまして、単身世帯で65歳以上74歳以下の年金収入月12万円の方でございます。この方は7割軽減がかかります。府内統一料率で計算いたしますと2万3,009円、現行で計算いたしますと1万9,504円、その差は3,505円となっております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 所得200万円の世帯で、ほぼ40万円の保険料、所得の5分の1です。2万1,935円の値上げは大きいです。シングルマザー、所得100万円の世帯も9,049円の値上げ、ひとり暮らし高齢者も値上げ、悲鳴が今から聞こえてきそうな気がします。これらの世帯は法定軽

減のかかっている世帯なので、それ以外はもっと値上げ幅が大きくなります。

摂津市はこの間、保険料値上げをせずにやってきました。国保は黒字を出し、本来なら値下げができる状態です。大阪府の統一化が行われても、保険料の賦課権限は市町村にあることに変わりはありません。市民の保険料を値上げしないことを求めますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国保の統一化に当たっての基本的な考え方でございます。

国保の統一化に当たりましては、6年間の激変緩和期間が設けられております。今回の分につきましては、自然増分については転嫁をせざるを得ないというふうに考えております。と申しますのは、今後、解消すべき差がますます拡大していくことになるからでございます。

また、繰り入れ分につきましては、6年間で段階的に減らすよう求められております。

これらのことから、実際の保険料が1月の数字を受けて決定してまいりますことから、実際の保険料を勘案しながら、予算作成の中で、最終的に決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市の保険料の医療費の伸びではないわけですよ。それを摂津市民がかぶらなければいけないということはないと思います。保険料は値上げではなく、値下げを再度強く求めておきます。

府内統一化で、保険料減免制度や医療費の窓口負担、一部負担金といいますけれども、この減免制度もどうなるのか教えてください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 保険料及び一部負担金減免についてお答え申し上げます。

まず、保険料減免の府内統一基準では、事業の休廃止や失業等による収入減の場合、所得減少率に応じて減免割合が決定されることとなります。現行の本市基準とは異なることとなり、減免の対象とならない世帯も生じることから、現行の制度及び府内統一基準との整合性を図る中で、激変緩和措置を実施したいと考えております。

また、一部負担金減免の府内統一基準につきましても、生活保護基準をもとにするなど、基本的な考え方は本市と同様となっておりますが、審査基準につきましても資産要件等が追加されるなど、現行の本市の基準と異なる部分もございます。

しかしながら、審査基準等につきましては現在も検討が進められておりますので、大阪府の動向を見ながら、激変緩和措置の必要性を判断していきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市の保険料減免制度は、所得の少ない世帯を救うものです。しっかりと守ってください。

また、医療費が出せず、受診抑制が進めば、病気が悪化してからの受診となり、かえって医療費が膨らみます。資産要件の導入は申請抑制にもつながります。摂津市のよい制度、どうか必ず守っていただきますよう要望しておきます。

滞納処分や資格証の発行、窓口の対応など、今までどおり市民に寄り添った対応を求めますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 広域化移行後の窓口の対応についてお答えを申し上げます。

窓口業務につきましては、広域化移行後も引き続き、市民の方々にとって身近な市町村が担うこととなっております。そのため、国保の加入・脱退における手続や保険料の納付相談等につきましても、本市が市民の方々の窓口となりますので、これまでと同様、市民の方々に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 よろしく願います。

最後に、こんなにいろいろと摂津市の国保に影響を与えながら、何のメリットも感じられない大阪府内統一化に、今からでもきっぱり反対することを求めて、国保の質問は終わります。

次に、介護保険の問題です。

介護保険料は上げる可能性が高いというふうなお話だったと思いますが、しかし今、高齢者の暮らしは本当に大変です。年金はどんどん下がり、節約してもまだ足りず、貯蓄を切り崩しながらの生活だけど、一体いつまで持つのかと不安を抱えておられる方がたくさんいます。

さらに、安倍政権は、社会保障費の自然増削減計画を加速し、医療費の負担増を計画、消費税増税も行おうとしています。この上、介護保険料が引き上がり、年金から天引きされたら暮らしていけなくなるのではないのでしょうか。高齢者の暮らしについての認識と、第7期せつつ高齢者かがやきプランの保険料についてのお考え、再度お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 高齢者の方々の中には、年金所得のみの方も多いうふうに認識をいたしております。こういった高齢者の方々の生活の状況も考慮し、できる限り介

護保険料の上昇幅を少なくできるように、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 介護保険の基金は、第5期せつつ高齢者かがやきプランの末で約1億6,000万円でした。第6期せつつ高齢者かがやきプラン現在3億円を超えています。

介護保険料はどんどん値上げされ、基金はどんどんたまっていく。これでは市民は納得できません。介護保険料は値上げではなく、値下げを求めます。また、利用料や保険料の減免制度の創設、拡充も求めておきます。

第6期せつつ高齢者かがやきプランに基金が積み上がった理由の1つには、施設の整備計画があったのに、実際にはできなかったということがあります。第7期せつつ高齢者かがやきプランの施設整備の計画ではどのようにするのか、お考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 第7期せつつ高齢者かがやきプランの施設整備に関しましては、平成31年度に小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設を各1か所、平成32年度に、認知症対応型共同生活介護の施設を1か所整備することについて、第7期せつつ高齢者かがやきプラン作成の中で、審議をいただいております。

第7期せつつ高齢者かがやきプランの審議会では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特養に関しましては、安威川以北での整備を引き続き考えていくべきではないかのご意見も頂戴いたしましたが、第5期せつつ高齢者か

がやきプランから引き続き整備ができていないという状況もあり、安威川以北を原則としつつも、市域全域を対象にしていくことも必要ではないかと考えております。

どのような方法での整備がよいのか、せっつ高齢者かがやきプラン審議会で、ご審議いただいております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 また、計画が棚上げになるようなことがないよう、入所者や家族の利便性も考えながら、施設整備を行っていただくよう求めておきます。

安倍政権は、訪問介護サービスの利用回数を抑制するために、自治体がチェックをかけ、地域ケア会議などで検証、必要に応じて是正を促す仕組みを設けるとしています。必要な人にサービスが届かなくなるおそれがあると批判の声が上がっています。摂津市ではどのような対応をするつもりかお尋ねいたします。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 訪問介護サービスの生活援助の利用回数を、自治体が点検する仕組みを設けるとの新聞報道がございました。まずは制度改正の内容と、利用者の状況を把握してまいりたいと考えております。

制度改正に当たって、厚生労働省が、月90回以上のサービス利用者がいる自治体に具体的な状況を聞いた結果、大半に、認知症などの症状がある、あるいは、家族が仕事や要介護状態などで支援を受けられないなどの適切な理由があり、やむを得ない事情への留意が必要と判断したとの記載がありまして、一律の制限を見送った経過があるとのことでございます。

来年10月から、利用回数が多い場合は、自治体が適切かどうかチェックすることとございますので、利用者の状態や家族

状況を考慮し、適切に実施してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 必要な方にサービスが届かなくなってしまうことが一番懸念されます。摂津市では、そのようなことがないよう求めます。

回数が多いケースも、ほとんどは適切な理由があった。また、適切でないというケースも本来、訪問介護ではなく、施設入所が必要なのだが、施設に入所できない場合などであるとの報道も見ました。

回数によって、一々、市町村がチェックをかける仕組みは、市町村にも負担がふえるだけです。国に対してこの仕組みを導入することをやめるよう、意見を上げることがを要望しておきます。

次に、市民サービスコーナーです。

市民サービスコーナーで、それまで月平均1,928件の利用があったとのこと。これが廃止になり、取り次ぎサービスには月平均26.4件、コンビニ交付はふえたとはいえ1か月に200件台、市民サービスコーナーを利用していた方のほとんどは市役所まで来ているということです。3割方、利用がふえたというお話も聞きました。

私も地域の方からお話を聞きました。急いでいるから近くの取り次ぎサービスに行ったのに三、四日かかると言われ、仕方なしに市役所まで行った。どうしてわざわざ不便になる変更をしたのかとっておられました。

コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの普及率は大きくありません。マイナンバー制度が始まって2年が経過する現在、今どのくらいになっているのか、お答えください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 マイナンバーカードの普及率についてのご質問でございます。

本市におきましては、本年11月末日時点で、市民の約13.9%の方にマイナンバーカードを交付いたしております。

また、カードの申請はしているけどもまだ受け取っていない方を含めると、約16.1%となっております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 マイナンバーカードの普及率がわずか十数%なら、コンビニ交付の利用が少ないことは最初からわかっていたことではないでしょうか。今年度予算でのコンビニ交付事業は、月平均でどれくらいの利用を見込んでいたのか、お答えください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 平成29年度予算におきまして、コンビニ交付サービスの利用件数を年間で約5,600件としておりまして、1か月当たり466.6件と積算しております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 実績は250件ぐらい、1か月200件台ということですので、見込み件数の半分ほどということです。このコンビニ交付事業は、利用数に応じてコンビニに払う手数料だけではなく、固定経費がかかります。

どういうものがあるのか、年間幾らか、そして、手数料も加えて1件当たり幾らのコストがかかっているのか教えてください。また、市民サービスコーナーの1件当たりのコストもお答えください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 コンビニ交付サービス

にかかります経費につきましては、コンビニ事業者への証明書1部につき115円の発行手数料のほかに、コンビニ交付サービスを運営しております地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと申しますが、そちらに支払う運営負担金が年間270万円、コンビニ交付システムの保守委託料が年間281万2,320円でございます。

コンビニ交付にかかります証明書1件当たりのコストでございますが、本年度の実績で申しますと、4月から11月分までの歳出額が388万8,090円でございます。この間の利用件数が1,854件ございましたので、証明書1件当たりのコストとしましては約2,097円となっております。

旧の市民サービスコーナーにつきましては、昨年度の決算額が2,132万3,287円でございます。年間の利用が、2万3,130件ございましたので、証明書1件当たりのコストが約922円となっております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 1件当たりにすれば、コンビニ交付は市民サービスコーナーの交付の2倍以上かかっているわけです。第5次行政改革によりコンビニ交付を実施、市民サービスコーナーの廃止、これを行ったわけですけれども、行政の無駄を省く行政改革という観点から、これはどうなんですか。

総事業費が抑制されたとはいえ、1件当たりのコストは倍増している、利用件数は落ちている、市民は不便になっている。行政改革というのなら、費用対効果をどう考えられるのかお答えください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 確かに、1件当たりのコストということでは、議員からのご指摘のとおりでございますが、市民サービスコーナーでの当時の取り扱いの時間につきましては、平日の午前9時から午後5時15分、そして、土曜日の午前9時から正午まで、設置していた場所が市内5か所という形になっておりました。

コンビニ交付につきましては、主要コンビニエンスストア、正確な数字は定かではございませんが、市内には40店舗以上ございます。そちらにおきまして、利用可能な時間につきましても、年末年始を除いたほぼ年間を通して、毎日、午前6時30分から午後11時までのご利用ができるということで、単純にコスト面だけではなくて、そういう面からも含めまして、市民サービスという面では、充実してきているのではないかなと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 いや、利用されていないわけですよ。

マイナンバーを普及させるために、2015年5月、政府はロードマップ案というものを示しました。この中には、住民票の写しなどのコンビニ交付が入っています。その1か月前に、新経済連盟という団体から、ロードマップ策定の提言が出ています。

新経済連盟とは、インターネット関連の企業が参加する経済団体であり、代表理事は楽天の三木谷氏です。

コンビニ交付は、市民の利便性向上のためではなく、インターネット関連企業の団体から要請を受けた、マイナンバーを普及させる手だての1つなのです。

しかし、国民の中には、マイナンバーに対する抵抗感が根強く、マイナンバー政策

はロードマップどおりに進んでいません。マイナンバー制度は、憲法第13条に含まれる自己情報コントロール権を侵害しており、憲法違反だとの提訴が全国各地で起こっています。

マイナンバーカードの取得は、あくまで個人の自由であること、市民に不便を強いて、マイナンバーカードの取得へ追い込むべきではないということ、この2点について確認をしておきます。お答えください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 確かに、マイナンバーカードの取得については、今の時点では強制を伴うものではございません。

あと、市民の利便性等々についても関係するんですが、マイナンバーカードの利便性であったり安全性につきまして、これからも私どもとしては、しっかり市民の方へそのあたりの周知を図っていきながら、マイナンバーカードに対する市民の不安を取り除いていって、できるだけ多くの方にマイナンバーカードを取得していただくことができるように、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 マイナンバーカードの取得は義務ではないということはお認めいただきました。推進をしていきたいということですが、その推進に対して、根強い反対の声があるということもしっかりと踏まえていただきたいと思います。

摂津市は、市民サービスコーナーの廃止に当たって、いきなり全てをコンビニ交付で代替させるのではなく、取り次ぎサービスを行うことにしました。この取り次ぎサービス、今不便ですけれども、これをオンライン化して、市民の利便性向上に努める

ことを強く要望しておきます。

次に、市・府民税特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載して事業所に送る問題です。

今まで普通郵便だったが、マイナンバー記載のため、特定記録郵便で送ったとのことでしたが、費用はどれくらい増加したのか教えてください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 今回の通知にかかります郵送料総額につきましては380万6,000円で、特定記録郵便につきましては1件当たり160円の加算となっており、一定数量以上の割引も適用されますので、今回の個人番号記載の通知に伴います増加費用につきましては、差し引き169万3,000円となりました。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 封入封緘作業があると思いますけれども、これもお金がかかっているのではないですか。お願いします。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 申しわけございません。

封入封緘作業にかかります委託料は210万4,000円で、受託者には特定個人情報安全管理を図り、複層的なチェック体制のもとで実施をいたしましたので、前年度と比較いたしまして約32万円程度の増額となっております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 送料169万円の増加、委託料、割り増し料金を合わせると200万円超えます。職員の委託業者視察にも人件費がかかっています。マイナンバーを記載しなければこの費用は要らないわけです。行革といいながら、ここにはお金を使うのでしょうか。

摂津市は、来年度から非課税世帯の障害者の方の入院時食事療養費が廃止となり、補助予算額約360万円の廃止を決めました。税金かけるところが間違っていないか。

ほかの自治体では、マイナンバーをアスタリスク、星印のようなもの、これで隠して送ったと聞いています。大阪府下43市町村で、隠して送ったところはどれくらいですか。お答えください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 マイナンバーカードの非表示、または一部表示といたしまして26団体がございます。我々摂津市を含めると、通知した団体は16団体でございますが、一部不記載で送って、別便で個人番号を通知しておる市も含めまして17団体が番号を記載して通知しておりまして、繰り返しになりますが、非表示の部分につきましては26団体という認識でございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 隠した自治体のほうが多いわけです。

大阪だけではなく、東京でも名古屋市でも、全国でマイナンバーを隠す形で送付した自治体が多くあります。なぜなら、この特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載しなくても、徴収事務に支障はないばかりか、反対に記載することで、自治体にとってはお金も手間もかかり、誤配送など、情報漏えいのリスクも発生するからです。

従業員は、自分の個人情報を、自分の知らないところで会社に伝えられることになります。

また、マイナンバーのない人も存在します。DV被害などで転出をしており住民登録がなく、マイナンバーが付番されていない場合があります。こういう方が全国で数

十万人はいると言われてます。

他の従業員は、会社が集めていない分まで記載されるマイナンバーが、その人の分だけ空欄だったら、ここでどんなことが起こるでしょうか。さまざまな詮索や差別など、人権問題が発生しない保証はありません。いえ、自分の番号が承諾なしに会社に送られること、番号がないことを勝手に会社に知らされることそのものが、個人の人権に係る大問題ではないでしょうか。

事業所は、また備えができていなくても新たな管理義務が発生し、違反すると刑事罰にまで問われます。送られてきた事業所から返還があったと聞いていますが、いかがですか。

また、マイナンバーを記載しないほしいという要請もあったとのことですが、これについても教えてください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 マイナンバーを記載しないでいただきたいということでの要望があったことは事実でございます。送付後、2つの事業者から、特別徴収税額通知書につきまして、個人番号を記載しないように求められております。また、通知書の返還の申し出もございました。

しかしながら、我々といたしましては、個人番号の通知につきましては国の指定どおり行っておるところでございますので、十分に事業者にもこの旨を説明いたして、理解を求めてきたところでございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 返却をされた分は受け取らなかったんですか。きちんと教えてください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 返却分につきましては、こちらのほうでお預かりをさせていただいて

おります。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 返却したやつは受け取ったということですね。そういうふうには、事業者の方からはさまざまな声も出てきております。

摂津市はそこで、来年度、一体どういう対処をするつもりなのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 来年度の対応につきましては、実は昨日、大阪府から、平成30年度以降の特別徴収税額通知書において、書面により送付する場合には当面個人番号の記載を行わないこととする、地方税法の改正を年内に予定している旨の総務省の通知があったということを大阪府から報告を受けました。

本市といたしましては、これまでも法令遵守という観点から、記載の方向で取り扱いをしておりましたが、今回の通知によりまして、国の方針に沿って記載なしで対応してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 総務省が記載しないように方向転換したということですね。すばらしいです。

番号法第19条は、個人番号の提供の禁止とその例外を定めたもので、1項は、必要な限度で個人番号関係事務実施者に番号を提供できるとあります。これはできる規定であり、義務ではありません。

さらに、必要な限度でという法文に照らせば、特別徴収税額通知書に番号を記載する、合理的、客観的必要性が示されなくてはならないにもかかわらず、総務省はそれを示しておりません。記載することそのものが番号法違反ではないかという指摘も出ているところです。

総務省は3月6日付でQ&Aを出し、5月18日にもアスタリスクも認められないとの通知で圧力をかけました。こんなに圧力をかけても、アスタリスクなどで番号を隠す自治体がふえていきました。摂津市は法令遵守と言われましたが、そもそもアスタリスクも認められないというのは、法令ではありません。5月18日付通知で総務省も書いているように、技術的助言です。法的な縛りをかけられないことも明らかになってきたということです。

今回の総務省の転換は、国民と自治体が国の政治を動かした、こういう大きな力を示したというものです。

日本共産党の田村智子参議院議員のことで4月18日の国会質問で、山本幸三国土大臣は、平成12年の地方自治法の改正によって機関委任事務が廃止され、国と地方の関係は上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わったと答弁しています。

今後も、摂津市民や摂津市の中小業者の立場に立った行政運営を行い、国に対してもしっかりと主張していただくことを要望しておきます。

次に、旧別府公民館についてです。

旧別府公民館は、防災備蓄倉庫として活用したいと地元自治会から要望が上がっています。摂津市は、今、財政力は大阪府下トップクラス、何が何でも公民館売却をしないとイケない状態ではありません。地元の要望に沿うべきではないでしょうか。お答えください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 要望の内容につきましては承知をいたしておりますが、旧別府公民館を防災資機材倉庫としての活用する方針は今のところございませんし、予定どおり売却手続を進めてまいる所存でございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 売らねばならない理由というのは一体何なんですか。お答えください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 この別府公民館の廃止に当たりましては、別府コミュニティセンターの建設にかかります費用の捻出でございまして、住民の方々にも、売却をしてその資源に充てるということで、この旨は発表もさせていただいておりますので、予定どおり売却ということでございます。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 当初、別府コミュニティセンターの前に建っていた市営鯨生野団地、ここが建て替えになるときに、この市営住宅跡地は全部売却をして市営住宅の建て替え費用として使う、こういう計画がありました。ところが、市営住宅はもう三島にできています。

次に、コミュニティセンターの建設費用のためにということで、面積を減らして、売却案が出てきました。これもさまざまに変更し、旧第19集会所や、ちびっこ広場なども足し込んだ面積を計算のもとにしたり、旧公民館も算定に入れられたりしました。いろいろと変更をしております。

別府コミュニティセンターも既に完成しています。売却計画だったコミュニティセンター残地、これは市長の政策転換で防災空地等として残し、売却凍結になっています。旧別府公民館を今すぐ売らなければならない理由はありません。

地元の皆さんの要望をしっかりと受けとめて、三好義治議員も防災資機材を置く場所という話をされておりました。

この防災資機材、確かに摂津市の中でまだまだ足りません。備蓄倉庫として使いた

いという活用要望が出ております。しっかり受けとめて、売却でなく活用するよう、要望をしておきます。

最後に、東別府雨水幹線についてです。

来年度中に工事発注、完成までに3年程度というお答えでした。この雨水幹線が整備されることで、どのような効果があるのか教えてください。

○藤浦雅彦議長 上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 雨水幹線の整備効果についてでございますが、本工事は、東別府地域の浸水に対する安全度を向上させるために実施するものでございますが、実際に効果が発揮されるのは、上流の枝線管渠の整備後となります。このため、雨水幹線の完成後、速やかに上流からの雨水を取り込めるよう、計画的に枝線管渠を整備してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 増永議員。

○増永和起議員 幹線だけではなく、効果を発揮するには枝線の整備も必要ということでした。

安全性に配慮した工事であることはもちろんですけれども、大変待ち望まれている整備ですから、できるだけ効率的に、スピード感を持って、行っていただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 増永議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日は、これで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時36分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤浦雅彦

摂津市議会議員 森西正

摂津市議会議員 香川良平

# 摂津市議会継続会会議録

平成29年12月20日

(第3日)

平成29年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成29年12月20日(水曜日)  
午前10時 開 会 堂  
市 役 所 新 館 7 階 講

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	中川嘉彦
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	檜村一臣
13 番	渡辺慎吾	14 番	森西 正
15 番	香川良平	16 番	三好俊範
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	野村真二
市 民 生 活 部 理 事	小林寿弘	環 境 部 長	山田雅也
保 健 福 祉 部 長	堤 守	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	土井正治	上 下 水 道 部 長	山口 猛
上 下 水 道 部 理 事	石川裕司	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	前馬晋策	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	豊田拓夫
消 防 長	明原修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 参 事 兼 局 次 長	岩見賢一郎
---------	------	-------------------	-------

## 1 議 事 日 程

- 1,
  - 一般質問  
福 住 礼 子 議員  
中 川 嘉 彦 議員  
村 上 英 明 議員  
安 藤 薫 議員  
南 野 直 司 議員  
森 西 正 議員
- 2, 

議 案 第 7 5 号	平成 2 9 年度 撰津市 一般会計 補正 予算 (第 5 号)
議 案 第 7 6 号	平成 2 9 年度 撰津市 水道事業 会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 7 7 号	平成 2 9 年度 撰津市 下水道事業 会計 補正 予算 (第 1 号)
議 案 第 7 8 号	平成 2 9 年度 撰津市 国民健康 保険 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
議 案 第 7 9 号	平成 2 9 年度 撰津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 3 号)
議 案 第 8 0 号	平成 2 9 年度 撰津市 後期 高齢者 医療 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
議 案 第 8 4 号	撰津市 一般職 非常勤 職員 等の 勤務 条件 等 に関する 条例 制定 の 件
議 案 第 8 5 号	撰津市 職員 の 勤務 時間、 休暇 等 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
議 案 第 8 6 号	撰津市 職員 の 育児 休業 等 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
議 案 第 8 7 号	撰津市 職員 の 退職 手当 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
議 案 第 8 8 号	撰津市 税 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 3, 

議 案 第 8 9 号	平成 2 9 年度 撰津市 一般会計 補正 予算 (第 6 号)
議 案 第 9 0 号	平成 2 9 年度 撰津市 水道事業 会計 補正 予算 (第 3 号)
議 案 第 9 1 号	平成 2 9 年度 撰津市 下水道事業 会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 9 2 号	平成 2 9 年度 撰津市 国民健康 保険 特別 会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 9 3 号	平成 2 9 年度 撰津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 4 号)
議 案 第 9 4 号	一般職 の 職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 4, 

議 会 議 案 第 2 1 号	保育士 の 処遇 改善 を 求める 意見 書 の 件
議 会 議 案 第 2 2 号	障害 児 者 の 生き る 基盤 と なる 「暮らし の 場」 の 早急 な 整備 を 求める 意見 書 の 件

- 
- 1 本日の会議に付した事件  
日程 1 から 日程 4 まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好俊範議員、松本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。順次、質問を許可します。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 おはようございます。

順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

国立健康・栄養研究所の健都への移転について。

国立循環器病研究センターを中心に、健康・医療のまちづくりが着々と進んでいます。ことし3月31日に、国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針が出されました。大阪府に移転が決まった経緯をお聞かせください。

この研究所は、栄養疫学、食育、身体活動、食品保健機能、栄養代謝などの研究部がありますが、確認のため、業務内容も含めてお答えください。

次に、安威川以北に児童発達支援センターを設置することについて。

発達障害の診断概念がどんどん広がり、最近の学校、保育園や幼稚園はとても敏感で、ちょっと変わったこだわりを持っている、落ちつきがない、かんしゃくを起こす、何らかの平均値から大き目に外れた傾向の子を見つけると、結構簡単に、一度診てもらおうことをお勧めしますと言われ、ショックを受ける親の声を聞いております。

一方で、以前は受診を拒む親のほうが多かったのが、今は育児に手をやいている親が、みずから進んで検査や診察を受けに子どもを連れてこられ、育児について自分自身を責めていた分、診断名が出てほっとさ

れる親も少なくないそうです。

摂津市も支援を必要とする児童が増加していますが、児童発達支援センターに子どもを通わせるお母さんから、通うのが大変です、安威川以北にもこのような施設があればいいのというご相談があり、まずは、児童発達支援センターの利用状況や利用者の傾向がどのようになっているのか、また、民間事業者についてもあわせてお答えください。

次に、障害のある人の雇用の拡大について。

改正障害者雇用促進法が昨年4月に施行され、障害者の雇用環境の改善が着実に進む中、これまで就労の機会に恵まれなかった知的障害者、精神障害者を受け入れる試みも広がり、従業員50人以上の民間企業で働く障害者の数は47万人を超え、昨年の6月の時点では、13年連続、過去最高を更新しています。

その背景には、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の引き上げと、2018年4月からは、法定雇用率の対象が現在の身体・知的に加え、新たに精神障害者の雇用強化も求められています。

そこで、摂津市内で実施している障害者の就労支援について、支援の内容と、現行の第4期障害福祉計画における達成状況をお聞かせください。

次に、防災教育の取り組みについて。

防災教育といっても、学校や地域、職場においては、大半の人が避難訓練を行った程度だと思います。

東日本大震災のとき、中学生が幼稚園児の手を引いて避難したことが報道されました。その津波から逃げることを教育された片田特任教授が、市の防災アドバイザーとして、防災マップ、防災教育カリキュラム

などの作成にご指導いただいております。

今、小・中学校ではどのように防災教育に取り組みられているのか、お聞かせください。

次に、子育て世代包括支援について。

妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センターの設置が、平成32年度までに全国展開を目指して取り組まれております。

本市では、ことし4月から、母子健康手帳を手渡しする際、保健師などの専門職が、妊婦の全数面接を市の窓口で一括して行うようになりました。これまでサービスコーナーでも受け取れた母子健康手帳ですが、4月からの状況をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市民生活部理事。

(小林市民生活部理事 登壇)

○小林市民生活部理事 国立健康・栄養研究所の健都移転の経緯、同研究所の業務内容についてのご質問にお答えいたします。

国立健康・栄養研究所の健都移転につきましては、東京一極集中を是正することを目的に、国において、政府関係機関の地方移転が検討される中、大阪府が健康と医療のまちづくりを進める健都のコンセプトに合致し、健都における健康・栄養分野の研究開発力を高める機能として、同研究所の移転を提案し、政府関係機関移転基本方針に基づき、まち・ひと・しごと創生本部会議において決定されたものでございます。

なお、同研究所は、国民の健康の保持・増進に関する調査・研究、国民の栄養、その他、食生活に関する調査・研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とされており、主な業務内容は、生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果の研究や日本人の食生活の多様化

と健康への影響に関する栄養疫学的研究のほか、国民健康・栄養調査の集計業務などでございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 児童発達支援センターの利用状況と、民間事業所の状況についてのご質問にお答えいたします。

市立児童発達支援センターは、指定管理者として、社会福祉法人摂津有和会が運営を実施しており、日常生活における動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援等のサービスを実施いたしております。

主なサービスの利用状況につきましては、児童発達支援が、平成28年度の実利用者数116人、延べ5,654日の利用となっており、放課後等デイサービスでは、平成28年度の実利用者数66人、延べ624日の利用となっております。

次に、民間事業所の状況でございますが、児童の通所サービスを実施する市内民間事業所が現在、安威川以北で6か所、安威川以南で7か所でございます。

平成28年度の実績で、児童発達支援が実利用者数125人、延べ6,111日、放課後等デイサービスで実利用者数187人、延べ1万9,520日の利用となっております。

近年、民間事業所が増加いたしており、市立児童発達支援センターで実施している通所サービスを補完しているものと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 摂津市内で実施していま

す障害者の就労支援内容及び現行の障害福祉計画の達成状況についてのご質問にお答えいたします。

摂津市内で実施しています障害者の就労支援につきましては、複数の事業がございます。

事業所といたしましては、障害者の就職活動及び就職後の定着支援と生活面に対するニーズに対し、一体的な支援を実施しています茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、障害者の就業を可能にするため、障害者の能力の開発及び向上を図り、職業生活の安定を図ることを目的としております摂津市障害者職業能力開発センターがございます。

また、障害福祉サービスといたしましては、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型、B型、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能、または生活能力の向上のために必要な訓練を行う自立訓練がございます。

次に、現行の障害福祉計画における達成状況でございますが、雇用分野における達成状況といたしましては、知的障害者の就労移行に関しましては、目標値を下回っている状況ではございますが、その他の障害福祉サービスに関しましては、おおむね目標値を達成している状況でございます。特に、精神障害者の就労継続支援A型及びB型に関しましては、事業所が増加していることもあり、目標値を大きく上回っている状況でございます。

続きまして、今年度から実施しております

す妊娠届出時の妊婦全数面接の状況についてのご質問にお答えいたします。

今年度から、妊娠届、母子健康手帳の交付は保健福祉課窓口での直接交付とし、保健師による妊婦全数面接を行っております。

面接時には、妊婦自身の心身の健康に関する相談のほか、子育て期を見据えた育児に関する情報提供に努めるとともに、必要に応じて地区担当保健師へ引き継ぎ、早期の個別支援の実施に努めております。面接を行うことで、妊娠届出書の紙面からは把握できない心配事や不安などについても把握が可能となり、相談対応により、安心して出産を迎えることができるよう取り組んでおります。

なお、4月から9月までの6か月間の妊娠届出数は412件でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 小・中学校での防災教育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成27年度より、本市の防災アドバイザーをお願いいたしております現東京大学大学院片田敏孝特任教授のご指導のもと、各小・中学校の担当教員及び市職員でグループワークを実施し、学習指導案の検討、また、代表者による先進校への視察等を通じ、今年度当初、摂津市防災教育の手引きを作成いたしました。

現在、各校では、本手引きに基づき、各校の状況を踏まえ、水害が発生した際の避難のあり方、災害発生時の非常用持ち出し袋の準備などにつきまして、授業実践を進めているところでございます。

実践した授業は、授業実践例として本手引きに追加していくとともに、担当教員を

集めたグループワークの中で共有し、各校での今後の取り組みが、さらに児童・生徒がみずから命を守れるものとなるよう、現在、取り組んでいるところでございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 ここからは、一問一答方式で行います。

国立健康・栄養研究所の健都への移転についてですが、この研究所は1920年に当時の栄養研究所として創設をされ、日本の栄養学に貢献してきた研究所であり、栄養と身体活動に関する東アジア唯一のWHO協力センターとして、健康・栄養分野におけるシンクタンクとなっております。

そのような国の機関が本市に移転することで、摂津市のPRやイメージアップといった効果と、市民への健康寿命施策、産業への活性化につながることを期待したいところですが、どのようなメリットが見込まれるのか、ご所見をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 市民生活部理事。

○小林市民生活部理事 国立健康・栄養研究所の健都移転に伴うメリットでございますけれども、同研究所が、国民の健康の保持及び増進、栄養、食生活に関する調査・研究を行う機関でございますことから、その研究成果を生かした取り組みや研究は、本市が進めます健康医療のまちづくりに寄与するものと考えております。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 厚生労働省と大阪府が、国立健康・栄養研究所の移転に向けた協力のあり方について協議をされております。移転先である本市においても、移転に伴った支援や協力といったことが求められるのではないかと考えております。

その場合、ご答弁にありましたように、調査・研究にどのようにかかわっていくの

か、同研究所に対して本市へのメリットを引き出しているのかという点が、まだまだ明確になっていないように思います。市民の健康長寿、地元企業の活性化、産業の創出、拡大などにつながる提案と要望をしっかりと示していただいて、大阪府の先導で、移転の協議が進むことのないようお願いをし、要望といたします。

次に、安威川以北に児童発達支援センターを設置することについてですが、児童発達支援ガイドラインには、施設が提供すべき支援として、発達支援、本人の支援です、家族支援、地域支援の3つを明記し、具体的には、児童発達支援センターが核となって、子ども本人への機能訓練や指導のほか、家族に寄り添った相談支援や情報の提供、虐待防止に取り組むように促しております。

また、地域支援については、同センターが、地域の保育所や医療機関、児童相談所などと連携をとり、地域の子育て環境や支援体制を構築することと、そのほか、子ども1人ずつの支援計画の作成や施設利用者から、評価結果を公表するといったことも定められました。

民間事業所がふえているとのことですが、障害のある子どもの支援体制として、質の向上が図られているのでしょうか。その点をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 児童発達支援等は、早期に適切な支援を行うことが重要であると考えており、本市におきましては、保健福祉部と連携し、乳幼児健康診査等で把握した、発達に支援が必要な方を、保健師、助産師から家庭児童相談室や児童発達支援センターにつないでいただき、ご相談を受けております。

保護者からは、子どもの様子や保護者の

悩みなどを丁寧にお聞きし、必要に応じて、親子教室事業や発達検査、通所支援事業などをご案内し、早期の療養につながるよう支援を行っております。

民間事業者につきましては、質の確保を図るため、国から放課後等デイサービスガイドラインが示されているほか、事業所に対する指定・指導権限を有する大阪府からは、民間事業者への療育研修等、実施の支援が行われております。

また、市立児童発達支援センターでは、発達に課題のある子どもたちを対象に、相談支援を実施しており、児童の特性に応じ、適切なサービスの利用に向けて、きめ細かい支援を行うとともに、民間事業者への情報提供や助言等を行い、市域全体の体制強化を図っているところでございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 2005年4月に、発達障害者支援法が施行され、それまで、知的障害を伴わない発達障害は障害だと法律上は認められませんでした。

ある民間の調査で、2006年生まれの子どもが小学校1年生になったときに、発達障害と思われる子どもは何人いましたかという調査をいたしました。その中で、クラスの10%と答えた学校が多かったとあります。

通級指導を受けている子どもが、1993年から約20年間で7倍にふえ、全国の公立小・中学校では9万人を超えているとのこと。市内でも小学校の支援学級がふえて、先生の体制に負担が多くなり、1クラスの定数には支援学級の子どもがカウントされていないことから、先生の加配が必要だという保護者の声もでございます。この点の対処については、教育委員会でもご検討いただきたいと思います。

療育は早期療育が効果的で、早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障害のない状態で成長することが可能です。そのためには、早期発見が重要になります。発達障害の子どもは生活に必要なスキルを集中的に練習することで、効果が出やすいとあります。

児童発達支援センターでは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から訓練が受けられますが、子どもの定数には限りがあります。民間事業所や保育所等で預かりが中心になるのではなく、専門性のある指導・訓練の充実を図るため、同支援センターの巡回指導をふやせないものか、指導員の体制と、人数確保の検討を要望いたします。そして、障害者総合相談支援センターがあらゆる相談に応じる窓口になることで、利用者の利便性が増します。子どもの障害に合った事業所につなげる、相談体制のワンストップ化の構築を検討していただくよう要望いたします。

次に、障害のある人の雇用の拡大について。

本年度は、摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の最終年度であります。アンケート調査も実施されておりましたが、雇用に関連する部分で、来年度からの見直しをどのように考えておられるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 障害者の雇用に関するご質問にお答え申し上げます。

現行の摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）及び第4期摂津市障害福祉計画が、平成29年度までの計画でありますことから、現在、次期計画の策定作業を進めているところでございます。

これまでに、障害当事者に対するアンケ

ート調査や障害者団体、障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査、ヒアリングを実施いたしておりますが、これらのアンケート調査を通じ、雇用関係に関しましては、就職後の職場定着に課題がある実態が浮かび上がっております。障害者自身のコミュニケーション能力や時間管理、健康管理などの社会性が育まれていないことや、職場の理解がまだまだ得られていないといったことが原因で、退職するといった状況にあると分析いたしております。

一方、平成30年4月から、精神障害者も対象に加わり、障害者の法定雇用率が引き上げとなります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として、ともに生活できる共生社会の理念のもと、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で、障害者を雇用する義務があります。このことから、次期計画では、雇用の拡大、特に職場定着支援に力を置いて計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 愛知県豊明市では、官民が連携をして農園を開設し、そこに企業が参加をして雇用の拡大に努め、今、そういったことが注目をされているところでございます。

精神障害者の母親から、雇用先が少ないといった相談がございました。また、職場に定着できない課題もありますが、庁舎ではチャレンジドオフィスせつつを開設し、障害者の就労支援に尽力していただいております。ぜひ、定員数をふやしていただき、雇用の拡大につなげていただきますよう要望いたします。

また、摂津市内には多くの企業がござい  
ます。障害者の雇用につながる支援施策を

要望いたします。

そこで、市長にお聞きをしたいと思いま  
す。

森山市長も、障害者施策には随分力を入  
れてこられました。さきの質問で障害のあ  
る子どもがふえていること、また、障害者  
の高齢化、重度化や、親亡き後も見据えつ  
つ、地域生活支援を推進する観点から、拠  
点の整備も求められています。障害者施策  
について、総括して市長のお考えをお聞か  
せください。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 福住議員の質問にお答えをいた  
します。

私、いつも言っているんですけど、弱い  
立場の人に手を差し伸べるといいますか、  
お支えする、弱者の視点での幸せづくり、  
これが福祉とっていいと思うんですね。

福祉にもいろいろありますけれども、そ  
の最後といたら怒られますが、とりでと  
いいますか、障害者福祉は国の財源とか、  
マンパワー不足で、ある意味では後退する  
部分もありますが、そんな中でも、この障  
害者福祉、ここをしっかりと守らないと、全  
ての福祉が、だめになるとは言いませんけ  
ど、そういう意味では、障害者の施策、し  
っかりと目を向けていかないかんなど。

さまざまな施設づくり、今、いろいろ個  
別のご指摘ありましたけれども、そのこと  
につきましては、全庁的な福祉の施策の取  
り組みの中で、また、いろいろと検討をし  
ていきたいなど、そんな思いでございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 ありがとうございます。皆  
さん障害のある方も、支援に大変感謝もさ  
れておりますので、どうぞこれからもよろ  
しくお願いを申し上げます。

次に、防災教育の取り組みについて。

文部科学省は、学校における防災教育の狙いとして、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断のもと、みずからの安全を確保するための行動ができるようにするとあります。

危険を察知し、安全のための判断と行動ができるために、今後の防災教育の取り組みとしての方向性について、お考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 防災教育の取り組みをさらに充実させるために、各校で進めております授業実践を引き続き行い、授業実践例をふやすことを考えております。

現状の課題でございますが、現在、実践されている授業の多くは、教師の話聞き、考え、クラスの友達と話し合う、そういった形の教室にとどまったものが多く、災害の実態を深く学び、家庭や地域の方々とかわりながら学ぶ授業には、まだまだ至っていない状況でございます。

現在、防災マップの作成や自主防災の取り組みなど、地域ではさまざまな取り組みが行われております。児童・生徒の生活実態としては、家庭や地域で過ごす時間が大変多い中、そのような取り組みと授業をどう結びつけていくかが今後、重要であると考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 毎年、地域の自主防災訓練は実施されておりますが、子どもたちの参加は決して多いとは言えません。自主防災訓練の参加者は、ほとんどが自治会加入者であることから、子どもたちが学校で防災を学んでも、家庭では訓練の実施すら知らないといった状況でございます。

このような状況を打開するためにも、地

域防災マップづくりのお助け隊、助けられ隊を募集する取り組みは、自治会未加入の方々を巻き込める手段であります。

地域の自主防災と、学校の防災教育が連携をして取り組むことで、参加者の拡大にもつながると考えますが、ご所見をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 地域の自主防災会と連携した防災教育のあり方でございますが、先ほど、次世代育成部長からも答弁ございましたように、現在、学校で展開されております防災教育が、学校の域にとどまらず、地域でのさまざまな防災活動と結びつけていくことが、今後の課題であると認識いたしております。

そこで、学校で実施されております防災教育と、地域の自主防災活動が、さまざまな場面で連携し、相互理解を深めていく必要があると考えており、昨年の市制施行50周年記念事業であります防災講演会におきましては、第三中学校の生徒が美術の授業で作成いたしましたピクトグラムや、防災標語などの展示を行ったところでございます。また、防災教育の授業の様子など、子どもたちが防災教育に真剣に取り組んでいる姿も、地域の方々に見ていただくこともいたしました。

今後は、地域の自主防災訓練の際には、防災教育関連の展示コーナーの設置、また、地域防災マップの策定に取り組みされた住民の方々を講師にお招きし、学校で講義を行っていただくなど、学校と地域相互の交流や連携の機会をふやしまして、地域全体の防災意識、また、避難意識の向上に結びつけていきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 防災マップづくりは、摂津

市地域防災計画にある地区居住者等による地区防災計画の策定に匹敵するのであれば、自主防災組織を育成し、多様な世代が訓練の参加促進に努めなければなりません。そのためにも、市独自の研修などを行って、防災リーダーの育成が必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 防災リーダーの育成につきましては、大阪府の主催で実施いたしております防災リーダー育成研修会に、毎年、各校区の自主防災会の方々にご参加をいただいております。他市の自主防災組織の取り組みなど、先進事例や避難所運営の図上訓練などをその場で学んでいただいております。

今年度参加されました自治会長様からは、自助・共助の重要性が学べて非常に勉強になり、自主防災会の訓練にも生かしていきたいとお声も寄せられております。

防災リーダーの役割は、防災の知識や経験だけではなく、日ごろからの地域住民との連携を図り、災害時において、強いリーダーシップを発揮することであると考えております。

こうした役割を担い、地域から信頼される防災リーダーを育成していくためには、今後、避難所開設・運営など、より実践的な訓練や地域の防災活動に積極的にご参加いただいた方を対象として、市独自で、防災リーダーの認定を行う仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 いつ発生するかわからない災害に対して、中学生は地域防災を担う人材であります。地域の皆さんと行動ができるよう、防災の知識を身につけてもらい、防災教育は、命を守ることを学び、そして、

楽しいという要素を組み入れた授業の構築をお願いいたします。地域で避難所開設・運営の訓練など、より実践的な訓練が広がれば、減災への行動にもつながるのではないのでしょうか。

学校で、地域の防災教育の充実と、市民の減災意識の向上に努めていただきますよう要望いたします。

次に、子育て世代包括支援について。

次から次へと虐待による事件が報道されるたびに、いたたまれない気持ちになります。児童虐待がふえる背景には、望まぬ妊娠、妊婦健診の未受診、出産後の母親の孤立や産後鬱などがあります。

妊婦の全数面接は、子育て相談支援のスタートであります。本市は、妊婦健診の助成もあり、健診の負担はほとんどありませんが、妊娠期の相談体制の現状についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 妊娠期の相談体制の現状についてのご質問にお答えいたします。

妊娠期からの相談体制といたしましては、地区担当保健師による電話や家庭訪問等の相談支援のほか、妊娠届出時に、地域子育て支援センターを初め、地域の認定こども園等で開催をいたしております親子での交流を目的としたつどいの広場を、妊娠期から利用できる相談場所として紹介し、出産後の育児についての身近な相談場所として、周知に努めております。

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに孤立感や負担感が増す中、身近で気軽に相談できる場所は、今後ますます重要になると考えております。誰もが安心して出産・育児できるよう、相談体制の充実に取り組んでまいります。

○藤浦雅彦議長 福住議員。

○福住礼子議員 市のつどいの広場などのパンフレットには、妊娠中の方へ、また、パパ、ママへと、気軽に参加できることがPRされており、QRコードからネット検索でき、手渡しした後の保管次第ということにもなります。

厚生労働省によると、3歳未満の子どもを持つ家庭の多くは、子どもを保育所に預けることなく子育てを行っている。ところが、核家族化と、地域とのつながりの希薄化などに伴い、こうした子育て世代が、子どもの育て方に関して相談できる人がいない、どの情報が正しいのかわからないと悩み、家庭内で孤立するケースが多く見られ、このため、地域全体で子育てを支援する必要性が指摘をされ、認定こども園にも、広く子育て家庭を支援する役割といったことが求められています。

東京都の調査では、鬱病などで自殺をした妊産婦は、2005年から10年間で、東京23区で63人おられ、出血などによる妊産婦死亡率の約2倍に相当するといった結果が出て、相談支援の充実ということが課題でございます。

貝塚市では少子化が進み、平成28年度末で、3つの幼稚園が廃園になりました。同市は、子育て支援センターで行事やサークル活動を実施し、また、子育て応援券なども配布をしておりますが、やはり利用できない保護者の支援が課題であります。

そこで、スーパーマーケットで保育士の出張相談を受け付けたところ、約7か月間で1,000件を超える相談がありました。開始したころはチラシをもらうだけの人が多かったのが、気軽に話ができることが好評になったようです。

本市も摂津市赤ちゃんの駅の募集をしていただいておりますが、商業施設に子育て

相談の案内を掲示するなど、地域の皆様にも知っていただき、支援の輪を広げ、子育て世代包括支援体制の充実を図っていただくよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、摂津市のグローバル化について質問させていただきます。

私は、急激に進んでいくグローバル化の波を摂津市がうまく取り込み、未来がよりよい方向に進んでいってほしいと思っています。

今の世界は、社会的、経済的に地域、国境を越えて、世界規模で結びつきが深くなってきています。日本も摂津市も、ますますグローバル化、国際化していくことは間違いありません。

そこで、摂津市として、グローバル化をどのように認識されているのかお教え願います。

○藤浦雅彦議長 では、答弁を求めます。市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 市としてのグローバル化をどのように認識しているかのご質問にお答えいたします。

グローバル化につきましては、議員がおっしゃるとおり、政治・経済・文化などが国境を越えて世界規模で結びつき、拡大するということを定義づけられております。まさしく今、人・物・金が、国の枠組みを超えて活発に移動し、各国、各地域の経済や文化にさまざまな影響を与えてい

るところでございます。

本市におきましても、決して人ごとではなく、グローバル化、国際化の波の影響を、よきもあしきも受ける時代となっております。

特に、4,000もの大小さまざまな事業所が集積する本市におきましては、グローバル化による経済の動向が気になるところであり、海外に生産拠点を移す企業、市場を広げていく企業がある一方、受注が減少し、販路が狭まりつつある事業所もあるのではないかと認識しております。

国際化の波にのみ込まれるのではなく、うまく波に乗り、商工業の振興・発展につながるよう、経済情勢などに注視してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 今、日本は、急激な人口減少に直面しております。日本の人口は、先月末で約1億2,700万人、50年後には8,600万人、100年後は5,000万人を切ると総務省は発表しています。

その中で摂津市は、現在、約8万5,000人の人口が平成22年、2060年には、7万2,000人と将来人口を展望されています。当然、生産年齢人口も減っていきます。今後どうやって労働力を確保していくのでしょうか。

このままでいけば、大げさに言うわけではありませんが、摂津市の産業は消滅、衰退していきます。3年、5年、10年は大丈夫でも、20年、30年たてば必ず弊害が出てきます。だからこそ、早い段階で手を打たなければならないのではないのでしょうか。雇用状況と見通しをお教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 雇用状況と見通しについてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、少子高齢化によって人口が減少し、このままでは労働力不足は避けられない状況であります。今、国を挙げてその対策を講じ、各種取り組みが進められているところでございます。

雇用情勢に関しましては、厚生労働省が10月に発表した有効求人倍率が1.55倍で、1974年1月以来、43年9か月ぶりの高水準となっておりますが、反面、業種によっては人手不足であるとも言えます。今後におきましても、人口減少とともに、労働力不足は否めず、その確保や補完方法についてさまざま検討し、対策を講じていく必要があると考えております。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 労働力人口の減少で、日本に來られた就労外国人の数は必ずふえていきます。法務省入国管理局が、外国人労働者の受け入れについてまとめられています。

労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合では、2011年日本1.1%、ドイツ9.4%、フランス5.8%、イギリス7.3%、アメリカ16.2%、韓国2.3%という状況です。日本の外国人労働者数は、2007年33万9,000人、2011年68万6,000人、2016年108万人と増加しています。

国は、就労外国人を受け入れ方向にかじを切ろうとしています。摂津市としての認識と、外国人の受け入れをどのように捉えているのかお教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 就労を目的とする外国人の入国につきましては、現在、専門的な技術・技能・知識を持っている外国人の入国は認められていますが、単純労働に就労することを目的とした外国人の入国は認められておりません。

現在、市として、専門的な知識・技術を持たれている外国人を雇用する施策や助成制度等は設けておらず、それぞれの企業が必要に応じて、海外から技術者等を招聘するなど、企業活動として取り組まれているものでございます。労働力不足を補うことを目的とした外国人の受け入れにつきましては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 産業のまち摂津市にとって、労働力不足は喫緊の課題です。どのように認識し、対応していくことをお考えなのか、本市の産業を維持するという視点で、市独自で、外国人労働者を受け入れる企業に助成金を出すお考えはないのでしょうか。お教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 人口減少による将来の労働力不足は、本市のみならず、全国的な課題と認識しております。

労働力不足への対策としましては、職種などにもよりますが、女性や高齢者も含めた未就労者の積極的雇用や就労支援を行うこと、さらに就労環境の改善、技術革新による生産性の向上を図ることも必要であり、中小企業の育成、就労支援について、市としても引き続き取り組んでまいります。

外国人の労働者の受け入れに対する助成等については、今のところ考えておりません。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 先日、集団就労で日本に来られた中国人50人ぐらいと話す機会がありました。そのとき、昼食で一緒にお弁当を食べたときですが、企業側が用意したお弁当が1,500円ぐらいした豪華なお弁当でしたが、中国の方々はほとんど全員が

お弁当を残されました。量が多かったのではなく、御飯が冷たかったのが問題だったみたいです。おかずも口に合わなかったのか、ほとんどの方が残されていました。また、泊まられていたホテルの朝食もパンだったみたいで、おかゆがないのですかと話が出て、急遽ホテル側と協議して、対処したと聞きました。会議中も、ペットボトルの温かいお茶を用意されていたみたいです。お茶じゃなくてお白湯が欲しいと言われて、慌ててポットを段取りしたそうです。

いろいろな国々の方々に日本に気持ちよく来ていただくとするならば、相手の国の文化、習慣、食生活までリサーチ、勉強する必要があるんだということをすごく感じました。

外国人観光客、就労外国人の取り込みの視点から、本市で可能な、過ごしやすい、ハード・ソフト環境整備のお考えをお教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 外国人観光客や就労外国人の取り組みの視点から、本市として、可能な環境整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、外国人の観光客の受け入れについてでございますが、以前、議員のご質問にお答えさせていただきましたように、インバウンドによる産業振興、商業活性化につきましては、商業施設や宿泊施設が集中する都市部や観光地では大きな経済効果が認められていますが、本市のような、商業施設も少なく、宿泊施設のない地域では、都市部や観光地とは条件が異なることを認識する必要があると考えています。

本市としての外国人観光客の受け入れに対する環境整備については、今後、検討していかなければならないとは考えておりま

す。

次に、就労外国人の積極的な受け入れについては、将来の労働力不足を補うための受け入れに関して、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 環境整備で大事なことは、本当に外国人の目線になって政策をやるかだと思います。例えば、W i - F i を摂津市内全域で無料で使用できるようになればいいと考えます。

韓国では、W i - F i は国策です。市内の商業活性化に向けて、まずは、商店街や小売店舗を対象に、W i - F i 設置の助成金を検討されてはいかがでしょう。また、摂津市全域でW i - F i を無料使用するにはどれだけのコストがかかるのでしょうか。

私は、これは国策だと思っておりますが、まず、先進的にも摂津市内全域で導入してはどうでしょうか。これは商業全体の活性化だけにとどまらず、外国人観光客の利便性向上にも有効であると思います。お考えをお教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 W i - F i 環境の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在、各地で外国人観光客の受け入れ、環境整備の一環として、W i - F i 環境の整備が進められていることは承知しております。

本市におきましては、インバウンド、外国人観光客の呼び込みについて、積極的な取り組みはまだ行ってはおりません。また、市内商業活性化の観点からのW i - F i 整備も、その効果については未知数なものであり、現在のところ、市として、W i - F i 整備をすることや、民間が整備されることに対する助成等についても考えてはおり

ません。

以上です。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 外国人受け入れの環境整備で、ハラルの取り組みも必要だと思います。

宗教上の理由から、食べてはいけない食材が定められている外国人もおられます。直接、市の仕事とはならないかもしれませんが、外国人向けに使用食材の表示などを、市内飲食店に働きかけることはできますでしょうか。お教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 外国人に向けた使用食材の表示についてのご質問にお答えします。

日本を訪れる外国人観光客が増加する中でよくお聞きすることとして、宗教上の理由などから口にできない食べ物があり、楽しいはずの日本観光において、食事に苦勞するというようなことがございます。

そのような声をお聞きし、大都市圏や観光地の飲食店においては、海外からの観光客が安心して食することができるメニューを提供するサービスが、徐々にではありますが広がってきております。

本市にどれだけの需要があるのかはわかりませんが、さまざまな理由から、口にできない食べ物もあることから、食材表示についても一つの方法であるかと思いますが、安心して店に訪れていただくための取り組みとして、各店舗独自の考えで取り組んでいただければと考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 日本語が堪能でない外国人が、市内で安心して買い物や飲食ができるよう、飲食店、小売店舗などの店内に外国語併記が必要だと考えますが、店舗への働

きかけをどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

また、道路標識、看板、ピクトグラムの整備もいかがでしょうか。お教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 この件につきましては、先ほどの食材表示同様、外国人観光客も含め、多くの方に安心して来店いただけるように、必要に応じて各店舗独自で取り組んでいただければと考えております。

なお、道路標識やピクトグラムについては、市として取り組む部分に関しましては、必要に応じて、関係各課と協議すべきと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 日本よりグローバル化が進んでいると言われている韓国では、複数の会社が集まる工場ビルがあります。精密加工機械を動かすフロアや携帯電話の組立てを請け負っているフロア、それから、クリーニングや食堂も入り、大型ショッピングモールのような工場です。それぞれ各階、別会社がビルに入り、そして、行政が運営しています。特化した企業を、行政が誘致・集積しています。

摂津市も海外のように、集積型の工場地域をつくるお考えがないのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 本市におきましては、企業立地等促進条例のもと、市外からの企業誘致や市内での設備投資を促進し、市内産業の振興、経済の活性化に取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃる集積型の工場を、市として整備することについての考えは、現在のところございません。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 優秀な海外からの技術者や企業を誘致、来ていただくために、企業立地等促進条例の対象や優遇策を拡充すべきと考えますがいかがでしょうか。

技術を持っている企業や世界中からの人材に対して、税制優遇、もっと言えば、税を減免してでも技術の集積をすべきだと考えます。

例えば、3年間税金を免除するとしたらいかがでしょうか。中国では、海外企業を国内に誘致するとき、時限的に税の優遇策を行うそうです。お考えをお教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 海外からの技術者の招聘や、海外企業の誘致に特化した条例整備や優遇策については、現在のところ考えておりません。

よろしく申し上げます。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 現在、日本の製造業は、海外家電メーカーの勢いにより、国内生産の減少が避けられない中、半導体産業はまだ国内の需要があり、景気がよく見えます。

しかし、このままでは、精密機械や製造業は中国や韓国に押され、また今後は、インドなど、人口が多く資金が潤沢にある国々によって、ますます日本国内は影響が出てくると思います。

そこで日本が、いや、摂津市ができることは、例えば超精密微細加工など、特化した産業の育成と誘致です。

中国は一級行政区が33あります。これは、日本の優秀な産業を一つ一つ吸収して拡大し続けています。日本は、日本で完結する最先端の技術を持って、世界と競争していかなければなりません。その原点が、技術の蓄積だと考えます。

それに対して本市が何をすべきなのか、優秀な精密機械会社や特別な製造技術を持つ会社を世界中から呼び込み、また、海外からの優秀な人材を確保し、10年、20年先の未来を見据えて、先端技術を今から、開発研究していかなければ生き残れないと考えます。

摂津市はダイキンやカネカほか、大企業から中小零細企業まで4,000以上の企業があり、そのうち700社余りが製造業です。人、企業が集まる下地はあるんです。産業育成強化地域特区みたいに宣言して、技術やテクノロジーを絞り込んでほしい。そして、特化していかないと生き残れないと考えます。

グローバル化していく中で、勝ち残っていく産業構造をどうやってつくるのか、お教え願います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 グローバル化していく中で、勝ち残っていく産業構造についてのご質問でございます。

企業が勝ち残るためには、じっくり足腰となる経営基盤を固め、それぞれの企業が持つ技術力を高め、改めるべきところは改め、新しい分野に挑戦することも必要となってきます。

本市といたしましては、市内の企業がより発展することを望んでおり、そのための支援や市としてできること、すべきことについて、今後も一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 摂津市の強みの1つは、活発な産業です。これは胸を張って誇れることです。この強みを一層伸ばすには、外国人労働者にも安心して市内で生活していただくことが大切です。外国人観光客の方に

も、摂津市のよさをぜひとも知っていただきたいのです。

ことしの5月23日、大阪府、大阪市、JR西日本、南海電鉄、阪急電鉄の5者は、なにわ筋線の早期事業化を目指すことを発表しました。また、阪急電鉄も、十三駅と梅田新駅をつなぐ、なにわ筋連絡線の整備に向け、調査検討を進めていくとなりました。

なにわ筋線の開業予定は2031年春、総事業費は3,300億円、これが実現すれば、関空から新大阪、京都へと直結し、かつ、大阪市内の主要な繁華街を経由する、夢のような路線が誕生することになります。

海外から人を呼び込むための生命線、地方自治体も大企業も、多額の費用をかけてでも先行投資する必要性がある、価値があると思っているわけです。

今、まだまだインバウンド、訪日外国人景気を取り込み、経済産業を活性化させようと考えています。

摂津市はこのなにわ筋線、なにわ筋連絡線に関係あるのです。JR、阪急の駅が摂津市にはあるんです。摂津市を活性化させるチャンスなんです。

JR千里丘駅、阪急正雀駅、阪急摂津市駅は、間違いなく利便性が飛躍的に向上します。そうなれば、世界との距離がさらに縮むのではないのでしょうか。アクセス向上によりインバウンドも、摂津市に受け入れやすくなるのではないのでしょうか。

今まで、観光は大都市圏中心だったのが、鉄道沿線、地方都市まで来ていただくことも簡単になり、地域産業、飲食店、小売店が潤います。だからこそ、他市に先駆けて、今からでも外国人受け入れ体制を整備しましょう。摂津市の玄関口の鉄道駅を整備して、おもてなしを感じるまちに整備する必

要があるのではないのでしょうか。そして、気持ちよく摂津市に来ていただきましょう。外国人の方々に、摂津市に行きたいと言われるようなまちにしましょう。

私が今回、言いたいのは、確実に労働力が摂津市でも将来不足するんだと。日本人だけの労働力では無理なんだと。じゃ、国が外国人受け入れにかじを切りつつある中で、率先して受け入れよう。そして、観光で摂津市に来てもらおう。外国人が住みたいような環境整備をして、海外企業に来てもらおう。優秀な外国人、技術を持った外国人に率先して来てもらおう。そして、摂津市の産業を伸ばそう、維持しよう、安定的な税収を確保しよう、お金を落としてもらおう、それだけです。

私は、この仕組みが、摂津市が生き残りをかけた戦略、自立して存在・存続し続けられる手段だと思っております。ほかに、何か方策はありますか。いろいろメリット、デメリットもあるのもわかります。市民の方々のコンセンサスを得ることも大事です。

そこで、グローバリゼーションによる外国人労働者、そして、外国人観光客受け入れに対して過ごしやすいまちになるよう、市長の意気込みをお教え願います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 よろしいですか。市長。

○森山市長 中川議員の質問にお答えをいたします。

非常に多岐にわたった国際的なお話が出ておりますので、答弁になるかわかりませんが、ただいま中川議員から、摂津市の産業振興、事業所等々についてのお話をいただき、それにかかわり、外国人労働者、また、外国人の観光客の受け入れ等々について、熱い思いを聞かせていただきま

した。ありがとうございます。

ご案内のとおり摂津市では、国際的なことといえば、中国の蚌埠市、それからオーストラリアのバンダバーグ市との友好交流がございます。等々通じまして、年間通じて、日中友好書道展とか、また、学生の短期留学の交流会ですか、等々、幾つかの国際的なイベントがございます。

ただ、摂津市におきましては、それに特化する部署はございません。その都度民間の国際交流協会の皆さんにゆだねている、これが現状でございます。

いろいろと今ご指摘、ご提案もいただきました。ただ、摂津市といえば、いつも言いますが、山も谷もない、これといった歴史的な建造物がほとんどないと言っていると思います。ホテル機能もありません。また、大型のショッピングモールがあるでもなしと申しますか、そんな中で、外国人の観光客、これと呼び込むというのは、非常にまだまだ、その条件が整っていない。これは現実だと思います。そういう意味では、よそから観光客が来られないのは、これはある程度はやむを得ないかなとは思っております。

ただ、そんな中ですけれども、今も話に出ていました摂津市の事業所、名前を出して何ですが、ダイキン、カネカ、これは大企業ですね。だけじゃなくて、中小も零細な企業の中でも研究機関、中枢をここに設けて、そして、毎日のように外国のエンジニアが行き交っておられる企業も多々ございます。

そして、摂津市には19か国かな、ちょっと国数は忘れましたが、約1,000人近い外国人の方が、ここで生活をされております。

そういう意味で、この現実を踏まえて、

まずこういった、毎日ここで生活されている、そして、行き交う人たちの安全・安心、皆さんが何の違和感もなく伸び伸びといますか、安心して過ごせるそういったまちづくり、これにしっかりと取り組むということ。

まず、現在、取り組んでおりますけれども、まだまだ取り組まな、しっかり目を向けないかと思っておりますが、そういうことを一つ一つやっていくことによって、今言われている外国人の労働者等々、観光客が来られたとしたならば、私は自然に、あ、このまちで一遍働いてみようかな、行ってみようかなというふうにつながっていくのではないかと思っています。

そういうことで、いろいろご指摘をいただきました点について、この摂津市のまちでできることとできないこと、これはやっぱり、いろいろと研究するところは研究して、最終的におっしゃったように、将来の人手不足、これに寄与し、また一方、税収にもつながるということになれば、これにこしたことはないわけでございますので、ご提案、しっかりとお聞きをいたしました。ありがとうございます。

○藤浦雅彦議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、ウォーキングコース上の公園への健康器具設置についてですが、平成25年度から3年計画とされたまちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつとして、史跡や名所などの点を線でつないだウォーキングコースを設定し、コースを歩きながら、楽しく運動していただく環境整備や健康づ

くり運動を推進し、平成26年3月に策定された、まちごと元気！健康せつつ21、第2次摂津健康増進計画にも目標を明記されて、健康推進に取り組まれました。

特に、保健福祉課が中心となり、当時の公園みどり課や政策推進課などの関係各課とともに、部を越えた横の連携で取り組んでこられたことも、評価できるというふうに思っております。

しかしながら、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつを開始されてから5年が経過しようとしています。ウォーキングの集合場所や、交通途上となる公園への健康器具が未設置となっている所があります。健康施策を広めていくためにも、健康器具を設置することが必要だと思いますが、考え方についてお尋ねをさせていただきます。

次に、2点目のコミュニティプラザでの結婚式開催についてですが、結婚年齢が高くなっている社会状況の中で、独身の皆さんに出会いの場の提供と、商工会女性部の方々などで、赤い糸大作戦の活動をされておられます。結婚して新たな人生を摂津市からという観点からも、その出会いとその後の結婚式を市内で行うことを広めていくことも必要とお話も、市民の方からいただいております。

以前は、平成18年に閉館となりました旧総合福祉会館にて、結婚式が行われていました。旧総合福祉会館にかわる施設として、コミュニティプラザが開設されたと認識しておりますが、コミュニティプラザでの結婚式を開催していくということは、駅前という利便性や、摂津市の名前が出るという観点からもよいのではというふうに思いますので、開催の可能性についてお尋ねをさせていただきます。

次に、3点目の鶴野橋歩道橋から新幹線公園に直接アクセスできる歩道橋設置などについてですが、桜の開花季節も含めて、新幹線基地や新幹線公園に行かれる方が多くおられます。

案内のとおり、市役所に駐車した場合には、鶴野橋に取りつけの歩道橋スロープを上って下って、中央環状線の歩道をUターンしていくということになります。

先日も、車椅子の方や歩き始めたお孫さんを連れての方が、歩道橋スロープを上って下ってはしんどいわと言っておられましたし、歩道橋スロープを下った所の中央環状線の歩道をUターンするときに、安威川方面からの自転車と接触する危険もあると思われま

す。この課題解決として、鶴野橋歩道橋の南側から新幹線公園に直接行くことができる歩道橋設置が望ましいと思いますが、考え方についてお尋ねをさせていただきます。

次に、4点目の市立集会所のバリアフリー化などについてですが、集会所は地域諸団体の会議や歳末夜警など、市民や地域にとっては一番身近で利用しやすい公共施設であるというふうに思います。

集会所の使い勝手のよさを高めてほしいということで、例えば、トイレの改修であるとか、段差の改修であるとかということを質問や要望もさせていただきました。バリアフリー化の現状と認識について、お尋ねをさせていただきます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 ウオーキングコース上の公園におきまして、集合場所やコース

途上にある公園に健康器具を設置することについてのご質問にお答えいたします。

健康器具の設置につきましては、昨年3月に策定いたしましたまちごと元気！推進プランにおきまして、平成30年度までに100基設置することを目標としておりまして、現在、公園等に26か所104基、その他、公園等以外に2か所4基、合わせて計28か所108基を設置しており、同プランの目標は達成している状況でございます。

今後、さらに健康器具を設置していくことにつきましては、ウオーキング推進リーダー等のボランティアの皆様やイベント参加者などのご意見等を参考にしながら、必要でありましたら、まちごと元気！推進プランの見直しに合わせて、検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 摂津市立コミュニティプラザでの結婚式開催についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティプラザを利用しての結婚式につきましては、施設の予約時期の制限や、楽器演奏の禁止などを初めとする利用規則の範囲内におきまして、ご利用いただくことは可能でございます。

しかし、結婚式場で行われておりますような式の手配や進行、式に必要な設備等もございませんので、利用される方でご用意いただくこととなります。

施設管理上、内容によってはご希望に添えない場合もございますので、申し込みの際には、施設管理者と十分打ち合わせをしていただきますようお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 鶴野橋歩道から新幹線公園に直接アクセスのできる歩道橋の設置についてのご質問にお答えいたします。

鶴野橋取り付け歩道橋から直接、新幹線公園へのアクセスにつきましては、桜並木に向け、新たにスロープを設置する必要がありますが、接続先の歩道幅員が4メートル程度と狭く、スロープを設置いたしますと、車両の通行に支障を来すとともに、公園の管理上においても問題が発生することになります。また、鶴野橋取り付け歩道橋に新たにスロープを増設するためには、構造や強度的な検証も必要になるものと考えております。

現在の取り付け歩道橋は、大阪中央環状線の歩道に接続されており、新幹線公園へは少し遠回りとはなりますが、既存の歩道橋を活用していただきますようよろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 市立集会所のバリアフリー化の現状と認識についてのご質問にお答えをいたします。

市立集会所のバリアフリー化への取り組みにつきましては、高齢化の進展を踏まえ、トイレの洋式化を優先的、計画的に進めてきたところでございます。

ただ、毎年限られた予算での改修となりましたので、時間を要しましたが、今年度末には50か所全ての集会所のトイレの洋式化が完了する予定でございます。

また、段差の解消につきましては、各集会所の敷地の形状や建物の構造を考慮しながら、ステップ台や手すりを取りつけるなど、可能な範囲で、段差の解消に工夫を行ってきたところでございます。

現状といたしましては、完全バリアフリ

ー化にはまだまだ至っておりませんが、引き続き、地元自治会や利用者のお声をお聞きしながら、可能な限り、市立集会所のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 では、2回目から一問一答方式でさせていただきます。

まず初めの公園への健康器具設置についてであります。設置数はプラン目標を達成したということにつきましては、一定の評価ができるというふうに思いますが、健康器具数よりも、ウォーキングコース途上の全ての公園に健康器具を設置することが重要だというふうに思いますので、予算との関係もあるかと思いますが、プラン目標達成に満足せずに増設していただきたいと、この件は要望とさせていただきます。

私も毎月とはいきませんが、第1月曜日に定期的実施されているウォーキングに参加してまいりました。参加人数も次第にふえて、ほぼ毎回100名を超えて、時には180名を超えるようなときもある状況でございますが、これは、健幸マイレージ事業や健幸ノートの取り組みもありますし、また、うきうきせつ健歩会の方々の、きょうのサプライズはということでの楽しみを持たせてもらえる取り組みも含めた、地道な活動も大きいというふうに思います。また、参加者の健康志向も寄与しているのではというふうに感じています。

定期的実施しているウォーキングにおきまして、公園や公共施設など、健康器具設置場所での休憩におきまして、もう少し時間をつくっていただいて、より多くの参加者に健康器具を活用していただくような取り組みということが必要だというふうに感じておりますが、考え方についてお尋ね

をいたします。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 ウォーキングイベントにおきまして、健康器具を活用することについてのご質問にお答えいたします。

ウォーキングコースにつきましては、現在8コースございまして、今年度中に1コース、来年度にもう1コースを追加いたしまして、計10コースの設置を目標としております。

ウォーキングイベントにつきましては、うきうきせつウオーキングを1月と8月を除く毎月第1月曜日に、また、そのほか、吹田市と合同で健都グリーンウォークを年1回開催しているところでございます。

これらの各イベントにおきましては、議員がご指摘のとおり、毎回100名以上の参加者がございますので、イベントにおいて、健康器具を使用していただくことは困難ではございますが、各イベントにおきまして、参加者に対しまして、健康器具のデモンストレーションやPRを行うなど、健康器具の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 今、ウォーキングコースも10コースを目標ということで、着実に進んでいるというふうに感じておりますが、この健康器具の利用促進をさらにお願ひし、これは要望とさせていただきます。

健康器具の設置におきましては、朝夕などで、個人的な散歩やウォーキングをされている方や、また、ちびっこ広場も同様に、公園などで屈伸やひねりなどをされている方が多く見受けられますし、その方々から、健康器具をつけてほしいとの要望も多く聞いております。

市内全域で健康増進を行っていくとの観

点から、ウォーキングコースから離れている公園にも設置するべきと考えておりますが、本市の考え方について、お尋ねをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 ウォーキングコースから離れた公園への健康器具の設置についてのご質問でございますが、市内の都市公園、ちびっこ広場、緑地・緑道には健康器具が104基設置されており、健康器具はウォーキングとあわせ、高齢者の健康増進施設として利用されております。

健康器具がない公園への設置につきましては、健康器具の組み合わせや種類にもよりますが、遊具など、既存施設との安全間隔を考慮した設置スペースの確保などが必要となりますことから、設置できないケースもございます。

また、公園への新たな健康器具の設置につきましては、設置場所や健康器具の選定について、他の施設とのバランスなども考慮し、公園利用者などのご意見もいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 この健康器具の利用促進をお願いし、要望とさせていただいておりますが、やはり、全身の関節や筋肉などの衰え、そして、また、寝たきりや要介護の危険性が高くなる状態であるロコモティブシンドロームの予防は、年齢に関係なく健康づくりを実施していくことが重要だというふうに思います。

健康寿命を延ばせば、介護となる年齢も後年になり、また、地域力向上にもなるというふうに思います。そして、また、財政的にも、介護保険料や国民健康保険料などの社会保険料の上昇を抑制できると確信し

ていますので、千里丘新町の健都ということで、事業は今進んでおりますけども、市全体14.87平方キロメートルで、健康増進を進める健康都市摂津への取り組みとして、市民みずから健康づくりができるよう部を越えた取り組みで、健康器具を市内全域に設置していただくことをお願いし、この件は要望とさせていただきます。

次に、2点目のコミュニティプラザでの結婚式開催についてであります。式の手配や進行などは、利用される方が行えばよいというふうに思いますし、市民の方々なども、摂津市内の会場で、結婚式を開催できるのはよいことなのではというふうに思います。

また、コンベンションホールと屋上庭園が一体利用できれば、一般通行者などの方からの祝福もあるのではというふうに思いますが、屋上庭園の利用の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 コミュニティプラザの屋上庭園につきましては、貸し出し施設ではございませんので、貸し切つての利用は難しいと考えますが、ただいま議員からのご質問にありましたように、一般市民の方が、日ごろ散策等されておられる中ではございますけども、一時的に一部を利用していただくことは可能でございます。

なお、天候等も勘案いただき、ご使用の際には、3階のコンベンションホールと一体利用した式の進行などを考えていただければと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 先日も、市民の方が市内で結婚式を挙げることができればよいのにと、最近結婚された方も言っておられたという

こともお聞きをしております。コミュニティプラザのさらなる有効活用も含めて、結婚式開催可能の候補も含めての検討をお願いし、この件は要望とさせていただきます。

次に、3点目の鶴野橋歩道橋から新幹線公園に直接アクセスできる歩道橋設置につきましては、新幹線公園には、現在のルートで行ってくださいますとの答弁だったというふうに思います。

新幹線公園に車で行かれる方へは、市役所への駐車案内をされておられます。車で行かれる方の声は少なくはありませんけども、多くの声を届ける意味で、今回、発言をさせていただきました。

利便性と安全性向上に向けて、鶴野橋歩道橋から直接アクセスできるルートの確保、検討を要望とさせていただきます。

次に、新幹線公園の関係からということで質問をさせていただきますけども、平成24年にも一度質問させていただきましたが、改めてお聞きをさせていただきますが、平成23年度から事業着手し、新幹線公園から鳥飼八町一丁目を越えて、大阪府道19号茨木寝屋川線付近までの約1.5キロメートルの間に、約190本の桜を植樹する事業を実施されました。この道路を、例えば、新幹線桜通りなどの愛称をつけてはどうかというふうに思いますが、考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 新幹線公園への桜並木の愛称についてのご質問でございますが、道路の愛称につきましては、市民に愛着を持って親しんでいただくため、新設道路や史跡のある路線を対象に考えております。

桜並木につきましては、新幹線公園と一体として、新幹線公園の桜として既に市民にも愛着を持って広く知られているものと

考えており、現在のところ、新たに愛称を設ける予定はございません。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 例えば、茨木市の桜通り、あるいは川端通りといえ、場所が大体わかるというふうに思うのですが、愛称は、地域にとっては愛着感があつてなじみやすいというふうに思いますので、一部、茨木市となることはわかっておりますし、また、この桜の植樹事業をさらに生かすということも含めて研究をお願いし、要望とさせていただきます。

次に、4点目の市立集会所のバリアフリー化などについてですが、トイレの洋式化の予定完了等につきましては、大いに評価できるというふうに思っております。段差解消につきましても、進めていただきたいと、この件はお願いし、要望とさせていただきます。

また、自治会としてのリハサロンを集会所で実施されておられますし、本市で5つの場所にてつどい場を実施されていますが、歩いていける距離の施設である集会所を活用していくことで、さらに広がりが出てくるとも思います。

その一方で、昨今、他市に比べれば、本市の50か所が多いという話も出ておりますけれども、集会所の統廃合の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 市立集会所の統廃合につきましては、地元自治会のご理解を得ながら、新規コミュニティ施設の建設に合わせまして、これまで3か所の集会所を統廃合してまいりました。

市立集会所は、本市の公共建築物の中で50か所と、最も多い施設でございます。地域コミュニティの活動の場として古くか

ら親しまれている、特色のある施設であると認識をいたしております。

今後は、昨年度策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づきまして、個々の施設のあり方をより具体的に示す実施計画、また、個別施設計画を作成していく予定でございますので、その際に、地域コミュニティが維持できるような形で、施設の長寿命化や複合化、集約化等について、庁内で協議し、方針を決定してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどの答弁の中で、公共施設等総合管理計画に基づいてということでもございましたが、長寿命化や複合化などの方針を決定していくとのことであったというふうに思います。

昨今、地域の希薄化が進んでいるといわれ、高齢化も現に進んでいる状況の中では、やはり、この集会所を地域の施設として活用することが重要だというふうに思います。長寿命化ということに当たりましては、耐震診断や耐震化を行っていただきたいというふうに、これは要望とさせていただきます。

万が一にも、集約という集会所が出てくれば、例えば、学校の空き教室を集会所並みに活用できるなど、教育施設であるとか、また、一般財産という仕切りを取り除いて、横串を通す検討をしていただきたいというふうに思います。地域にはあつてほしい施設が集会所と、私は申し上げておきたいというふうに思います。

また、条例によって、集会所の一定の利用制限は決まっておりますけれども、集会所によっては利用できる内容が異なっている場合もありますので、一定の統一化も検討していただきたいというふうに、これは要望

とさせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 順位に従いまして、一般質問を行います。初めに、子育て支援の充実について5点、お伺いします。

第1に、待機児童解消の取り組みについてお聞きします。保育所に入れるかどうか、これは子育て世代にとって、これからの生活や生き方にかかわる大変重要な問題です。

平成27年に子ども・子育て支援法等の制定を受けて、保育や幼児教育の量の見込みやその確保の内容を定めた摂津市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。

ことし、その中間報告と見直しが行われたと思います。保育所の待機児童の現状とその現状からどのような計画見直しが行われるのか、お聞きします。

また、千里丘地域と千里丘新町のマンション開発による保育需要の受け皿として、山田川公園内に建設される認定こども園のオープンが、当初予定していた来年7月に間に合わないと、文教上下水道常任委員へ報告されました。

待機児童問題がより深刻化することが予想されます。改めてその理由と対応についてお聞きします。

第2に、公立保育所の民営化方針を見直すことについてです。公立保育所はこれまで、摂津、正雀の2園が民営化され、現在、子育て総合支援センター、別府保育所、鳥飼保育所の3園のみとなっています。11月の子ども・子育て会議で保育所と幼稚園のあり方や、さらなる民営化を論議する部

会が設置されたと聞いています。公立保育所への市民や保護者の信頼や期待は大きく、民営化ではなく、就学前児童の教育・保育施策の地域拠点として充実を図る必要があると考えます。民営化方針を見直すべきだと考えますが、見解を問います。

第3に、学童保育の充実についてです。学童保育の充実は、子ども・子育て支援事業計画の取り組み項目に挙げられ、延長保育等のサービス向上の実現に向けて、実施方法の検討を進めると記されています。この間、土曜保育の毎週実施、延長保育の実施について、一定の条件つきで民間委託導入の方向性などが示されてきました。延長保育など、近隣他市の状況及び本市においてその実現のめどについてお伺いいたします。

第4に、第1児童センターの充実と安威川以南に第2児童センターを設置することについてです。第1児童センターが出来て約30年、地域の子育て支援や子どもが自発的に遊び学べる拠点として、子どもや子育て世代に利用されて、福祉サービス第三者評価でも高い評価を得ていると認識しています。初めに、第1児童センターの活動とその取り組みの充実についてお聞かせください。

第5に、就学援助費の入学準備金など、経済的負担軽減についてです。就学援助費の中学校の新入学学用品費が入学準備金として、小学6年生の2月末に前倒し支給されることになりました。これまで、入学時の多額の費用負担に対して、就学援助費の制度では、入学後の8月に支給されていたことから考えますと、大変大きな前進だと思います。初めに、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、ことし6月に公表されました淀川

水系の洪水浸水想定区域と、摂津市の地域防災計画についてお聞きいたします。平成29年の水防法改正を受けて、最大規模の降雨によって想定される浸水区域図をことし6月、国土交通省が公表しました。今回の想定区域の変更が摂津市の地域防災計画にどのように反映されるのか、また、見直しが行われるのか、お聞きいたします。

最後に、旧市営鳥飼野々団地跡地のコミュニティセンター構想についてお聞きします。旧市営鳥飼野々団地跡地のコミュニティセンター建設について、私はさきにお聞きした第2児童センター、もしくは児童センター機能を有するコミュニティセンターの建設をこの間も要望してきたところであります。

市営鳥飼野々団地廃止から既に6年が経過し、跡地の南半分は民間住宅にかわりました。北半分はコミュニティセンターなど、公共施設用地として残されています。旧市営鯨生野団地跡地に別府コミュニティセンターが、別府公民館の代替施設として建設、その後、公共施設の配置状況などを検討しつつ進めていくということだったと思いますが、その計画、検討の進捗状況についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、摂津市子ども・子育て支援事業計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、待機児童数の状況でございますが、11月1日現在、厚生労働省定義で119名、私的理由等による待機も含めると、265名でございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画につ

きましては、現計画は平成27年度から平成31年度までの5か年のものでございまして、計画策定に当たりましては、就学前の児童及び小学生児童の保護者を対象にニーズ調査を実施するとともに、子ども・子育て会議での議論を重ね、市民の意見を反映した計画を策定いたしました。

今年度は計画期間の中間年に当たっておりますが、現状では保育需要はおおむね計画どおりではございます。しかし、千里丘新町の保育需要分といたしまして、100名分を増加したところでございます。今後も保育需要を的確に捉えながら、計画的な施設整備を行ってまいりたいと考えております。

続いて、新たな教育・保育施設である旧山田川公園内に整備するKENTOひまわり園につきましては、先日、文教上下水道常任委員へご報告させていただきましたが、国の補助金内示がおくれており、平成30年7月の開園が大変難しい状況でございます。平成30年1月末から2月上旬までに内示があると大阪府から伺っておりますが、設置運営事業者である社会福祉法人鶴野会との連携を図りながら、1日でも早く開園できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、公立保育所の民営化についてのご質問にお答えいたします。公立幼稚園の園児数が減少を続ける中、保育所入所を希望される方は年々増加している状況でございます。国が幼保一元化を推進する中、本市でもこうしたニーズの変化に対応すべく、就学前施設全体のあり方を検討する必要があると考え、子ども・子育て会議にこのたび、就学前施設のあり方検討部会の設置をお願いしたところでございます。

また、本市の第5次行政改革実施計画で

は、民間にゆだねるほうが経費面、サービス面ともに効果的な行政サービスにつきましては、民営化や民間委託を導入することといたしております。こうした考えのもと、老朽化している公立保育所の現状を踏まえ、保育環境の充実・改善を図り、多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、保育所の民営化を拡大するものでございます。

本市といたしましては、ニーズに対応したサービス提供をするため、就学前施設のあり方を検討し、民営化につきましても、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学童保育の充実についてのご質問にお答えいたします。

学童保育室は開室時間が平日は5時半までとなっております、また、土曜保育につきましては月1回第4土曜日のみの開室となっております。

北摂各市につきましては、平日午後6時30分まで開室している市が1市、午後7時まで開室している市が5市となっております。

また、土曜日保育につきましては、本市と同様に第4土曜日のみ開室している市が1市、全土曜日に開室している市が5市という状況でございます。開室時間の延長及び土曜日保育の毎週実施など、サービスの拡充は喫緊の課題であると考えております。

しかしながら、現状の学童保育室の運営におきましても、指導員不足から現状の保育内容を継続していくことも困難な状況でございます。民間事業者の力をおかりすることが必要と考えております。

一方で受託事業者の確保に関する課題も

ございますので、考えを整理してまいりたいと存じます。

続きまして、第1児童センターの充実についてのご質問にお答えします。第1児童センターは児童に健全な遊びを通じてその健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的として、昭和63年に開設いたしております。これまでも乳幼児を対象にしたイベントの実施、季節の行事などを通じて、異年齢の交流、及び夏期の開館時間の延長などに取り組み、ここ数年の利用者は約3万人を超えている状況でございます。

さらに、平成28年度には幼児クラブの対象年齢の拡大、障害者団体の運動会や老人福祉センターのイベントに積極的に参加するなど、多世代の交流も深めてまいりました。

また、多数の地域ボランティアを受け入れてきたことや、大人となった元利用児童がさまざまな経験値をボランティアとして、今の児童に還元を行い、第1児童センターの元職員やOB、OGによってNPO法人児一センスクールが組織されるなど、地域福祉の向上にも貢献してまいりました。

今後も利用者本位のサービス提供、地域ニーズの充足に努め、児童の健全な育成に努めてまいります。

続きまして、新入学児童生徒学用品費の前倒し支給についてのご質問にお答えいたします。平成29年3月31日付、文部科学省初等中等教育局長からの要保護児童生徒援助費補助金についての通知により、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等を国庫補助対象にできるよう要綱改正を行ったことを受け、本市では平成30年4月入学の新中学1年生から実施いたします。

今後、小学校を通じて保護者への新入学児童生徒学用品費の前倒しのご案内にあわせて、就学援助未申請者の確認と、学籍移動確認作業などを行い、支給時期につきましては、2月1日を基準として認定を受けている小学校6年生の世帯に対して、2月末に支給する予定でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 洪水浸水想定区域の改定内容を地域防災計画に反映し、市民の方に周知することについてのご質問にお答えをいたします。

今回、新たな浸水想定区域の提示を受けましたが、川の水位を基準といたします避難勧告等の判断基準など、地域防災計画に位置づけなければならない基本的な防災対策の事項に影響はないものと考えております。ただし、地域防災計画上に記載しております淀川の想定浸水深につきましては、今後、見直してまいります。

また、地域防災計画におきまして、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のため、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所など、迅速な避難の確保を図るための事項、避難場所の施設名称や所在地などを印刷物の配布を通じまして、市民の皆様へ周知することが明記されております。

これを受けまして、現在、淀川浸水深の改定内容を反映いたしましたハザードマップの作成に取り組んでおります。完成次第、速やかに市議会の皆様を初め、市民の皆様、事業所等に配布をさせていただきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 旧市営鳥飼野々団地跡地

のコミュニティセンター構想についてのご質問にお答えをいたします。

これまでの議会でもお示しさせていただいておりますとおり、公共施設につきましては本市のみならず、全国的に老朽化が進み、施設の更新時期を迎えておるような状況でございます。

今後、巨額の更新費用や修繕費用が集中するということの発生が想定されておられます。しかしながら、人口減少に伴う税収の減や高齢化に伴います社会保障費関係の増大に伴う、特に扶助費の増加が見込まれておるような状況でございます。

今後、全ての公共施設を維持していく財源の確保は極めて困難な状況ではないかというふう認識もございます。そのような中、現時点におきましては、お示しできる具体的に建設構想はないような状況でございます。

過去にもご答弁申し上げたと存じますが、鳥飼地区のコミュニティセンター建設を考えた場合には、まずもって市が所有する公共施設、とりわけ、集会所の配置状況を踏まえるとともに、他の既存施設の統廃合などもあわせて勘案する必要があるということは認識しております。

このような状況を踏まえまして、既存の各施設が地域で果たしている役割、今後果たすべき役割、さらに、現状抱えている課題等々を総合的に評価検証し、公共施設全体の方向性を総合的に見据える必要があると考えております。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 43 分 休憩)

(午後 0 時 58 分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。安藤議員。

○安藤薫議員 ここからは一問一答方式で質問してまいります。

まず、待機児童の問題です。ご答弁では、保育需要はおおむね計画どおりとのことでありました。千里丘新町のマンション開発において受け皿として、100名、特別な計画見直しということでございます。

その特別な追加は別にしまして、保育需要が計画どおりとはいえ、現実に厚生労働省定義の待機児童でさえ100名を超える状況にあるということでもあります。

計画はニーズ調査などを行いながら、定められている保育の需要の見込みでありますので、需要の見込みどおりなのに待機児童が100名を超しているということは、この計画そのものにやはり問題があるのではないかなというふうに思うわけですが、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今回、国のほうから示されております中間年の見直しについての考え方につきましては、平成28年度4月1日時点での教育・保育は必要であると認定した児童の数が、計画における見込み量よりも10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要であるとされておるところでございます。

それをもとに見直しの作業を進めた結果、教育・保育は必要であると認定した児童の数が、見込み量を10%以上上回っておらず、千里丘新町の保育需要の見込み分を除いて、見直しは行っておらないと、そういう状況でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 4月1日の時点での保育の需要ということで、乖離が10%以上あれば見直しをするということでもあります。

確かに平成28年4月1日時点の待機児童を見てみますと、厚生労働省定義で24名。しかし、これはどの年もそうなのですが、月を追って待機児童がふえ続けていって、10月には100名を超すというような状況が続いております。

平成28年度10月1日時点では、厚生労働省定義の待機児童は107名になっています。年度末3月1日には174名になっている。年度途中に入れないというのが、待機児童問題の根本、本質だということに思いますので、そういう点では、4月1日時点での調査では待機児童問題の解消にはつながらないのではないかと思います。計画の見直しを図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、国から示された中間見直しの考え方に基づきますと、一部におきまして、下方修正する必要もございましたが、千里丘新町の保育事業として100名分の上乘せのみを行ったところでございます。

実態というものをしながら、次期計画策定に向けては来年度以降に現計画時に実施したものと同一アンケート調査の実施も予定しており、今後も保育ニーズや子育て支援サービスの利用意向等についての状況を把握して、安心して子どもを産み育てることができるとともに、子どもの最善の利益を確保しながら、子どもが育つことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 そもそも保育所の受け入れ等がこの事業計画によって計画が立てられて、保育の需要に基づいて確保の内容などを決めて、整備を図っていくということであり

ますから、そもそもの需要の見込みそのものが過少な数字であれば、どんなに頑張っても需要見込みどおりで整備が進んでいるとしたとしても、現在の待機児の問題は解消できない、これは明らかだと思います。そのことを申し上げておきたいと思います。

千里丘新町のマンション開発の受け皿として、新たに開設予定である旧山田川公園内に新設されるKENTOひまわり園、この開園がおくれるとしますと、さらに待機児童は大きな数になっていくんじゃないかなというふうに思うんですね。市としてやはりそういった待機児童、これ以上大きくすることにならないような対策が必要だと思うんです。

例えば旧三宅小学校の校舎などを活用して、暫定的に、しかもきちんとした基準を満たした暫定的な施設をつくって、受け入れをする必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 KENTOひまわり園の開園がおくれることに対する暫定的な待機児童対策につきましては、現状といたしましては、設備面や運営面などから大変難しい状況でございます。

まずは鶴野会と連携して、開園のおくれを少しでも取り戻せるよう、手続や作業の短縮化をできるだけ図り、1日でも早く開園できるよう、支援に努めてまいります。

また、既存の教育・保育施設におきまして、設備や運営基準を遵守した上で、定員を超えて児童を受け入れていただけるよう、弾力化もお願いしながら、1人でも多く入所できるよう、調整を図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 このまま何も手を打たなければ、

千里丘新町の開発がなくても、年度当初からどんどん待機児童がふえていくという傾向は変わりません。何のための事業計画だということにもなると思います。

改めてお伺いいたしますが、来年4月からの入所申し込み一斉受け付けが行われたと思います。今の状態で来年当初の待機児童、それから年度途中にどのような待機児童の状況になっていくのか、どのように見込んでおられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 平成30年4月の保育所入所の一斉受け付けにつきましては、先月14日から22日までの期間で受け付けを行ったところでございます。その結果、申し込み件数は545件、前年と比べますと、プラス21件でございます。

今後、入所要件の高い方から各園と入所調整を行ってまいりますので、現段階において、待機児童数は確定いたしてはおりません。

平成30年4月に開設予定の小規模保育事業所の整備を進めるとともに、旧山田川公園内のKENTOひまわり園の開設のおくれができるだけ小さなものとなるよう支援に努め、待機児童解消を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 小規模保育事業A型は、最大定数で19名と。ゼロ歳から2歳児と限りがあります。

前年と比べて一斉受け付けの数は21名ふえておりますから、1小規模事業所で受け入れるというのは当然できるものでもありません。来春4月から、待機児童はことし以上に膨れ上がる可能性が非常にあると思います。そこに何の手も打たないまま

あれば、これは摂津市として子育て支援を図っていくという市の大きな方針からも外れるのではないかなというふうに思うんですね。摂津市が保育を必要と認定をした人に、あなたの子どもは保育所に入れませんか。これをずっと言い続けていいわけがないと思います。

実態を正しく把握して、早急に計画の見直しの検討もしながら、その本当の保育事業に合った整備計画を進めていくことを求めていきたいと思います。

次に、公立保育所の民営化についてであります。この間、新たな保育施設の新增設について、施設整備補助金がつく民間保育所に頼らざるを得ないという状況があると説明をされてまいりました。

国の公立保育所に対する補助金、一般財源化などによって廃止してきたという施策が背景にあると考えます。しかし、既に3園しかない公立保育所をさらに民営化によって減らすということは、地域の公的子育て支援拠点を減らすとともに、保護者の選択肢も狭めることになってしまいます。

多様な保育ニーズに背を向けることにはなるのではないのでしょうか。摂津市の保育を質的にリードしてきた公立保育所の果たしてきた意義、役割、今後の公立保育所の責任について、どのような認識に立っておられるのかお伺いいたします。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 保育所保育指針にも定められておりますように、保育所には児童福祉施設としての役割と、子育て支援を行う役割がございます。

これまで、公立、民間といった運営形態にかかわらず、それぞれの保育所が高い保育水準を保ちながら保育所運営に当たり、その役割を果たしてきたものと捉えておる

ところでございます。

ご質問の公立保育所につきましては、これまで地域の子育て支援の拠点となり、さまざまな関係機関と連携してまいりました。この点につきましては、公立民間問わず、その充実に今後も努める必要がございます。

また、公立保育所で培ってきた実績につきましては、広く発信・継承するよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 いろいろ財政的な事情から、なかなか保育の受け皿として公立保育所をふやしていくことが困難だということだったと思うんですね。

しかし、今ある公立の保育所、今、3園しかなくなりました。河川であったり鉄道などで約15平方キロメートルという狭い市域ではありますけども、それぞれの地域の中で公的の子育て支援のための拠点として、また、障害のある子どもの受け入れであったり、国の基準を上回る配置基準などで、摂津市の保育の質を担保してきたのが公立保育所であって、だからこそ、市民や保護者の方から公立保育所への信頼が寄せられていると。子育て支援を充実させていく上で公立保育所というのは、摂津市にとって大変貴重な資源だと私は考えるんですね。

そうした公立保育所の民営化をまた子ども・子育て会議の中で部会をつくって検討していくということでもあります。これまでのこうした委員会、審議会、部会などの議論は、子どもの利益を最善にという議論が行われつつも、最後には財政的な網がかかりまして、やむなしというような結論が導かれてきたという経過が何度もあります。

今度こそ、子どもたちの利益、それから

公的保育の大切さを重視して、事務局が主導して民営化に導くような乱暴な議論は絶対にやるべきではないというふうに思うんです。広く市民の声や保護者の声、耳を傾けて、じっくり議論をすることが必要だと思いますけども、その点のお考えをお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 公立保育所の運営につきましては、国の三位一体の改革により、運営経費や施設建て替えにかかる費用の補助制度が廃止され、一般財源化されておるところでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、第5次行政改革における民間にゆだねるほうが、経費面、サービス面ともに効果的な行政サービスにつきましては、民営化や民間委託を導入していく方針でございます。民間活力の導入により、より効率的、効果的に幼稚園、保育所運営を行うことは、本市全体の就学前教育、子育て支援の充実につながるものと考えておるところでございます。

今後、このような子育て支援施策の充実を念頭におきながら、子ども・子育て会議においてもご意見を伺いながら、民営化について検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 議論で問われているのは、新たに建設する保育所ではなくて、今ある公立保育所の公的責任がどんどん後退していくのではないかということにありますから、しっかり議論をしていただきたいと思うんです。

私、民間保育所が決して悪いというふうにも思っておりません。摂津市の民間保育施設は社会福祉法人、NPO法人が担ってまいりました。摂津市の就学前教育、保育

の方針と連携して進められてきたというふうに思いますが、今、株式会社がこういった保育事業に参入してくる。全国的にも広がっています。利益を追求するべく、株式会社がこういった分野に入ってくることによって、保育施設の指針などが非常に後退しかねない。子どもの命と安全を守ることが脅かされる可能性が出てくるということも指摘をして、市民の声、または保護者の声、また、会議の委員の皆さんの声が真っすぐ生かされるような議論をしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

続いて、学童保育に移ります。同じく子ども・子育て関連3法の制定や、学童保育の設備、運営に関する基準、運営指針などが相次いで国によって示されました。これを受けて、摂津市も設備運営の基準を定めた条例を制定し、施行しました。それからわずか3年ではありますが、指導員を確保できないということで、現行のサービスもままならないというような状況にあるというようなご答弁でありましたが、摂津市の放課後の子どもたちの安全を守る学童保育、簡単に民間に投げ出してしまっているものなのでしょうか。

喫緊の課題である土曜保育の毎週実施など、近隣他市と比べても非常におくれているという実態が示されましたが、民間委託をすれば、そういった問題の解決であったり、条例、基準などで示されている全学年の受け入れであったり、40人の保育の単位、40人学級の実施の道が開けていくのか、その点はどうお考えかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 現在の直営の学童保育室では、指導員不足から現状の保育の質を維持することが精いっぱいである中で、時代に

合った保育の質というものを実現していかなければなりません。

そのために民間事業者のノウハウを活用し、学童保育事業を安定的に継続していく必要があると考えております。

学童保育事業を委託するに当たりましては、社会福祉法人や学校法人、また、保育事業や学童保育事業に実績のある株式会社等が受託者として考えられます。

延長保育や土曜日保育の毎週開室につきましては、委託を実施するに当たっての仕様に盛り込み、実施してまいります。

それと、1クラスの児童数を40人とすることにつきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、1つの支援単位を構成する児童数はおおむね40人以下とすると規定いたしております。

現在は経過措置期間でございますが、平成32年度からはこの規定に基づく運営が必要になってまいります。これも仕様に盛り込む予定をいたしておるところでございます。

また、高学年の受け入れ等でございますが、施設面の制約等の課題がございます。しかしながら、他市では支援を要する児童に限り、受け入れを行っている事例もございます。優先順位をつけながら、高学年の受け入れを行っていくのか、検討する必要があると考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 学童保育が法律や条例上、位置づけられて、学童の指導員の専門性、非常に高めなければならないと、指導員の研修であるとか、それから能力を高めるための基準なども設けられているわけでありませぬ。

そうした中で民間委託がどうしてもこう

いったサービスをしていく上では、民間活力、導入しないと難しいというようなことであると思うんです。

近隣、例えば箕面市、今まで社会福祉協議会にこの学童保育を委託してきたものが、社会福祉協議会が本来の地域福祉に重点を置きたいということで、箕面市の学童保育事業から撤退された。その後どうするのかという議論がされて、民間委託をするのか、新しい法人を立ち上げるのか、市直営で運営をしていくのか議論された結果、市直営を選択されました。

これは民間の学童保育事業そのものがまだ成熟し切っていない。民間会社でさえも学童保育の授業を進めていくというのにおいて問題があったり、また、市場競争性が非常に乏しいというような実態があったというようなことを結論づけておられます。

直接運営をすることによって、学童保育や学校、保護者との連携、意思疎通も回りやすいという点から考えると、本来あるべき学童保育の姿に近づくということで、市直営を選択されております。摂津市も同じようなことが言えるのではないかなと思いますけど、どうお考えでしょうか。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 ご紹介にあった箕面市の事例については、我々も承知いたしておるところでございます。

何分、近隣市におきましても、受託事業者の確保、このことに非常に大きな課題が見受けられております。そのため、我々としましては、大阪府内で委託を実施されている市に視察にまいりまして、視察先において、学校と学童保育室の連携について聞き取りを行ってきたわけでございます。

その中で、民間事業者あるいは株式会社であるとの理由で、支障が生じているとい

うようなお答えはなかったと確認いたしております。

何を置いても受託事業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザル方式が想定されます。本市が策定いたします仕様をきちっと満たす事業者を選定してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 既に実施されている民間業者が、何かしら支障があるとなればこれは大問題であります。学童保育に対して国が示している運営指針には、子どもの権利条約の理念に基づいて、子どもの最善の利益を考慮する。育成支援を推進することや、子どもの発達段階に応じた主体的な遊び、生活づくりを大切にすること。保護者組織との連携、支援、職員の専門性の蓄積、継続性、運営主体の継続性、安定性、学校・保育所等の地域との連携などが記されているわけです。

民間委託等をしますと、短くても5年契約で事業者がころころ変わっていくことになっていくわけで、安定性、継続性、また、地域との連携というものでは非常に問題が起きやすいものになるのではないかなと容易に想像ができるわけです。

こうした国が示している運営指針の内容と、民間委託、とりわけ、利潤追求を本旨としている株式会社の参入、この間に中長期的に考えたらいろいろな矛盾が発生すると思いますが、どうお考えでしょうか。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 さまざま議論をいただいています子ども・子育て会議からの意見書でございますが、今、ご紹介のございました全国的な標準仕様の性格を有します放課後児童クラブ運営指針、この内容を踏まえた上で仕様のほうに盛り込んでまいります。

こういう形できちっと仕様書に盛り込むことによって、利潤を追求する株式会社が担っても、我々は矛盾するものではないと。本市の仕様を実施できる事業者であれば、株式会社等の事業者につきましても、選択肢の1つと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 仕様書にしっかり書き込んでいくということは、これは大事なことでありますが、仕様書に書き込めば書き込むほど、受け入れる事業所の利益というのはなかなか確保できなくなってくる。

要は、学童保育のコストのほとんどが人件費でありますから、結局大事な子どもたちの命を預かる学童保育指導員の仕事が低賃金の労働者によって賄われるということになりかねないのかなということ指摘しておきたいと思えます。きょうは学童保育についてはこのぐらいにしておいて、また議論したいと思えます。

続いて、第1児童センターについてであります。その立地条件から利用者の多くが摂津小学校、味舌小学校、三宅柳田小学校区に集中しています。安威川以南に第2児童センターをつくるべきだと、この間、何度も要望してまいりました。子ども・子育て支援事業計画の中にもこの充実が掲げられていて、安威川以南地域の児童館機能を備えた公共施設のあり方を研究するとも記されています。

安威川以南への第2児童センター、もしくは児童館機能を有する公共施設の設置について、今の状況について、お聞きします。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 先ほども答弁いたしました。が、利用状況は非常に多く、平成28年度の第1児童センターの利用状況は、年間3万41人になっております。近隣の3小学

校の児童が全体の89.6%を占めている状況でございます。

児童センターの機能を広く市民に還元し、広域でサービスを受けられるよう、移動児童館事業の実施や、自主活動の場を提供する団体活動に対する遊具の貸し出しなど、遊びを通して子どもの健全育成を図っております。

今後の施設整備につきましては、第5次行政改革におきまして、公共施設の適正配置を掲げておりまして、市が保有する公共施設全体の方向性を見据える中で研究してまいります。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 第1児童センターの利用、それから評価、非常に高い。子どもたちにも大変喜ばれている。そういう施設だからこそ、地域的にも同じように安威川以南の子どもたち、また、千里丘地域の子どもたちにも利用しやすいように今後とも工夫をしていただくとともに、第2児童センター設置に向けて、引き続き検討を続けていただきたいと要望しておきたいと思っております。

続いて、就学援助費についてです。前倒し支給になるということは、本当に大きな前進だというふうに思います。ご答弁いただいた中で、小学校6年生で2月1日を基準として2月末に支給するということがあります。年度末になりますと、やはり転入が多くなってくる。2月1日以降に転入されてくる。もしくは、家庭のさまざまな事情などによって新たな学校に転入されてくるような児童・生徒もいるというふうに想像できるわけでありまして。

そうなりますと、2月1日基準にいない生徒に対して、入学時に多額にかかる費用の準備金が支給されないことになってしまうんじゃないかなと危惧するわけですが、

弾力的な運営を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 まず、支給基準日となる2月1日におりますのが、就学援助受給対象者でございます。2月1日以降に転出される方につきましては、2月末に支給を行い、転出先の市町村に支給済み、支給予定の通知を送り、二重払いを防止いたします。

逆に、2月2日以降に転入された方につきましては、就学援助の受け付けは2月末までとしておりますために、2月中であれば、3月末に支給できるよう、弾力的な運営をしてみたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ぜひ弾力的な運用をして、すき間がないようにしていただきたいというふうに思いますが、この際、お聞きしておきますが、2月1日の基準日以降、4月に入るまで、転出入する児童・生徒というのは、どのぐらいいるのか、ちょっとお聞きしときたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 平成28年度、これは平成29年2月から4月まででございますが、小学校6年生の転出入者は1名のみとなっております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 人数的には少ないなど。最後まで卒業してから転入するということが多。一般的にはそうかもしれません。しかし、いろんな家庭の事情であったり、または、DVなどによって急遽住所をかえてこられる。住民票は移動できないけど学校だけ移ってくる。いろいろなケースが想定されるわけですね。

その際に4月に入ってから急遽転入されてきた子に対して、今までのとおり、一斉

受け付けの新入学学用品費として8月の支給になるかもしれませんが、そういった子たちにもきちんと特別な事情として運用をすることも必要だと思いますけども、いかがでしょう。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 ご指摘の件につきましては、前市町村、転入元の市町村の状況も見きわめながら、弾力的に運用してまいります。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。今回が中学校1年生の入学時の準備金であります。小学校1年生入学時の準備金についてはいかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 小学新入生、小学1年生の前倒しの支給につきましては、新入学児童生徒学用品費の対象となるランドセルについて、12月に支給を行っていますことや、認定基準となる所得税の算定方法、対象者への周知方法、対象者の抽出等のシステム開始の課題がございまして、検討する必要があります。

しかし、文部科学省からの通知や保護者の経済的な負担の軽減を図るため、できるだけ早期に実施できるように検討してまいります。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 前向きに早急に検討して実施をしていただくように要望しておきたいと思えます。

次に移ります。洪水浸水想定区域防災計画についてです。最大規模の降雨・洪水に係る浸水想定区域や深度に加えて、新たに浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫区域なども示されました。どのようなもので摂津市域にどんな影響が出るのか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 今回新たに示されました想定の中身につきましてのご質問にお応えいたします。本年6月に公表されました淀川水系洪水浸水想定区域図におきましては、24時間に360ミリの降雨を想定して作成されたものでございまして、1000年に一度程度の確率となっております。

また、今回は浸水継続時間と家屋倒壊等氾濫想定区域も新たに追加されております。この浸水継続時間につきましては、洪水時に避難が困難となる50センチメートル以上の浸水深が継続する時間の目安をあらわしたもので、家屋倒壊等氾濫想定区域は家屋が流出、倒壊等のおそれがある範囲をあらわしたものでございます。

なお、本市の浸水想定面積は8.2平方キロメートルで、これまでの想定より縮小しているものの、最大の浸水深が7.3メートル、平均の浸水深が4.7メートルと、これまでの想定よりも高い値となっております。

また、浸水継続時間につきましては、最大で約15日、家屋倒壊等氾濫想定区域は、3.4平方キロメートルとなっております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 深度が深くなって、50センチ以内に水が引くまでに2週間かかるということで、近隣各市と比べると、非常に摂津市は、とりわけ、復旧に時間がかかる地域ということでもあります。深度の深さと合わせて、現在の避難所であったり、そこに至る避難経路であったり、または、避難生活が長引くことを想定して、備蓄の問題などについて、どのようにお考えになっておられるか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 避難所につきましては、水

害時には小学校、中学校、公民館、体育館を緊急避難場所としておりますけれども、淀川氾濫時におきましては、安威川以南の全ての公民館や鳥飼体育館は浸水により使用できない状況が考えられます。

また、地域から小・中学校などの公共施設への避難距離は1キロメートルを超える場所もありますことから、高齢者や障害のある方などは避難する際にご負担になると考えております。

このことを補完するために3階以上の民間施設等においてご協力をいただき、緊急避難場所の協定締結を進めていく必要があると考えております。

現在、民間施設等の緊急避難場所につきましては31か所ございますが、そのうち安威川以南地域につきましては、摂津支援学校、とりかい高等支援学校等の公的な施設と、アトリウム南摂津等の民間施設を含めまして、計16か所ございます。

次に、備蓄の状況でございますが、大阪府の地域防災計画で示されました備蓄方針に基づきまして、本市では最大規模の被害をもたらす上町断層帯の直下型地震で避難市民1万1,000人を想定しており、乾パン1万6,320缶、アルファ化米等を1万4,700食、備蓄水1万8,120本、その他毛布や紙おむつ等、生活必需品を備蓄いたしております。

なお、食料につきましては、市備蓄分、あるいは府備蓄分を合わせまして、おおむね1人当たり4食程度の備蓄となっております。

地震等、水害時、いずれにおきましても、府、市の備蓄には限りがございますので、市のホームページや出前講座、自主防災会の訓練等の機会を通じまして、各家庭で3日から1週間程度の備蓄が必要となること

を啓発させていただいているところでございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2週間ほど水が引かないという状況でありますので、1人4食というのは非常に少ないなという印象を受けております。

この際、もう一つお聞きしときたいんですけれども、今回これは淀川の氾濫の場合であります。摂津市域の場合は、やはり安威川の氾濫が、リスクが非常に高いというふうに感じます。

今回の水防法では最大規模の降雨を想定して、こういった区域を市民の皆さんにも知らせるといふことでもあります。安威川の氾濫の想定区域などについてはどうなっているのか、この際お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 安威川増水時におきます対策のご質問でございます。本市域は、淀川を初め、6河川の一級河川がございまして、議員がご指摘のとおり、大雨時におきます安威川の水位につきましては、淀川に比べ、水位の高まりが非常に早く、特に注意が必要と感じているところでございます。

直近では、平成26年の台風11号の影響で安威川が氾濫危険水位に達しましたことから、避難勧告を発令した経緯がございます。安威川に特化した対策につきましては、茨木土木事務所と連携いたしまして、昨年度に鶴野橋、今年度は宮鳥橋に河川カメラを設置いたしました。河川ごとの水位に対しまして、避難判断等の基準がございますので、市民の皆様に対して安全な場所へ早期に避難していただくよう、避難準備、高齢者等避難開始、また、避難勧告等を適切なタイミングで発令してまいりたいと考えております。

また、テレビやインターネット等、さまざまな形で情報収集を行っていただくよう呼びかけも行っているところがございます。特に安威川につきましては、淀川以上に身近な川ですので、注意が必要というふうに感じております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 最大降雨の場合の想定でありますから、むやみに危機感をあおることがあってはならないと思いますが、1000年に一度の雨といっても、これは昨今のゲリラ豪雨の降り方、状況で見れば、あす起こるかもしれないようなものでありますので、対応をしっかりといただきたいというように思うわけですが、災害から命を守るという点で、自助・共助・公助、この3つのことがよく言われます。自分の命は自分で守る。地域で助け合って地域で地域を守る。これは防災を考えるときに重要な視点だと思っております。

しかし、その土台には公助がなければならぬわけですね。堤防の強化などという施設面と合わせて、ソフト面での公の責任が問われると思います。防災・減災、救援・復興の役割について、公助の役割についてお話しください。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○井口総務部長 公助につきましては、行政が実施するもので一定限界がございますが、議員がご指摘のとおり、災害から命を守るためには主体的な自助・共助も必要になってこようかと思っております。

現在、取り組みを進めております地域防災マップづくりや、淀川河川事務所と連携いたしました、まるごとまちごとハザードマップなどの啓発活動等を通じまして、市民の皆様の防災意識や避難意識を高めていただけるような環境づくりに、引き続き取

り組んでいく必要があるかと思っております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ちょっと時間がありませんので、このぐらいにしておきたいと思いますが、摂津市の責任で市民の皆さんに防災の意識等を醸成していただくように頑張りたいと思います。

次に、旧市営鳥飼野々団地跡地へのコミュニティセンター建設についてであります。こちらについてはもう既に団地がなくなって6年になります。市長もコミュニティセンター構想について、今までお答えをしてきていただいておりますので、今後の考え方について、市長から見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいたします。旧市営鳥飼野々団地跡地のご質問だと思いますけれども、摂津市のコミュニティプラザが出来たときに、安威川以南のほうからそれなりの施設づくりの要望が相次いでおったと思いますが、当初、コミュニティプラザが完成してから検証して、また、安威川以南にもというようなことを言っておったと思います。

そんな中、南摂津駅での用地の選定。そして、施設の建設。これを計画しておったと思います。

安威川以南は、少し規模は小さくなっても、何らかのコミュニティ施設を建設したほうがいいのではないかと。これもお話ししてきたと思います。

その上に立って計画を進めてきました。まず、老朽化、耐震化の問題を抱えている別府の公民館に絞って、別府のコミュニティセンターの建設につながったと思います。さすれば次、旧市営鳥飼野々団地跡地はど

うなんねんという話になるのが、これが普通の流れですが、そんな中、市制施行50周年という大きな節目を迎え、そしてまた、オリンピックの日本誘致が決定した中で、何か記念事業を考えられないだろうかというところで、総合体育館構想、これが出てきたわけでございます。

さすれば、さっきお話ししました点も踏まえて、鳥飼地域にその構想の実現をしたい。そういった方針を示したところでございます。

旧市営鳥飼野々団地の跡地につきましては、この今の総合体育館構想、これをしっかりと見据えた上で、先ほども話がありましたが、市全体の公共施設の配置をチェックする中で、どういうテーマになるかわかりませんが、コミュニティ施設等々を今後検討していくことになるかと思いません。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 地域の公共施設、集会所も含めて住民自治・地域福祉協働の取り組み、摂津市のまちづくりの基本をなすものでありますので、市民参加でしっかり議論していただきたいと求めておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、1点目のスマートフォンアプリを活用し、健康・子育て・イベントなどの市政情報を提供できるシステムの構築についてでございます。今回はこのスマートフ

オンアプリを活用してという観点から質問させていただきましても、何度もこの本会議を通しまして、ご提案をしております。SNSでございますフェイスブックあるいはツイッター、そして、ユーチューブなどを通じて、迅速に市民の皆様へ市政情報を伝達してはどうかというご提案をしております。

もう一つは、教育委員会のほうでされておりますせつ安全安心メールシステムを活用して、必要な方に必要な情報をメールとして配信してはどうかというご提案もしてまいったわけでございます。

そして、摂津市におきます人口ビジョンあるいは、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改めてちょっと見ておきますと、やはり摂津市におきましても、子育て世代や若い世代の転入、そして、定住が市の重点課題となっておりますことを改めて認識をしたわけでございます。

その観点から若い世代や子育て世代をターゲットにいたしました積極的な情報発信が重要な役割を果たしているという認識をしておりますが、取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

そして、2点目でございます。前回の定例会から1か月ほどしかたっておりませんが、この総合体育館の建設について質問させていただきたいと思っております。総合体育館の建設とスポーツグラウンドの充実についてでございます。

民生常任委員協議会でも説明がありましたが、総合体育館の建設についての改めて進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

そして、3点目でございます。まちごと元気！スニーカー通勤の実施についてでございます。先日、うきうきせつウオーキ

ング、大正川河川コースに参加をさせていただきました。私、101番目に受け付けやったんですけども、あと3名ほど来られて、100名以上の参加がありまして、皆様とご一緒に大正川を、距離の表示を見ながらウォーキングをさせていただきました。

そんな中で、86歳だったと思います。元陸上の選手をされていた方と一緒に歩かせていただきまして、いろんな話をさせていただきました。摂津市の取り組みとしては、協働ということを掲げておりますという話の中で、今回、市職員の方にもスニーカー通勤をしていったらどうだという観点で質問をさせていただきたいと思います。

まず、この1点目で職員の皆さんの健康管理、そして、健康増進の取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 子育て世代や若い世代に向けた情報発信についてのご質問にお答えをいたします。

全国的に人口減少、少子高齢化を迎えており、本市にとってもまちづくりに大きな影響を与えているという認識でございます。

子育て世代や若い世代の転入・定住はまちの活性化を左右するものであるという認識をいたしております。

本市がどのようなまちで、たくさんのよいことがある旨をお伝えすることは非常に重要であると認識いたしてるところでございます。

とりわけ、インターネット等での情報発信は、子育て世代や若い世代の方々に情報をお届けする手段といたしましては、有効

であると考えております。

さきにも述べましたが、現在、ホームページのリニューアルを進めており、手軽にいつでもどこでも情報が得られるよう、わかりやすく探しやすいものにしてまいりたいと考えております。

続きまして、スニーカー通勤等々につきまして、本市の職員の健康管理についての状況でございます。

毎年実施をいたしております定期健康診断や人間ドックの受診結果に基づき、有所見者に対しまして、各疾病への対応について、また、経過観察等と判定されました職員に対しては、運動や睡眠、食生活などの生活習慣の見直しなど、疾病予防に関する対応について、産業医の先生を初め、産業医療スタッフによる指導・助言を行ってるところでございます。

また、職員の健康増進についてでございますが、年1回でございますが、体力測定を、消防庁舎をお借りをして行っております。筋力であるとか、瞬発力、柔軟性などの測定項目がございます。職員自身の体力年齢を知る機会にもつながっているというところでございます。毎年80名から100名前後の方が参加をしており、測定を行っております。

自身の健康について改めて見直す機会として、全職員に今後とも呼びかけてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市民生活部理事。

(小林市民生活部理事 登壇)

○小林市民生活部理事 総合体育館建設の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

総合体育館の建設につきましては、平成29年3月に総合体育館建設基本構想・基本計画審議会から答申をいただき、建設予

定地をスポーツ広場としていることから、屋外競技に大きな影響があると考えられるため、関係団体との合意形成や屋外競技の代替策などについて、十分ご理解いただけるよう、丁寧な説明を心がけるようにという意見がされました。

この意見を踏まえ、関係団体との合意形成のため、特に屋外競技団体の方々に学校施設等の既存施設の活用や、今後予定しております青少年運動広場の改修に向けてのご意見をお伺いしております。

既存施設や青少年運動広場が代替策として機能するのか、今後検証してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、1点目のスマートフォンアプリを活用した市政情報の発信についてであります。

インターネットでの情報発信は、子育て世代や若い世代に情報を届ける手段として有効であると考えられ、現在、ホームページのリニューアルを進めておられますが、どのようなことを意識されて、構築に向けて取り組んでおられるか、内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 ホームページについてのご質問でございます。ホームページにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、来年4月に更新の稼働を目指して、現在、リニューアルの作業を行っているところでございます。

議員からもございましたように、近年の社会状況の変化を受けて、スマートフォンでの閲覧等々を意識して検討しております。また、検索機能が大変重要であろうという認識のもと、キーワードとして施設であるとか、組織、場面、さまざまな項目の情報

から検索できるような工夫を行い、利便性を高めてまいりたいと考えております。

さらに、子育てや学校、市の紹介サイトを改良いたしまして、市内外にかかわらず、子育て世代や若い世代が知りたいと思う情報を発信できるようなホームページに改修してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 スマートフォンでの閲覧を特に意識しながら、市内、そして、市外にかかわらず、子育て世代や若い世代が知りたいと思う情報を発信できるホームページにしていくという考えであったと思っております。

ここで現在、さまざまな自治体がこのスマートフォンアプリを活用した市政情報の発信などを行っておられますけども、本市も導入できないかということで、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 スマートフォンアプリのご質問でございます。市政情報の発信の手段の1つといたしまして、スマートフォンアプリを独自に開発され、情報発信をされておられる自治体があるということは、認識はいたしております。

しかしながら、開発費用に負担がかかるであるとか、毎年の運営経費も必要となっております。そのようなことを総合的に勘案いたしまして、費用に見合った効果が出るのかどうかも含めて、利用者にとって利点がなければならぬというふうと考えており、現時点では少し難しい問題であるという認識をいたしているところでございます。

現在、リニューアルを進めておりますホームページについて、デザインや分類の変更なども行っております。機能の向上を行ってまいりたいと考えております。また、

国が進めております電子自治体実現のための施策の中で、さまざまなサービスが検討されておりますことから、引き続き、国の動向を注視し、情報発信の手段につきまして、研究してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 まずホームページのリニューアルをして、そしてその後、またそういった構築を、国の動向も見ながら検討していくというご答弁だったと思います。

ちょっと事例を紹介したいと思うんですけども、千葉県の千葉市、ここもスマートフォンアプリを開発して、実施をされております。ちばレポというんですけども、僕もちょっと携帯電話にダウンロードしている使ってみたんです。

この千葉県の千葉市では市内で起きているさまざまな課題、例えば道路が傷んでいるであったり、公園の遊具が壊れているといった地域での困った課題、これらをこのちばレポというアプリを通して、市民の方からそのアプリを通して行政に知らせると。

例えばこの道路がへっこんでますと。そしたら、市の関係課の方がそのアプリの情報を見て、そこを直して、またレポートをされる。そして、そのやりとりをほかの市民の方も見られるといったコミュニケーションツールとして非常にすごいことをやっておられるなという観点で思ったんですけども、そういう使い方を実際今もされているということであったわけでございます。

今回、このアプリの導入、私は提案させていただきましたのは、摂津市というのは14.87平方キロメートルでコンパクトなまちでありますけども、すごく人間力というのはすばらしいものがあると思うんです。こどもフェスティバルであったり、鳥飼のほうではわいわいガヤガヤ祭であった

り、そして、コミュニティプラザを利用してNPO法人の方たち、摂津まるごとプロジェクトの方たち、若い世代の方もすごく活気にあふれたイベント等々を開催されておられます。

そういう方にご意見を聴きながら、摂津市でアプリを開発しようと思っているんです。どのようなアプリがいいですかという、そういう検討部会を立ち上げていただいて、手づくりで協働でさまざまな意見を聴きながら、摂津市は全国にどういうことを発信したらいいですかというふうな、そういった協働で取り組んでいくことが非常に大事ななというふうに思ったわけでございます。

先ほど市長公室長からご答弁がありまして、予算がかかると言われていました。初期に100万円から200万円ほどかかると思います。そして、ランニングコストもかかると。私は1,000万円から2,000万円ほど例えばかかったとしても、これは本当に大事なことだと思しますので、どうか前向きに検討していただきますよう、これは要望としておきます。

そして、2点目の総合体育館の建設についてでございます。やはりハードルとなっておりますのは、屋外競技の方たちが、スポーツ広場に総合体育館が建ちますと、グラウンドが狭くとなるといったことがあるのかなというふうに思っておるわけでございます。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、代替策として既存施設の活用を検討ということですが、現在、土日祝の青少年広場の使用状況のほか、企業グラウンドや大阪府立とりかい高等支援学校、山田川運動広場、旧三宅スポーツセンターグラウンドの使用状況について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部理事。

○小林市民生活部理事 青少年運動広場の使用状況のほか、企業グラウンドや大阪府立とりかい高等支援学校、山田川運動広場、旧三宅スポーツセンターのグラウンドの使用状況につきましてのご質問にお答えいたします。

青少年運動広場の土日祝日の稼働率は、各種スポーツの練習や大会等に利用されていますことから、9割を超えている状況でございます。企業グラウンドや大阪府立とりかい高等支援学校の開放につきましては、年間で市民の方に開放される日数や競技種目の条件が限られておりますけれども、開放日はほぼあきがなく利用されている状況でございます。

また、山田川運動広場、旧三宅スポーツセンターグラウンドにつきましても、競技種目の条件が限られているところがございますけれども、土日祝日は多くの方にご利用いただいている状況でございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 ほぼあきがなく利用されている状況であるということでございます。

次に、学校体育施設の開放事業における運動場の使用状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 学校体育施設の開放事業における運動場の使用状況についてのご質問にお答えいたします。小学校の運動場は、土日祝の稼働率は約9割となっております。中学校の運動場は部活動で使用しておりますことから、部活動のないテスト期間中のみの使用に限定されます。したがって、学校開放で使用できる枠にほぼあきのない状況であり、各学校の体育施設開放委員会において、使用団体の時間等の調整を行い、

使用していただいている状況でございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 この小・中学校の学校開放での使用できる枠にほぼあきがない状況であるということでございます。

もう一つお聞かせいただきたいんですけども、市内の公園をスポーツ広場として有効活用できないか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 公園内の広場の活用についてのご質問にお答えいたします。公園は地域の方々が休息、散歩、レクリエーションなどに利用される施設でありまして、オープンスペースの確保が必要となっております。広場などのオープンスペースでは、グラウンドゴルフや子どもたちの遊び場、ボール遊びなど、多くの方々に幅広く利用されております。スポーツ広場としての整備、活用につきましては、市内の公園の規模が小さく、スポーツ施設を確保しますと、公園本来の機能が確保できなくなりますことから、広場の活用は困難であるものと考えております。

しかし、公園内におきましても、スポーツの目的で自治会や子ども会などが使用されることもあり、その折には責任者の監督のもとに他の利用者に配慮されながら、利用されている状況であります。本格的なスポーツは困難でありますけれども、利用者相互の理解のもとに有効に活用していただきたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 公園のほうもグラウンドとして活用するのは非常に厳しいというご答弁であったと思っております。公園を活用するのであれば、やっぱり2ヘクタール以上の広

さが必要であるのかなというふうに認識をいたしました。

例えば私の家の近くなんですけども、庄屋公園という公園があります。その庄屋公園は責任者の方の監督のもと、子どもたちが野球であったり、サッカーであったり、練習ですけども、されている風景をよく見ます。そこはグラウンドゴルフもされておりますけども。そして、庄屋公園におきましては、地域の方にほんとに守っていただいておりますけども、ちょっとした工夫で防球ネットを設置していただいで、私は利用できないかなというふうに思うわけでございます。

このように総合体育館の建設に向けて少し今とまっているのは、グラウンドの充実という問題が、非常にウエイトが高い。どこかに摂津市のこの狭い市域でありますけども、中にグラウンドはないものかなというふうに考えるわけでございます。

そんな中、私も何度かご質問させていただきましたけども、千里丘新町に出来ました防災機能を備えた明和池公園でありますけども、有事はもちろん、災害が起こったときには避難する場所でありますけども、平時はやはりスポーツができる環境にしてほしいということでご要望させていただいたわけでございます。

しかし、その近くにたまたま吹田公舎の跡地ということで、山田川運動広場を建設していただきまして、多くの方が利用されて、喜んでいただいているわけでございます。そして、現在、解体工事をしております旧味舌小学校跡地でございますけども、そこも空地はできるならばグラウンドとして建設をしていただきたいと思うわけでございます。これは要望としておきます。

たまたま現在、安威川以北のほうでは摂

津小学校が増築工事をしておりまして、グラウンドが使えない。そして、旧味舌スポーツセンターも解体工事をしておりますので使えないといった現状があるわけでございます。

もう一度、公共施設を見直していただきまして、どこかの場所で鳥飼八町のほうも土地があるように、私は認識をしているわけでございます。公共施設の土地を利用して、グラウンドをつくっていくことが大事だと、体育館の建設はもちろん、東京オリンピック、パラリンピック、2020年の開催を目指して、子どもたちの夢の実現ということで、市長は市政方針で述べていただきましたので、諦めずに総合体育館の建設は進めていただきまして、あわせてグラウンドの確保というものをきっちり計画的に進めていただきたいなと思いますので、これは要望としておきます。よろしく願いいたします。

それから、3点目のまちごと元気！スニーカー通勤の実施についてでございますけども、1回目で職員の皆さんの健康管理、そして、健康増進の取り組み状況についてご答弁をいただきました。

ことしの10月にスポーツ庁がスニーカー通勤など、歩きやすい服装を推奨するキャンペーン、「FUN+WALKPROJECT」を来年の春にスタートすると発表されました。20歳から40歳代のビジネスパーソンのスポーツへの参画、人口の拡大を通じて、国民の健康増進を図る官民連携プロジェクトでありますこの「FUN+WALKPROJECT」を開始し、国民の健康増進を目指していかれますが、まさに今摂津市におきましては、国立循環器病研究センターを中心とした健康医療のまちづくりをこれから進めていくわけでござい

ます。

健康増進を目的とした市職員の皆さんのこのスニーカー通勤を実施することについての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 議員からもご紹介がございましたスポーツ庁が来春取り組もうとされておられます「FUN+WALKPROJECT」については、認識をいたしているところでございます。

本市の職員におきましても、健康が損なわれるということが、場合によってはありますか、やはり職員の健康が市民サービスの維持・向上につながっていくということは、強く感じております。

スポーツ選手におかれましても、心技体が充実をしていないと記録が伸びないであるとか、自己記録を更新しないであるとか、そういう言葉が発信されるのと同じように、我々職員におきましても、心技体をやはり充実して職務に当たるといことが我々、人事健康担当といたしまして、認識していく項目であるというふうに考えているところでございます。

本年度、特定検診の対象者でございます40歳以上の職員にアンケートを実施いたしましたところ、週1回程度の運動の実施率が31.5%というような状況でございます。議員のほうからご紹介がございましたスポーツ庁も数字を示されておられまして、年齢別の運動の実施率で低い値で31.6%が40代というような数字もでございます。

しかし、成人全体では42.5%というような数字になっております。我々としてはやはり運動の実施が健康につながると。適度な運動の実施が健康につながるもので

あるということも考えておりますので、今後とも市の安全衛生委員会、また、個別指導が必要な方につきましては、個別指導の機会を捉えまして、私生活の中での生活習慣病等々の予防に寄与してまいりたいと考えております。

ご紹介がございましたスポーツ庁の取り組みにつきましては、我々としても今後、注視してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁いただきましたノー残業デー、ノーマイカーデー、クールビズとあわせて、ウォーキングデーをつくらせていただきまして、ぜひ実施していただきたいと思えます。

私自身、こういう質問をさせていただくに当たりまして、現在もスニーカーできょうは来させていただいたわけでございます。1つはふれあいマラソンに出場するためにも今からトレーニングを開始させていただいているわけでありまして、副市長も歩いてご自宅から市役所に行かれる姿を私は子どもの見守りをしておりまして見させてさせていただいておりますし、市長公室長も自転車で来られておられます。市長も先日、撰津小学校の防災訓練があったときには、朝礼台から跳んでおりられていたのを見まして、スニーカーやったらよかったのかなというふうにちょっと思ったわけでございます。

いろいろ現在でも多くの職員の方が運動しながら、工夫をしながら、通勤等々、休みの日もジョギングされている方もいらっしゃいます。職員の方につきましては、このコースを、公共交通機関を登録されているのを変更してウォーキングする。コースを外れてするのはちょっと難しいというふうにお聞きしております。

です。できたら例えば最寄りの駅まで自転車で走っているとします。それをちょっとたまには、週に一、二回、ちょっとウォーキングしながら駅まで行って市役所まで行こうと。公共交通機関を使いながら、市役所まで行こうというふうなちょっと工夫をしていただきまして、ぜひこのスニーカー通勤、僕、勝手に名前をつけていますけれども、実施をしていただきたいと思いません。

これはまちごと元気！とつけさせていただいておりますのは、やはり一体となって、今、市内ではウォーキングコースを10コースつくって、健康づくりをしていこうということで、市民の皆さん、取り組んでいただいているわけでありまして、職員の皆さんも同じ思いに立って、どこか健康づくりをしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。

自治会加入率について、空家対策について、学童保育室の民間委託についてという件に関しては、これは何度と私も以前から質問をさせていただいて、なかなか目に見えた、そして、前向きな結果が出ておりませんので、改めてさせていただきます。

まず、自治会加入率についてですけれども、現在の自治会加入率が57.8%と聞いております。

先日、摂津市自治連合会で作成をされた

平成28年度の10月に自治会の組織等に関するアンケートということで、アンケートをとられたわけでございますけれども、その中で平成20年度では、加入率は68.5%だったのが、平成28年度には58.4%。10ポイント以上低下しておるわけでございます。そして、現在57.8%ということでございますけれども、自治会加入率低下について、市の認識と対策についてお聞きしたいというふうに思います。

続いて、別府コミュニティセンターの運営についてですけれども、11月19日に第1回別府コミュニティセンターまつりが開催をされました。

そのときに私も参加をさせていただいたんですけれども、以前の別府公民館の利用料と比べて高くなっている。別府公民館と同じような使用の仕方、施設が公民館からコミュニティセンターにかわっただけで料金が高くなった。このままであれば、コミュニティセンターの利用をやめようかとみんなで言うてるねんというような相談を受けたんであります。

さきの決算審査に伴う民生常任委員会で別府コミュニティセンターの利用率が他の施設に比べて低いのではないかと、利用率を高めていかなければならないのではないかとというような質問をさせていただきました。別府コミュニティセンターの利用をやめようかというような声が出てはいけないと思っておりますけれども、市の見解をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、空家対策についてですけれども、昨日、光好議員も質問をされておられましたけれども、平成28年度、平成29年度で、空家等対策庁内調整会議において、どのような取り組みをされたのかお聞きをしたいというふうに思います。

そして、次に今後の方向性について、どのように考えておられるのか、そして、また進めていこうとしているのかをお聞きしたいというふうに思います。

また、現在の空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家となっていない連棟長屋の一部住戸の空家対策について、どのように考えているのかお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、学童保育室の民間委託についてですけれども、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、学童保育室の位置づけが明確となりました。本市におきましても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定をされました。

他の議員の質問で、市が実施する学童保育室については、指導員の確保や少数校では採算が合わない。また、民間事業者の力が必要であるという答弁でありますけれども、市以外の民間事業者が学童保育を実施しているところがあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

1回目は以上でございます。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。市民生活部長。

(野村市民生活部長 登壇)

○野村市民生活部長 自治会加入率低下についてのご質問にお答えいたします。日々、地域の環境美化や、防災・防犯など、さまざまな取り組みを通じて、魅力あるまちづくりに大きな役割を果たしていただいている自治会に対しましては、行政として協働における最も重要なパートナーであると考えております。

近年、高齢化に伴う役員の担い手不足、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、隣近所とのコミュニケーションの希薄化な

どに起因し、年々、会員数が減少していることにつきましては、大きな課題と認識しております。

従前から地域活性化事業補助金や環境美化活動への支援等を行っておりますが、平成28年度におきましては、自治会役員の方々へ、自治会活動の参考となるようにと作成しました自治会活動ハンドブックを配布させていただきました。

さらに10月には、自治会の組織等に関するアンケート調査を行い、内容を集計し、有識者による所見を付し、各自治会へフィードバックし、活動の参考や情報の共有を行っていただいているところでございます。

続きまして、別府コミュニティセンターの運営についてのご質問にお答えいたします。別府コミュニティセンターにつきましては、先ほど、議員のご質問からもありましたとおり、本年11月19日、地域の方々やセンター、クラブの方々で構成された実行委員会によりまして、第1回別府コミュニティセンターまつりが盛大に開催されました。

12月には開館後1周年を迎え、この間、講座やエントランスイベント等を開催する中で、利用件数に関しましても徐々にふえてきているところでございます。

本施設の使用料につきましては、コミュニティプラザや市民ルーム等の公共施設の使用料設定の考え方に準じて設定されたものではございますが、別府公民館から引き続きご利用いただいているの方々に対しましては、使用料負担をお願いすることから、負担軽減のための減免制度を設けるとともに、激変緩和の措置も講じております。

利用率の向上につきましては、今後も施設のPRに努めるとともに、各種講座等を開催し、受講者には継続して活動ができ、

また、クラブの結成へとつなげられるよう、支援を行ってまいります。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 空家対策についてのご質問にお答えいたします。まず、空家等対策庁内調整会議の取り組みといたしましては、管理不全の困った空家に対して空家等対策の推進に関する特別措置法を適用し、行政関与のもとに円滑な執行を図るための多岐にわたる課題や問題点について、調査・研究に取り組んでおります。

また、所有者の特定に係る庁内関係課の協力体制や対応方法、個人財産である空家に対する行政の関与などについての課題の抽出にも取り組んでいるところであります。

次に、今後の予定といたしましては、平成30年度では大阪府からも指導のあります空家対策に関する基本的な方針などを定める空家等対策計画の策定に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の実行性につきましては、行政の権限として、特に悪影響の程度が著しいものを特定空家等と指定することにより、空家の所有者に対し、助言・指導から勧告・命令、最終的には強制撤去まで行うことができるようになります。

しかし、連棟長屋につきましては、一部のみの空家では、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象にはなりませんことから、現在のところ、対応が困難であると考えております。

この問題に対しましては、大阪府も注視しておりますことから、国に対する法改正など、大阪府とともに引き続き要望してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学童保育室の民間委託についてのご質問にお答えいたします。学童保育事業につきましては、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しております。同条例には基本理念を初め、設備の基準、職員の配置等が規定されており、民間事業者が新たに事業を開設される場合には、この基準を満たしていただく必要がございます。

本市におきましては、本条例に基づき、民間事業者が学童保育事業を実施しているというケースは現在のところございません。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答方式でお願いしたいというふうに思います。

自治会の加入率についてですけれども、自治会だけでなく、例えば老人クラブ等の会員や、民生委員・児童委員も欠員があったりというふうなことで、なかなか手とか、その確保に大変苦慮をされているのはもうわかっておりますけれども、あわせて自治会も含めてその対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 自治会だけでなく、市内のさまざまな団体においても、先ほどご答弁させていただきました自治会加入世帯数減少と同様の理由により、会員や委員が減少の傾向にあると認識しております。

このような課題を認識し、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会により、以前から意見交換会などを行われており、その1つの取り組みに本市も加わり、昨年11月にみんなが育むつながりのまち摂津を実現するために

協働のまちづくりの推進に向けた新しい第一歩をともに手を携えて踏み出そうと、共同アピール、「つながりのまち摂津をみんなで育もう」が行われました。

この共同アピールに基づき、来年2月を啓発強化月間と定め、市内の公共交通機関や大型商業施設前などで啓発活動や研修会などを展開される予定でございます。

このように団体が主体となる活動を通じて、地域の方々に親睦や共助の大切さを認識していただくことで、各団体の会員の増加や委員のご就任へとつなげ、団体の活性化やさまざまな活動が活発に行われるよう、協力し合いながら、取り組んでいきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 市長にお聞きをしたいというふうに思いますけれども、昨日、市長はマンション建設を進めていき、人口増加というふうなそういうふうな発言をされたというふうに思いますけれども、マンションに住んでおられる方というのは、比較的そこに自治会がなかったりとか、もしくは隣近所のつき合いをおっくうとして、地域コミュニティを避けられるというか、そういうふうな方が多いと思いますけれど、マンション建設を進めていくということになると、要するに自治会に加入する加入率というのが、下がってくるというふうなことになると思うんですけれども、その点どのようにお考えなのか。

そして、この10年ほどで自治会の加入率が10ポイント以上下がっているわけでございます。今で57.8%ですから、あと数年もすると、加入率が50%を割ってくると、そういうふうな状況にもなると思うんですよね。

今、50%以上で、多数ですから、自治

会に入っていない方に例えば説明をするに当たっても、自治会に入っているほうが多数の考えなんですよというふうなことが言えると思うんですけれども、今度50%を割った場合に、おたくらのほうの考えが少数ですよと言われてしまうと、ほんとに自治会活動というのが、もう自治会自身のあり方というのが、どうにかなるような問題だというふうに思うんです。

その辺、市長はどのようにお考えなのか。そして、このアンケートの中で、自治会運営などに対する意見、提案があったらというふうなことで、その中で「自治会に加入をしないと生活しにくいまちづくりをすること。」「市の住民税から自治会費を出資する。」「市民全員が自治会員となり、加入・未加入が関係なくなる。市として各地区自治会へ加入義務化とする。」「任意加入とすることで未加入が多い。」「条例で強制性を持たせてはいかが。」「任意団体の中途半端の状態では加入者はふえない。個人情報保護とかで近所同士の相互協力の精神を行政が壊している。」「未加入世帯への行政よりの積極的アプローチ。」「とかいうような、自治会長からもそういうふうな意見があるわけですね。

そういうふうな意見がある中で、今ずっと自治会の加入率が減ってきているわけでございますけれども、それを市長は今後どういうふうに、市長の考えとしては自治会への加入をふやしていこうというふうな考えだというふうに思うんですけれども、その点、どのような考えを持っておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。きのうの話は、マンションを建てたい言うてんの違うんです。今、人口増加

傾向にある所は総じてなべて、全てとは言いませんけれども、大型マンションが建っているところが人口増の傾向にあるということを示し上げたわけでありまして、摂津市も人口が減るところか逆にふえている1つの要因は南千里丘であると。

それは何やねんと言うたら、タワーマンション、大型マンション、これが寄与していることを言ったんで、大型マンションをどんどん建てようという意味じゃないんですが、それでなおかつ、さっき言われたような自治会意識も持っていただければ、それにこしたことはないんですが、まずは立地条件がないから、もうそのこと自体思うんです。マンションは大きかろう小ちゃかろう、コミュニケーションは確かにおっしゃるとおりです。

1つは、私、マンションに住んだことないので、見聞きする範囲では管理組合というのがそれぞれあります。管理組合がその機能を果たして、みんな別に自治会に入らなくてもそこで共益費ですか、何か払って、意思を集約してることになってるんかなと。ちょっとわかりませんがね。その辺が、少し自治会活動、地域とのつながりに何か要因としてあるんじゃないかな、そんな思いをしています。

自治会の加入率については、もう以前から何度も何度も議会、我々も皆さんおっしゃる以上に何とかという気持ちで取り組んできております。現在、57.8%、これは摂津市のみならず、近隣各市、日本社会の今の課題ではないかなと思っています。

その点、摂津市は狭い市域で、いつも言っていますように、山、谷なくみんなお互いに顔の見えるまちなんでね。何かしようとするときには、一緒にやろうやないかというふうな気風は一方で育っているまちだ

と思います。でも、自治会、老人会、子ども会等々、加入率がどんどん減っていく。

きのうもちょっと言いましたけれども、1つはやっぱり極端な少子高齢化、これは直接、間接、関係あるんじゃないかな。もう一つは、これも何遍も言っていますけれども、インターネット、便利なもんが出来ましたけれども、お互いの会話、自分だけじっと機械との対話みたいなことが、これが悪い方向に行ってしまう傾向もあるんじゃないかな。

そういう意味では、アンケートをとった答えとしていろんな考え方、今おっしゃったような話が出ております。これは今に始まったことじゃないんですが、私が市長になったときにすぐ自治会の会員が減ってしまうぞと。まずごみをとるな、広報を配るなというような極端なことを言いました。そんなことできまへんと。市民税を皆さん払うてはんに、これは広報をお配りし、ごみもとる市役所には義務が生じるというふうな話でそれもできませんでした。

情けないけれども、何か1つの制約をしないと、その形にならないというのは、ほんとは、それはよくないことですが、そのことをしてでも、皆さんのために最終的には自治会に入られてよかったなという思いを持っていただけるような、我々はそういう気持ちでやるんだから、何とかそういうこともできないかなと内部で検討したんですけれども、結果的にはなし得てない。

でも、今回のアンケートでまたいろんな意見が出てますから、やっぱりそれを一つ一つ点検、チェックして、その可能なものについてはやっぱりその可能性を探っていくかなんなどは思っております。

答えになっているかどうかわかりませんが、自治会の加入率の話、今後の予

想されるその弊害といたしますか、社会問題について、問題意識は全く同じでございますので、ご提起のほう、お受けしたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 なかなかこれは難しい問題ですけれど、実際に各担当の部署は自治会のほうにいろいろなさまざまなものを、依頼をしたりとかお願いをしているわけですね。いうたらその機能がなくなってしまうと、今、市としても大変困るわけでございますから。

それがほんとに先ほども言いました50%を割ると、少数の人の集まりが、人がそういうふうなことだけを負わなければ、いうたら義務を負わなければならないというふうなことになりますのでね。その点もうほんとに数年で50%を割るというような、そういうふうな状況になっていますから、早急に全庁的にやっぱり考えて何らかの対策をいただきますように、これはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

例えば現在の自治会長に自治会連合会から、自治会に入っていない人を排除するのではなくて、やっぱり勧誘に行ってもらったというようなことが、もうまずはそこをさせていただかなければならないというふうに思いますのでね。そういうふうなこともちょっと自治連合会と相談していただきながら、進めていただきますようによろしくお願ひします。

続いて、別府コミュニティセンターの運営についてですけれども、別府コミュニティセンターも市の公共施設でありまして、別府地域は交通の便が便利と言えない地域でありまして、味生公民館、新鳥飼公民館、鳥飼東公民館には、ここはセッピー号が乗り入れをしております。

交通不便地であるこの別府のコミュニティセンターに公共施設巡回バスの乗り入れをすれば、稼働率というふうなことでは上昇につながると思うんですけども、その点、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 公共施設巡回バスのコース延伸につきましては、運行距離の増加に伴います減便の問題や、また、別府地域には道路幅が狭く、公共施設巡回バスの進入が困難であるなどの課題がありますことから、コースの延伸は困難であるものと考えております。

しかし、別府コミュニティセンターからは少し離れますが、中央環状線以西を運行しております市内循環バスの別府バス停がありますことから、ご利用していただきたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 例えば鳥飼の人とか、千里丘の人が別府コミュニティセンターを利用するといったときに、そしたら何でというふうな。車を利用されている方であれば、駐車場がありますので、利用はしやすいと思います。

実際のところ、そしたらどうやってくるねんというふうなことで別府のバス停から歩けというふうなことであっても、そのバスの便数もなかなかなかったりとか、千里丘の方、鳥飼の方がずっとバスを乗り継いできてというふうなことにはなるのが現状だというふうに思います。

現行の公共施設巡回バスを別府コミュニティセンターにコースを延伸するとなると、今の便数が減少になるというふうには思いますのでね。例えばもう一便ふやしてとか、



いうふうに思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 空家に対する苦情、相談につきましては、現在、自治振興課から所有者宛てに改善に向けた依頼文書を通知されておりますけれども、所有者と連絡がとれない場合や、また、所有者を特定できない場合などもあると伺っております。

管理不全に至るケースといたしましては、所有者の高齢化や相続発生による問題のほか、親族など関係者が遠方に居住していることから、建物に関する関心が薄い場合もあり、今後は周辺に迷惑をかける困った空家の対策だけでなく、発生予防の必要性も現在感じているところではございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 法改正の時期が見えない中で、特に連棟長屋の市のかかわり方については、どのように考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 長屋住宅の場合、壁1つで隣接者と接しておりますことから、迷惑をこうむる程度が甚だしいことは十分認識しておりますけれども、長屋住宅につきましては、この法律では手を出せないという状況でございます。

現状で行政のできることといたしますと、所有者の確認と連絡に限られている状況ではありますけれども、所有者と連絡がとれました場合は、問題が解決した事例は多くあります。今後とも、所有者の特定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 相続放棄された空家については、私、平成20年の第4回の定例会で質問させていただいたんです。それからもう

9年たって、全然解決をされないというのが現状であって、庁内の会議自身が何か既に30回以上されているというふうなことを伺っております。

住んでる市民からしますと、結局、会議は回数を重ねても、それよりも早く何とかしてほしいというのが、まずそれが声であって、その点、所有者の特定は円滑でスピーディーな対応は、これは大事だというふうに思うんですけれども、これは空家になる以前からやっぱりそういうふうな情報なりなんなりとか、地域の人が例えば空家になった場合にはここの空家の所有者はどなたであるかとか、そういうふうな情報というのはやっぱり隣近所の方が持つておくとか、知っておくとか、そういうふうな部分というのが大事だというふうに思うんですけれども、その点の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 建設部長。

○土井建設部長 今の所有者の特定ですけれども、所有者が特定されました場合、大概連絡をさせていただきますと、ほとんどの方が何らかの対応をされて、空家という苦情の解消には至っているわけですけれども、先ほどありましたように、所有者がなかなか特定できない。これにつきましては、法改正によりまして、法務局の土地家屋の登記簿や市外に本籍のある方の戸籍謄本などの照会、取得なども行政ができるようになりました。

それでもやはり、相続が何代にもわたっている場合というのは、なかなか行政であっても簡単には所有者を確認できないというのが現状でございます。

先ほど地域の方というお話がありましたけれども、昔は多分地域のコミュニケーションが非常に頻繁であって、どこの人が今

どうしてるかというのは、隣の人に聞けばわかるという、多分そういう状況であっただろうというふうに思っています。

だから、もし何かありまして、隣近所に聞きますと、引っ越しはったよ、息子はどこどこに住んでおりますよという情報が多分行くんやと思います。

我々行政でも確認できることと確認できないこともあるんですけども、ここにはまた最近個人情報保護というような観点もありまして、我々が取得して連絡をさせてもらって音信不通、なかなか返事が返ってこない。その情報をじゃ、お隣にお教えすることができるかという、今の法律ではなかなか難しいという状況もございます。

この辺、特に長屋の問題につきましては、4軒ないし3軒で1つの建物となっておりますことから、なおさら扱いが難しいというふうに考えております。

今後につきましては、現在困っておられる方につきましては、なかなか今、お話にありましたように解決できないのは心苦しいところではありますけれども、我々としては、今、空家の情報、空家の実態調査、それらも実施しております。

特に長屋住宅等につきましては、皆さんが今、普通に住んでおられる状態から、将来的に空家になった場合の問題、また、我々としては啓発、予防、そういう将来空家にならないための予防的なそういう対策も、今、危険な空家を取り壊せるかどうかというのも1つなんですけれども、将来的な予防的な啓発につきましても、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 ことしの7月に新聞に載っていたんです。所有者が死亡し、相続人もわからない空家の処分を進めるため、大阪弁護士会が大阪地方検察庁に対して、相続財産管理人の選任申し立てを積極的に行うように申し入れたということで、民法上、申し立てができるのは債権者などの利害関係人と検察官だけだが、検察官による事例はほとんどないというようなことで、この中で箕面市がこの管理人の選任を申し立てる試みをされてるといような記事が載りますので、摂津市もこれは費用はかかりますけれども、こういうふうなことはぜひとも考えていただきたいというふうに思います。要望としますので、よろしく願います。

続いて、学童保育室の民間委託についてですけれども、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まりまして、学童保育事業の位置づけが明確となりました。

本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定をされたわけでございますけれども、市以外の民間事業者が学童保育事業をしている所があるのか、見解を伺いたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 先ほどのご答弁の繰り返しになりますが、現在のところ、私どもの条例に基づいて、学童保育事業を実施している事業者はございません。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 すいません。ちょっと1回目と同じような質問をさせていただいたみたいですが、現在、民間の保育所等が空き室や園庭に保育所と別棟で建設したときなど、その基準をクリアした上での社会福祉法人等民間事業者が事業を実施する場

合は、市からの補助があるのか、以前はあると聞いているんですけども、改めてお聞きしたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○北野教育次長 社会福祉法人等が学童保育事業を実施するため、新たに施設を整備し、市町村が社会福祉法人に補助を行った場合には、子ども・子育て支援整備交付金に基づく補助制度がございます。

また、市町村が法人等に対して運営に対する補助を行った場合には、子ども・子育て支援交付金に基づく補助制度がございます。

○藤浦雅彦議長 森西議員。

○森西正議員 他の議員からの質問でも答弁で、民間に力をいただくというような、そのような先ほどからの検討していくというようなご答弁がありますけれども、それも1つありまして、やはり延長保育とか、そういうふうな部分も考えていただいて、学童保育事業自身は小学校6年まで延長保育をするというふうなことではなっておりますので、摂津市の裁量の中で、今、小学校3年生というふうなことになっておりますので、ぜひともそういうふうな部分も進めていただきたいというふうに思います。

今現在やっている、公、市がやっている学童保育室とあわせて、民間事業者がされる学童保育室、それもあわせて考えていただいて、子どもたちのためになるようにぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 森西議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

-----  
(午後3時 9分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き、再開します。

日程2、議案第75号など11件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第75号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第84号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例制定の件、議案第85号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第86号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第87号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第88号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、以上6件について、12月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第88号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 文教上下水道常任委員長。

(水谷毅文教上下水道常任委員長 登壇)

○水谷毅文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第76号、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第77号、平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)、以上2件について、12月7日、委

員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(増永和起民生常任委員長 登壇)

○増永和起民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第75号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第78号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第79号、平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)及び議案第80号、平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上4件について、12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 議会運営委員長。

(南野直司議会運営委員長 登壇)

○南野直司議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第75号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分について、12月15日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 日本共産党議員団を代表して、議案第88号について反対の討論を行います。

本議案は、地域の薬局でスイッチOTC医薬品として指定された物を購入した場合に、年間1万2,000円を超える額について、最大8万8,000円まで所得控除するという地方税法の改正に伴うものです。

今回のセルフメディケーション税制、医療費控除の特例は自分自身の健康に責任を持ち、軽度の身体の不調は自分で手当てするとの理念を打ち出していますが、自己判断で薬を購入し、服用を続けることは、必要な受診のおくれや副作用、病状悪化につながるリスクがあり、これを税制面から推進するもので反対です。

消費者庁は2年前の4月に、過去5年間に一般医薬品の副作用報告数が合計1,225例あり、このうち副作用で死に至った症例と後遺症が残った症例が、それぞれ15例あり、一般医薬品の副作用でも極めて重篤な状態に陥ることを警告しています。

また、日本医師会の3年前の調査報告では、6割の医師が生活習慣病のような長期にわたる疾病の治療薬をOTC医薬品として認可することに対し、反対しています。

セルフメディケーション税制はことし1月1日から5年間の利用期間という期限つきという点で、来年2月の確定申告において、所得控除につながっていきます。従来の医療費控除との選択制ではありますが、ほんの少し税金を払っている方にとっては、この制度を選択した場合、非課税になる可能性もあるわけで、1年おくれの今回の条例改正提案ですが、関係機関にも協力を求

め、この制度の周知徹底を図ることを求め、  
討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第84号、議案第85号、議案第86号及び議案第87号を一括採決します。本10件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本10件は可決されました。

議案第88号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議案第89号など6件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第89号、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の主な内容といたしまして、本日、議案第94号として上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う増額補正でございます。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ3,090万1,000円を追加し、その総額を348億3,983万7,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきましては、款18繰入金、項2基金繰入金、3,090万1,000円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、条例制定による職員の給与改定に伴う人件費を款1議会費から款9教育費までの各款において計上いたしております。また、16ページ、款3民生費、項1社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を68万4,000円、介護保険特別会計繰出金を54万4,000円、それぞれ増額いたしております。

これらは議案第94号の条例制定により、一般会計と同様に、特別会計で人件費の補正を行うことに伴い、一般会計からの繰出金を調整するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、30ページからの給与明細書に記載いたしております。

以上、平成29年度摂津市一般会計補正予算(第6号)の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 議案第90号、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容といたしましては、本日、議案第94号として上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に伴う増額補正でございます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと存じます。まず、第1条は総則を定めたものでございます。

第2条は収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1水道事業費用は、既決額19億3,740万2,000円から142万6,000円を増額し、補正後の額を19億3,882万8,000円とするものでございます。これは項1営業費用において、既決額18億4,777万1,000円から142万6,000円を増額し、補正後の額を18億4,919万7,000円とするもので、その内容につきましては、11ページから12ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1資本的支出は、既決額12億1,915万7,000円から9万9,000円を増額し、補正後の額を12億1,925万6,000円とするものでございます。項1建設改良費においては、既決額9億8,654万4,000円から9万9,000円を増額し、補正後の額を9億8,664万3,000円とするもので、その内容につきましては、12ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額5億3,631万7,000円を5億3,641万6,000円に改めるとともに、補填財源は過年度分損益勘定留保資金4億6,518万1,000円を過年度分損益勘定留保資金4億6,528万円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費は既決額3億6,903万4,

000円から152万5,000円を増額し、補正後の額を3億7,055万9,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は3ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は4ページに、給与費明細書は6ページから10ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第91号、平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容といたしましては、本日、議案第94号として上程しております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に伴う増額補正でございます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと存じます。まず、第1条は総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1下水道事業費用は、既決額39億3,383万3,000円から54万4,000円を増額し、補正後の額を39億3,442万7,000円とするものでございます。これは項1営業費用において、既決額30億6,371万6,000円から54万4,000円を増額し、補正後の額を30億6,426万円とするもので、その内容につきましては、11ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1資本的支出は、既決額

44億9,401万3,000円から17万2,000円を増額し、補正後の額を44億9,418万5,000円とするものでございます。項1建設改良費においては、既決額5億7,071万4,000円から17万2,000円を増額し、補正後の額を5億7,088万6,000円とするもので、その内容につきましては、11ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額12億5,962万7,000円を12億5,979万9,000円に改めるとともに、補填財源は当年度分損益勘定留保資金11億24万9,000円を当年度分損益勘定留保資金11億42万1,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額1億369万円から71万6,000円を増額し、補正後の額を1億440万6,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は3ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は4ページに、給与費明細書は6ページから10ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

（堤保健福祉部長 登壇）

○堤保健福祉部長 それでは、議案第92号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内

容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、本日、議案第94号として上程いたしております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に伴う増額補正でございます。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億3,037万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきましては款8繰入金、項1一般会計繰入金、68万4,000円の増額は、人件費の補正を行うことに伴う職員給与費等繰入金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、68万4,000円の増額は、条例制定による職員の給与改定に伴うものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載をいたしております。

以上、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第93号、平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、本日、議案第94号として上程いたしております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に伴う増額補正でございます。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億2,206万9,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきましては、款6繰入金、項1一般会計繰入金、54万4,000円の増額は、人件費の補正を行うことに伴う職員給与費等繰入金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、54万4,000円の増額は、条例制定による職員の給与改定に伴うものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載をいたしております。

以上、平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

（山本市長公室長 登壇）

○山本市長公室長 議案第94号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は給与勧告制度により、民間給与との格差及び世代間給与配分の観点から、若年層に重点をおいた俸給表に水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月額も引き上げが示されました平成29年人事院勧告に伴うものでございます。

給与月額は本市の全会計職員について、給与表を見直した結果、平均で約0.22%の水準の引き上げとなり、勤勉手当に

つきましては、勧告どおり、支給月額を引き上げるもので、地方公務員法に定めます情勢適応の原則、均衡の原則に基づき、既に法律改正がなされております国の一般職の職員に準拠した形で改正するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。議案参考資料の議案第94号関係をあわせてごらんいただきますよう、お願いいたします。

第3条第3項の表は、任期付職員の給与月額を任期の定めのない職員の給与月額に準じて改正を行うものでございます。

第24条第3項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月額を0.1月分、同項第2号は再任用職員の勤勉手当の支給月額を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

第27条につきましては、臨時職員及び非常勤職員の給与限度額について、任期の定めのない職員の給与月額に準じて改正を行うものでございます。

附則第28項は、附則第25項の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の総額についての取り扱いを規定したもので、支給月額の引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。

別表第1は、任期の定めのない職員の給与月額について、国の一般職に準拠した改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項にはこの条例は公布の日から施行する旨を、第2項には改正規定の適用の日を、勤勉手当は平成29年12月1日とし、その他は平成29年4月1日とする旨を、第3項には条例の規定により支給されました給与は、新条例の規定により支給される給与の内払いとなる旨を、第4項にはこの条例の適用

に関し、必要な事項は市長が定める旨を規定いたしております。

なお、このたびの給与条例改正に伴う所要額は、全会計合計で3,314万2,000円となっております。

以上、議案第94号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。三好義治議員。

○三好義治議員 今回の改正につきましては、人事院勧告によるものという理解はしてるんですけども、1点だけ共通点の中で、それぞれ上がってくるのが期末手当と勤勉手当、それから地域手当は記載されてるんですけども、本給ベースで率が上がった場合に、それと連動して、今後、1月、2月、3月の給与体系の中で上がってくるんが、残業手当、それから休日、時間外勤務手当ですね。

これが本給ベースに対して率で掛けて、時間計算で上がってくると思うんですけども、この中にこれからの上がってくる率、それがちょっと反映されてないように感じるんですが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○山本市長公室長 議員のおっしゃるとおり、給与改正に伴いまして、時間外勤務手当の単価が改正されるということは、ご指摘のとおりでございます。

当初予算の時間外勤務の予算現計におきまして、執行率であるとか、職員の状況を見きわめて判断しましたところ、当初予算、可決をいただいている額で補正なく今のところはいけるというような状況でございますので、今回、補正には計上をさせていただいてないというような状況でございます。

○藤浦雅彦議長 三好義治議員。

○三好義治議員 時間管理を行うのに、当初予算で計上されてて、そのパイの中で運用が賄えるということは理解できるんですけど、それを抑制しないようにやるためには、やっぱりこの率が上がれば、予算現額としてその部分も上げとくというのが、私は道理やと思うんですけどもね。

ただ、申し上げおきたいのは、そういう連動した部分は十分検証していただいていることは理解はまず一定しますね。あと、残業が、時間外勤務をしてんのに、この予算がいっぱいだとということでカットをしないということを十分留意していただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○藤浦雅彦議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本6件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。通告がありますので、許可をします。香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 大阪維新の会を代表して、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号について、反対討論を行います。

国の人事院勧告により、人件費引き上げ改定がなされようとしています。今回、特別職については人事院勧告に沿わず、現行のまま、引き上げ改定を実施していません。平成28年度の決算として、歳入では市税収入が前年度より約10億8,000万円増加しました。これは市たばこ税と固定資

産税の増収が大きな要因です。

歳出では、前年度に小・中学校耐震補強が完了したことにより普通建設事業費が大きく減少したものの、医療給付費などの扶助費や特別会計への繰出金が増加しました。

財政の弾力性を示す経常支出比率は、経常一般財源等、総額の増加が経常経費充当、一般財源総額の増加を上回ったため、94.8%と前年度から1.6ポイント改善しました。

ただし、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債発行額を除いて算出すると、97.5%となり、義務的経費である人件費、扶助費、公債費に繰出金などを加えた経常経費を市税などの毎年経常的に収入される財源で辛うじて賄う危険な状態であることを示しています。

以上のような財政状況が厳しい中、一般職についても特別職同様に、人事院勧告に沿うべきではありません。その財源でもって、市民の福祉向上に寄与すべきであります。

したがって、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号の反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第89号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第90号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第91号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第92号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第93号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第94号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第21号など2件を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終

わかります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第21号及び議会議案第22号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで、平成29年第4回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 三 好 俊 範

摂津市議会議員 松 本 暁 彦

☆ 添 付 資 料

## 平成29年第4回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
12 / 5	火	本会議（第1日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決  (議会議案届出締切 17:15)	10:00
6	水			
7	木		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
8	金		総務建設常任委員会（301会議室） 委員会予備日  (一般質問届出締切 12:00)	10:00
9	土			
10	日			
11	月		委員会予備日	
12	火			
13	水			
14	木			
15	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
16	土			
17	日			
18	月			
19	火	本会議（第2日）	一般質問	10:00
20	水	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

平成29年第4回定例会

## 〈総務建設常任委員会〉

- 議案 第 75 号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分  
議案 第 84 号 摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例制定の件  
議案 第 85 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 86 号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 87 号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案 第 88 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案 第 76 号 平成29年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案 第 77 号 平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）

## 〈民生常任委員会〉

- 議案 第 75 号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分  
議案 第 78 号 平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案 第 79 号 平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案 第 80 号 平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 〈議会運営委員会〉

- 議案 第 75 号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分

# 平成29年 第4回定例会 一般質問要旨

## 質問順位

- |            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1番 香川良平議員  | 2番 松本暁彦議員  | 3番 檜村一臣議員 |
| 4番 水谷毅議員   | 5番 光好博幸議員  | 6番 三好俊範議員 |
| 7番 三好義治議員  | 8番 増永和起議員  | 9番 福住礼子議員 |
| 10番 中川嘉彦議員 | 11番 村上英明議員 | 12番 安藤薫議員 |
| 13番 南野直司議員 | 14番 森西正議員  |           |

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

### 1番 香川良平議員

- 1 ふるさと納税について
- 2 生活保護について
- 3 水道事業の今後の見通しについて
- 4 阪急京都線連続立体交差事業について

### 2番 松本暁彦議員

- 1 中期財政見通しにおいて平成35年に基金が枯渇することへの対策について
- 2 摂津優品(せつつすぐれもん)とふるさと納税との連携について
- 3 Facebookの活用によるシティプロモーションについて
- 4 (仮称)健都プロジェクトチーム(推進室)創設について
- 5 庁内における危機管理体制としての(仮称)危機管理監の設置について
- 6 安威川ダムについて

### 3番 檜村一臣議員

- 1 投票率の向上について
- 2 路上喫煙禁止地区について
- 3 通学路の安全対策について

### 4番 水谷毅議員

- 1 家庭における火災予防について
- 2 SNSを活用した子どもの相談窓口について
- 3 学力向上と教員の力量アップについて
- 4 学童保育について

## 5番 光好博幸議員

- 1 空き家・空き店舗等について
- 2 高齢者に対する福祉サービスについて
- 3 広報広聴について
- 4 人事施策について

## 6番 三好俊範議員

- 1 2025年以降の摂津市の財政状況について
- 2 中学校給食のあり方について
- 3 府道正雀停車場線及び正雀一津屋線の安全対策について

## 7番 三好義治議員

- 1 都市公園の管理について
  - (1) 公園内トイレのバリアフリー化について
  - (2) 一時避難場所として防災資器材の設置状況について
- 2 交通安全対策について
  - (1) 自転車レーン設置状況及び歩道の整備について
  - (2) 交通事故危険箇所対策の進捗状況について

## 8番 増永和起議員

- 1 国保府内統一化による悪影響を市民に及ぼさないことについて
- 2 せっつ高齢者ががやきプラン第7期で介護保険料を引き下げ、サービス充実を行うことについて
- 3 市民サービスコーナー廃止の影響について
- 4 市・府民税特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載しないことについて
- 5 旧別府公民館の売却をやめ、地域のために活用することについて
- 6 東別府雨水幹線を早期に整備することについて

## 9番 福住礼子議員

- 1 国立健康・栄養研究所の健都への移転について
- 2 安威川以北に児童発達支援センターを設置することについて
- 3 障害のある人の雇用の拡大について
- 4 防災教育の取り組みについて
- 5 子育て世代包括支援の充実について

## 10番 中川嘉彦議員

- 1 摂津市のグローバルゼーションについて

## 11番 村上英明議員

- 1 ウォーキングコース上の公園への健康器具設置について
- 2 コミュニティプラザでの結婚式開催について
- 3 鶴野橋歩道から新幹線公園に直接アクセスできる歩道橋設置等について
- 4 市立集会所のバリアフリー化等について

## 12番 安藤薫議員

- 1 子育て支援の充実について
  - (1) 待機児童解消に向けた取り組みについて
  - (2) 公立保育所の民営化方針を見直すことについて
  - (3) 学童保育の充実について
  - (4) 第1児童センターの充実と第2児童センター設置について
  - (5) 就学援助費等経済的支援策の充実について
- 2 今年6月に公表された「洪水浸水想定区域」の摂津市地域防災計画への反映と見直し等について
- 3 旧市営鳥飼野々団地跡地のコミュニティセンター構想等について

## 13番 南野直司議員

- 1 スマートフォンアプリを活用し、健康・子育て・イベントなどの市政情報を提供できるシステムの構築について
- 2 総合体育館の建設と、スポーツグラウンドの充実について
- 3 まちごと元気！スニーカー通勤の実施について

## 14番 森西正議員

- 1 自治会加入率について
- 2 別府コミュニティセンターの運営について
- 3 空き家対策について
- 4 学童保育室の民間委託について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 第 81 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	1 2 月 5 日	同意
報告 第 16 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	( 1 2 月 5 日 報告)	
認定 第 1 号	平成 2 8 年度撰津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 2 号	平成 2 8 年度撰津市水道事業会計決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 3 号	平成 2 8 年度撰津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 4 号	平成 2 8 年度撰津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 5 号	平成 2 8 年度撰津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 6 号	平成 2 8 年度撰津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 7 号	平成 2 8 年度撰津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 8 号	平成 2 8 年度撰津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
議案 第 75 号	平成 2 9 年度撰津市一般会計補正予算 (第 5 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 76 号	平成 2 9 年度撰津市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 77 号	平成 2 9 年度撰津市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 78 号	平成 2 9 年度撰津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 79 号	平成 2 9 年度撰津市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 80 号	平成 2 9 年度撰津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 82 号	損害賠償の額を定める件	1 2 月 5 日	可決
議案 第 83 号	損害賠償の額を定める件	1 2 月 5 日	可決
議案 第 84 号	撰津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 85 号	撰津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 86 号	撰津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 87 号	撰津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 88 号	撰津市税条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 89 号	平成 2 9 年度撰津市一般会計補正予算 (第 6 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 90 号	平成 2 9 年度撰津市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 91 号	平成 2 9 年度撰津市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 92 号	平成 2 9 年度撰津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 93 号	平成 2 9 年度撰津市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 94 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決

請願 第 2 号	北摂で一番高い上下水道料金の引き下げを求める請願	12月5日	不採択
議会議案 第 21 号	保育士の処遇改善を求める意見書の件	12月20日	可決
議会議案 第 22 号	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の件	12月20日	可決